

農地調整法改正の際ににおいて新らたに 二四、一、四
考慮すべき事項（粗案）その一

農地部

第一 農業扶同組合による農地の管理

(1) 農地の所有者又は耕作者は、いつでも農地を買取る場合は、農業扶同組合に申出ることができる。

(2) 本項の申出によって農業扶同組合が農地を買取る場合は、森林中央金庫は、所要の資金を融通する。

(3) 申出の他にも手続ち、事由不耕作を経続することができるため第一項により一時農地の管理を農業扶同組合へ譲り出す場合は、その事由が解消し、且し耕作者と如じきようなら、たゞ

耕作の結果に農地の返還を受け耕作を行ふこと

不ふるよう法文を以て明かにす。

(4) 市町村農地委員会は、農地の貸貸借關係を合理化するとともに小作地の耕作者の遷居を通じてその必要があると認める場合は、当該農地に就いて直接受農地の負擔権へ耕作を許さない、これと併く以下の規定へは複数の投票権をもつて農業扶同組合を通じて投票する事とする。但し、市町村農地委員会は、市町村農地管理委員会が市町村農地委員会にて投票する事とする。

(5) 各の投票権をもつて投票する事とする場合は、市町村農地委員会にて投票する事とする。但し、選舉権者は四分之三以上が投票し且つ投票率は二割以上であることを要とする。

(6) 著しく効果なく次の通りである。

(7) 農業扶同組合が農地の借用権を取得する場合は、市町村農地委員会にて投票する事とする。

第二

(2) 第四項に於ける農業共同組合が農地の賃借権を取得し、譲渡し又は設定する場合は、民法第六二二條第一項の承諾を必要とする。

(3) 市町村農地委員会は、農業共同組合が当事者としない農地の賃借権の譲渡又は設定について承認することができない。

農地の耕作権分配分の調整

(1) 市町村農地委員会は、農業經營を合理化し農業生産を増強するため特に必要があると認めるとときは、左の掲げる場合に限り、耕作権の配分を調整するため、農地につき賃借権を取得しようとする者に対する賃借権の設定又は譲渡に關する所有者又は耕作者と協議することを承認することができる。

(2) (i) 農地の所有者その他耕作の権限を有する者が耕作していない場合
(ii) 農地の利用が充分でなく、且つ、耕作者がその農地について耕作権を失うことによって生活に困難を来たすおそれから、場合。

(3) 二人以上の耕作者が共同耕作によって農業經營の合理化を図ることを承認する。

3. 農地の集団化しようとする場合

(1) 市町村農地委員会は(2)の(1)(ii)に該当する農地がある場合を公示して耕作希望者を募り、適格者を選定して、その農地の所有者又は耕作者に対し、賃借権の設定又は譲渡について協議を求めることが承認する。

(2) (i) (1)に該当する場合は、共同耕作を目的として農地の集団化を行はうとする者の申請によつて市町村農地委員会が承認する。但し、この場合の承認は、当該所有者又は耕作者に対し、地目、等位、地積、農地の距離等を総合的に勘案して近似する農地について、賃借権の設定又は譲渡ができる場合に限る。

(4) 市町村農地委員会が又は他の承認を行うには、都道府県知事の認定を受けなければならぬ。

(5) 又は他の協議が調はない場合又は協議を行うことができない場合は承認を受けた者は申請して、その市町村農地委員会は、賃借権の設定や譲渡について裁定を行う。裁定の内容に従つて貸借契約又は譲渡を承認する。

(6) つきの二つについては、第一(4)及び(7)を準用する。

第三 農業協同組合による少作料の一括授受

(1) 市町村農地委員会は、農業協同組合の同意を得て、少作料の一括授受を許す。少作料の括受をなすべきことを決定することができる。
(2) こより少作農は、直接地主に対して少作料を支拂うことができず、地主から少作農に対して直接その支拂を請求することはできない。

少作農が、少作料と一緒に自己の預金を地主の預金に振り替えるべきことを農業協同組合に請求したときは、少作料を支拂つたものとみなされる。

第四 農地の移動統制

(1) 政府の賣渡しに農地については、病気やその他止むを得ない事由で耕作を継続することができないために一時他人に賃貸する場合及び農業協同組合に対する抵当权を設定する場合で都道府県知事の許可、一夫場合を除き、权利の移転又は設定を行うことができない。

(2) 以外の農地に寄り所有権や他の权利の設定又は移転は、農業協同組合に対する抵当权を設定する場合を除きすべて市町村農地委員会の承認を必要とする。但し使用目的の変更を目的とする权利の設定又は移転は都道府県知事の許可を必要とする。また從来の自作農創設維持事業による自作地以

(3)

外の農地について抵当权を設定する場合は、市町村農地委員会の承認を必要としたい。

市町村農地委員会は、左に掲げらる場合は、(1)の承認を行ふ。
とができない。但し、農業協同組合が第一によって権利を取得する場合は、
この限りでない。(1) 自ら耕作の業務の目的に供するもとと認められない場合。
(2) 権利を取得しようとする者が、その権利を取得して概ね北海道
で一町歩、都府県で二段歩以上農業となる見込みのない場合、
但し、この面積は知事が都道府県農地委員会の意見をもいて
全部又は一部(約五割程度)変更することができる。また権利を取得
しようとする者の事情により、市町村農地委員会が特に承
認することを相手と認める場合は、知事の認可を受けた承認
することができる。

(4) 農業生産の低下を二六すことが明らかな場合。

二七、他の借入人が転貸しようとする場合。但し、農地賃貸

借契約書四記載の場合は、こう限りでない。

第五

農地の漁業規制

一町歩以上の農地の漁業は、農林大臣の許可を必要とする。國が一町歩以上、農地を漁業する場合は、主務大臣は農林大臣に協議しなければならぬ。

第六

農地の価格統制

(註) (1) 農地価格については、交換分合の差金決済及び担保の点から見て、交換することが困難となってきたが、假に現行の統制價格を底土種別ごとに定めることとされるならば、自作収益價格の觀念は違稀でさ收拾不能に陥るので、なもして現行通りとする。

(2) 使用目的の変更等、内容とする農地の譲渡については、知事が特別許可することができる。林地置する。

第七

賃借权の確立

一時賃貸借の場合には、期間満了前に契約更新の拒絶の旨の通知をしないことは、同一條件で賃貸借が更新されること及び通知時期はいつでそ差支えないと法文上明かにする。

第八

小作料の統制

(1) 小作料の額その他「農地賃貸借契約書」に記載された小作契約の條件を定める場合は、小作契約書に記載し、市町村農地委員会の承認を必要とする。
(2) 裁判上の和解又は小作調停法による調停で決定した小作料その他の小作料も農林大臣、都道府県知事又は市町村農地委員会の適正化の対象とすることができる。

第九 小作調停制度

- (1) 農用薪炭林・採草地又は放牧地の利用關係に関する争議に付する小作調停制度を適用する。
- (2) 裁判所が小作調停の申端を受達したときは、市町村農地委員会が解任附註を受けねばならない。但し市町村農地委員会がその申請書の斡旋を試みた場合は二ヶ月以内に裁判所が小作調停を行ふ場合の事及び市町村農地委員会が同該薪炭林・採草地又は放牧地の争議を調停する場合は二ヶ月の意見とよく外れて当該の調停を試みた場合は都道府県農業委員会が小作調停の有り意見を下す。
- (3) 裁判所が小作調停を行ふ場合の事及び市町村農地委員会が同該薪炭林・採草地又は放牧地の争議を調停する場合は二ヶ月の意見とよく外れて当該の調停を試みた場合は都道府県農業委員会が小作調停の有り意見を下す。
- (4) 小作調停^{審理}は都道府県農地委員会の推薦する者にてモ裁判所に
- 還付する。但し裁判所が特に適切と認める存続する場合は別途審理を許さざる。
- (5) 農地等の借用契約の解除、解約又は更新の拒絶についての争議の権が市町村農地委員会に移譲される場合は二ヶ月の小作調停成立すれば、あらかじめ市町村農地委員会の承認を必要としない。

第十 市町村農地委員会の組織

- (1) 市町村農地委員会は昭和三十一年度において市町村農業調整委員會と合併し、市町村農業委員會となる。
- (2) 農地委員の任期は二年であるが第二回總選挙によって選出された委員の任期は(1)との周保で農林大臣が短縮することができる。

(1) 形町行農地主会議、天放に選舉する者十人(農業委員会は十人)とし、この十人が選舉する場合の選舉金額を以て、選舉金額より同意を得て、選舉の権利を有する三人以内の全員を選ばなければならない。

（2）委員会選舉方法：一、通りにて。

（3）各候補の選舉とす。全候補を拿とす。

（4）本候補を拿とす。候補者を順次決定するが、之等は、十人以下

（5）地主一戸一役、山高水深の細農の中、ある階層に属する者、
が二人以上なる場合は、得票率の順位は、十位以後の者、
（6）耕種面積一戸一役上げ当選とする。この規定によれば、
階層に属する者を二人とする。又、二支歩以上又は小作地の所有者とし、
其小作の場合は、貸付地が借入地と比べて二支歩以上ある場合、
不採用とす。二支歩以上の小作地の耕作者(地主兼耕作者)は、
借入地が貸付地に比べて二支歩以上多く、場合、「富農」には、
耕種面積が二支歩以下の半均耕作者面積三分の三以上者、零地主者
とす。耕作面積が二支歩以下の半均耕作者面積二分之一以下の者、

（6）大選挙會議にて、之若く、五箇階層に該当する者、
二十人に満たない場合は、之より階層の當選者が二人以上選ばれ、
之を差し、其選出された者。

（7）操上當選の場合は、法定投票數は、一段の場合は半数
以上である。

（8）段上當選の場合は、二階層に属する者で、前項へ
法則得票率の基準で、之が二人以上選ばれた場合は、其の階
層に属する者一人にて、之にて再選挙を行ふ。

（9）又、階層に属する委員会員が未て二人以上選ばれた場合は、
之より階層の次点者から補充するが、補充の際は、之より
の階層内において補闕選挙を行ふ。

（10）前各号に並びて二階層に属する者は、そつづルク(階層)
にて一人と數えられる。

ノルニ、上等を除く、二種類の地方自治法及公衆議院議員選挙法
法典準用。

第十九条 材農地委員会の処分に対する取消方法

- (1) 市町村農地委員会の処分に対する不服の方は、處分の内閣以内、郡邑府縣知事に訴願する。
- (2) 郡邑府縣知事は、前項の訴願に対する裁決を行ひ、農業委員会の意見をうなづけたならば、

不満の郡邑府縣農地委員会に組織

ノルニ、別途に新設の委員会を設け、郡邑府縣農業調整委員会

合併して

ノルニ、新設の委員会を設ける。

ノルニ、直轄権は市町村、一級不動産、選挙権者に委員会不限。

ノルニ、市町村農地委員会の委員の被選挙権と同一とする。

ノルニ、委員の定数は、選挙権者十五人及び農林大臣不選挙者五人以内とする。

ノルニ、農林大臣は、若き者を委員として選任することを准許する。

ノルニ、選挙権者たる委員の過半数の同意が必要とする。

ノルニ、農業経営者又は學識経験者一人

ノルニ、農業技術者又は學識経験者一人

ノルニ、農政官員三人を減免する。

ノルニ、農業工又は農業水利、園芸、家畜試驗者二人

ノルニ、選挙権者市町村農地委員会の同種の職員

農地調整法及心自作農創設特別措置法
の一部を改正する法律案要綱(案)

二四、三、一六
農政局

第一 農地の移動統制の基準

耕作を目的とする農地の所有権又は賃借権の設定又は
移譲は、市町村農地委員会の承認に基いて行われるか、市
町村農地委員会は、次に掲げる場合は、この承認を行うこと
が出来ない。

- (1) 権利を取得しようとする者が、自ら耕作の業務の目的に供
するものと認められない場合
- (2) 権利を取得しようとする者の耕作面積が北海道では二町
歩、都府県では三反歩を基準として都道府県知事が定める
面積に達する見込みからい場合但し、市町村農地委員会
が特に必要と認めて知事の認可を受り不適合を除く。
- (3) 賃料を取得しようとする者が、所有し若しくは耕作する農地
の面積が、自作農創設特別措置法第三條第一項第三号の
面積へ都道府県農地委員会が、二歩(代々歩)面積を定め
たときは、その面積を超える場合又は他の者が、所有し若し
くは使用する牧野の面積と農地の面積の合計が同法第四
十條の二第一項第三号の面積(都道府県農地委員会がこ
れに代えべき面積)を越える場合但し、市町村農地委員会が特
に必要と認めて知事の認可を受けた場合を除く。
- (4) 農業生産の低下を招くことか明かな場合
- (5) 転貸借の場合但し、病氣等やむを得ない理由により一年以
内的轉貸借をする場合及び選舉における公務就仕による轉
貸借の場合を除く。

第二 農地の廃廢

都道府県知事が、五、〇〇〇坪以上の農地の廃廢を許可する場合は、農林大臣の承認を要する。

第三 小作料亭の改訂手續の簡易化

小作料の額その他の小作條件を小作農に不利に變更する場合は、從來都道府縣知事の許可を必要とした行政處の定めに基準又は市町村農地委員会が都道府縣知事の認可を受けた基準の範囲内で市町村農地委員会の承認によりこれを變更することができる。

第四 小作調停制度の改正

小作調停制度を次のよう改める。

(1) 農用薪炭林、採草地又は放牧地の利用關係に関する爭議についても小作調停制度を適用する。

(2) 裁判所や小作調停の申請を受理したときは、市町村農地委員

会の勧解に附さなければならぬ。但し、市町村農地委員会

かすでに当該争議の斡旋を試みた場合はこゝ限りない。

(3) 裁判所や小作調停を行う場合は、小作官又は小作主事及び市町村農地委員会の意見をきくまなければならない。但し、農用薪炭林、採草地又は放牧地に関する争議を調停する場合は、二の方の者の意見をきく外更に林業又は畜産の事務に関する都道府県吏員で知事の指定する者の意見をきかなければならぬ。

(4) 小作調停委員は都道府県農地委員会の推薦する者にて、裁判所に送任する。但し、裁判所が特に適当と認める者がある場合は別に送任することができる。

(5) 農地等の借貸賃借の解除・解約又は更新の拒絶に関する都道府県知事の許可権が市町村農地委員会に移譲された場合はこれにて小作調停が成立するが、あらためて市町村農地委員会の承認を必要とする。

第五 市町村農地委員会の改組

市町村農地委員会の組織を次のように改めり。

- (1) 委員の選挙資格及び被選挙資格は從前通りとする。但し、有権者と同一戸籍に属していても農地を所有せず且つ耕作に從事していない者は除かざる。
- (2) 委員の定数は、選挙による者十人及び選挙により委員となつた者の全員へ同意を得て都道府県知事が選任する者三人以内とする。
- (3) 選挙の方法は從前どおり階層別選挙とする。階層別区分及び階層別委員の定数は次のとおりとする。
- (1) 保有面積二分之一以上の小作地を所有する在郷に属する者 三人
(2) 二反歩(北海道では五反歩)以上の小作地を耕作する在郷に属する者 二人
(3) その他者 六人
- 小作地を所有し、且つ、小作地を耕作していろ在郷については、兩面積の差によって(1)又は(2)の区分を決定す。
- (4) その他選挙方法はさきほどの張り、地方自治法に準ずる。
- ### 第六 市町村農地委員会の処分に対する救済方法
- (1) 市町村農地委員会の処分に対する不服ある者は処分後二月以内に都道府県知事に訴願できる。
- (2) 都道府県知事が、前号の訴願を裁決する場合は、都道府県農地委員会の意見をきかなければならぬ。
- ### 第七 都道府県農地委員会の改組
- 都道府県農地委員会の組織を次のように改めり。
- (1) 委員の選挙資格は市町村農地委員会の選挙による委員と同一。被選挙資格は、市町村農地委員会の委員の被選挙資格と同一とする。
- (2) 委員の定数は、選挙による者十人及び選挙により委員となつた者の全員の同意を得て都道府県知事が選任する者五人以内とする。

(3) 選挙の方法は從前どおり階層別選挙とす。階層の区分及び階層別委員の定数は市町村農地委員会の組織と同一とする。

(4) その他選挙方法は市町村農地委員会の選挙に準ずる。

第八 自作農創設特別措置法の改正

農地等の買収に関する規定を次のように改めり。

(1) 農地の所有者が農地のある市町村に住所がないときは、特別の事由に基く一時不在を除いて從来すべて不在地主とせしむが、今後は農地を所有し且つ耕作していた者が正当事由に基いて^他市町村に移住し、その者の配偶者又は從来同居していた二親等内の血族がその家にあって農業を繼續していける場合、その者が将来再び旧住所に帰来する見込があるときは、市町村農地委員会はこれを在村地主として取扱うことができる。この場合には市町村農地委員会が二年毎に事業を審査することが必要であり、もし此の特な措置が妥当でなくなつた場合には、これを不在地主と認めることができる。

(2) 宅地、建物、農業用施設等の買収を適正にするため買収の基準を明かにする。

(3) 政府が賣り渡した農地について買受人が自作をやめようとする場合、政府が先買権を行使することになつて、自作農が自ら宅地として使用する場合又は農業上の利用増進のため使用する場合について都道府県知事が相当と認めれば先買権を行使しない。

(4) 民法施行法第四十七條第三項に規定する農地は、市町村農地委員会が買収を相当と認める場合は、政府がこれを買収して耕作者に賣り度す。

裏面白紙

法制局

農地調整法の一部を改正する法律案

第一條 農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第九條に次の一項を加える。

前三項、規定ハ自作農創設特別措置法第二十九條第二項ニ於テ準用スル第十六條又ハ同法第四十一條第一項、規定ニ依リ政府、賣渡シタル二塊(第一頃、二塊ヲ除ク)又ハ建物ニ付ニテ準用ス

第五條第三号中「農地」を前條ニ規定スル土地又ハ建物」に改め、

第九條、十を第九條、十二とす。

第九條、九中「第九條、二」を第九條、四、「第九條、三」を第九條、五、「第九條、七」を「第九條、九」に改め、同條を第九條、十一とし、第九條、八を第九條、十とす。

第九條、七中「第九條、二」を第九條、四に改め、同條を第九條、九とし、第九條、六を第九條、八とす。

第九條、五第一項中「行政官廳」を「主務大臣又ハ都道府縣知事」に改め、

第九條、三を「第九條、五」に改め、同條を第九條、七とし、第九條、四を第九條、六とし、第九條、三を第九條、五とす。

第九條、二第二項中「第九條、三」を「第九條、五」に改め、同條を第九條、四とす。

第九條、二市町村農地委員会、二府管轄第二項、規定ニ依ル承認、申請アリタル場合ニ於テ承認シ又ハ承認セサル旨ヲ議決シタルトキハ其旨を遲滞ナリ、当該債貸借、当事者其他、利害關係人遍知スベシ

前項、処分ニ対シ不服アル者ハ同項、通知ノリタル日ヨリ一月内ニ都道府縣知事ニ訴願スルコトヲ得

都道府縣知事前項、裁決ヲ為サンツルトキハ都道府縣農地委員会、意見ヲ聽コトヲ要ス。

第九條、三 農地、所有者、民法第二百七十六條、規定ニ拘ラズ求小

作人が有怨スベキ事由ナクニテ引續キ二年以上小作料ヲ帶納シテ
ル場合限リ農地ニ付存スル永小作權、消滅ヲ請求スルコトヲ得
第九條第一項第二項本文第三項乃至第六項及前條、規定ハ農
地、永小作、更新、拒絶ニ、第九條第三項乃至第六項及前條、
規定ハ農地ニ付存スル永小作權、消滅、請求ニ付之ヲ準用ス
第十條、一千九百九條及第九條、十一「第九條乃至第九條三
及第九條、十一」に改め。

直シ已ムヲ得サル事由ニ依テ通知ヲ爲スコト能ハザルトキハ公示ヲ以テ足ル
第十四條ノ六中「第十四條ノ三第一項ノ承認ヲ申請シタル場合ニ於テ」を「第十四條
ノ三第一項ノ承認又ハ第十四條ノ四ノ裁定ヲ申請シタル場合ニ於テ」に、「同項ノ承認
を「第十四條ノ三第一項ノ承認又ハ第十四條ノ四ノ裁定」に改める。

第十四條ノ八第一項中「通知ヲ受ケタル日」の下に「(同項但書)場合ハ當該公示ノ
日」を加える。

第十四條ノ九前六條ノ規定ニ依ル手続其ノ他)行為又ハ利便ハ當該土地又ハ立木
所有者其ノ範囲ニ關シ権利ヲ有スル者ノ承認人ニ付シテモ其ノ效力ヲ有ス

第十五條第二項中「監督ニ屬シ」の下に「当該市町村ノ區域内ニ存スル土地、物件又
ハ権利ニ付」を加え、「農地關係」を「農地關係等」に改め、同條に次の一項を加える。
市町村農地委員會前項第二号ニ掲ケル事項ニ付、耕作者又ハ土地、物件若ハ権利、所
有者、為必要アル場合ニ於テ、同項ノ規定ニ拘ラズ他ノ市町村ノ區域内ニ存スル土地、
物件又ハ権利ニ關スル事項ヲ處理スルコトヲ尊此ノ場合ニ於テ当該事項ガ他ノ市町村

農地委員会ノ処理スベキ事項ニ関係ヲ有シ之ヲ処理シ難キトキ又ハ処理スルコトヲ不相当ト認ムルトキハ都道府県農地委員会ニ付シ当該事件ノ処理ヲ申出ヅルコトヲ得
第十五條ノ二第二項中「第十八項」を「第十項」に、同條第三項中「左ノ各号ノ区分ニ從ヒ各号ノ一二該当シ」を「左ノ各号ノ区分ノ一二属シ」に、「当該各号ニ該当シ」を「当該区分ニ属シ」に改め、同條第五項の次に次の二項を加える。

第三項ノ規定ノ適用ニ付テハ農地ノ面積ハ土地台帳ニ登録セラレタル地積ノアル農地ニ在リテハ當該地積（市町村農地委員会當該地積ヲ以テ著シク不相当ト認メ別段ノ面積ヲ定メタルトキハ其ノ面積）、土地台帳ニ登録セラレタル地積ナキ農地ニ在リテハ市町村農地委員会ノ定メタル面積トス。

第三項各号ノ区分ハ選舉權又ハ放選舉權ヲ有スル者ノ登載セラレタル第十五條ノ五ノ規定ニ依リ調製セラレタル選舉人名簿ノ区分ニ依ル但シ選舉人名簿ニ登載セラレザル者ノ被選舉權、区分ニ付テハ當該選舉人名簿確定ノ期日ニ依リ之ヲ定ム選舉人名簿ニ登載セラレザル者ニシテ選舉人名簿ニ登載セラルベキ確定判決書ヲ所持スル者選舉權区分ニ付亦同ジ。

第十五條ノ三第一項中「~~本令ノ中以テ定ムトシ面積~~」を「一丈市以上（北海道ニ在リキト半丈步以上シ）面積」に改む（同居ノ親族若ハ其ノ配偶者）の下に「ニシテ年令二十年以上ノモノ」を、同條第二項中「前條第四項」の下に「第六項」を加える。

第十五條ノ四 市町村農地委員会ノ委員ノ選舉ニ關スル事務ハ市町村ノ選舉管理委員会之ヲ管理ス。

第十五條ノ五 市町村ノ選舉管理委員会ハ命令^五定ムル~~耕者~~申請ニ基キ毎年十二月一日現在ニ依リ共、選舉資格ヲ調査シ第十五條ノ二第十三項各号ノ区分毎市町村農地委員会委員選舉人名簿ヲ調製スベシ。

前項ノ場合ニ於テ申請ナキトキ又ハ申請ニ錯誤若ハ遺漏アルトキハ市町村ノ選舉管理委員会ハ職權ヲ以テ選舉人名簿ヲ調製シ又ハ之ヲ修正スルコトヲ得
選舉人ノ年令ハ選舉人も満定ノ期日ニ依リ之ヲ算定ス。

選舉人名簿ニハ選舉人ノ氏名、住所及主年月日並ニ其ノ者ノ所有シ又ハ耕作ノ業務ヲ當ム農地（第十五條ノ三第二項ニ於テ準用スル第十五條ノ二第十四項）ノ規定ニ依リ其ノ

六

者ノ所有スル農地ト看做ナレタル農地ヲ含ム)ノ面積等コ記載スベシ但シ第十五條ノ三第一項ニ規定スル同居ノ親族又ハ其ノ配偶者タル選挙人ニ付テハ氏名及生年月日ヲ記載スルヲ以テ足ル

前項ノ面積ハ第十五條ノ二第6項ニ規定スル面積トス

第十五條ノ六 委員候補者ハ各投票區ニ於ケル自己ノ登載セラレタル選挙人名簿ニ登載セラレタル者ノ中ヨリ本人ノ承諾ヲ得テ投票立会人タルベキ者一人ヲ定メ選挙ノ期日前二日迄ニ投票管理者ニ之ヲ届出ヅルコトヲ得但シ同一人ヲ届出ヅルコトヲ妨げズ前項ノ届出アリタル者ハ委員候補者死亡シ又ハ委員候補者タルコトヲ辞シタルトキハ其ノ者ノ届出ニ係ル者ヲ除ク以下同ジ)第十五條ノ二第3項各号ノ区分ニ付二人ヲ超エザルトキハ當該区分ニ付テハ其ノ者ヲ以テ投票立会人トシ二人ヲ超エルトキハ當該区分ニ付テハ届出アリタル者ニ於テ投票立会人ニスラ互選スベシ

第十五條ノ二第三項各号ノ区分ニ付投票立会人二人ニ達セザルトキ若ハ二人ニ達セザルニ至リタルトキ又ハ投票立会人ニシテ参会スルモノ投票所ヲ開クベキ時刻ニ至リニル区分ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

地方自治法第三十條第三項第七項乃至第九項第十一項ノ規定ハ投票立会人ニ付之ヲ準用ス

第十五條ノ七 衆議院議員選挙法第二條、第十三條乃至第十七條、第百四十一條及第百四十六條並ニ衆議院議員選挙法中改正法律(昭和二十年法律第44十二号)附則第八項第九項ノ規定ハ市町村農地委員会ノ委員ノ選挙ニ付之ヲ準用ス但シ衆議院議員選挙法第十三條中十一月五日トアルハ次年ノ一月二十日、同法第十七條第一項中十二月二十日トアルハ次年ノ三月五日、同條第二項中次年ノ十二月十九日トアルハ次次年ノ三月四日トス

第十五條ノ八 地方自治法第十七條、第十九條第四項、第二十條、第二十一條、第二十

八

四百零一項第一項、第二項第四項、第三項、第三十一條第一項、第三十二條第一項第三項
 第四項、第三十三條、第三十四條、第三十五條第一項、第三十六條第一項、第三十七
 條乃至第四十條、第四十一條第一項、第四十二條乃至第五十二條、第五十三條第一項乃
 至第五十九條乃至第六十一條、第五十五條乃至第五十七條、第五十八條第一項第三項乃
 至第六項、第五十九條乃至第六十一條、第六十二條第一項第二項、第六十三條、第六
 十四條、第六十六條第一項乃至第四項至第七項第八項、第六十七條、第六十八條第二項
 第三項、第六十九條、第七十條、第七十二條第一項第二項及第七十三條ノ規定ハ普通
 地方公共団体ノ長及都道府縣ノ議會ノ議員ノ選舉ニ關スル部分ヲ除クノ外市町村表地
 委員会ノ委員ノ選舉ニ付之ヲ準用入組シ地方自治法第四十條及第四十七條中「第三十
 條の規定」トアルハ「農地調整法第十五條」六の規定」ト、第六十條第三項中「第九
 十二條若しくは第一百四十一條」トアルハ「農地調整法第十五條」ニ十一」ト、第六十
 二條第一項中「選舉を行わないで當選人を定めることができず又は更に選舉を行わな
 いで當選人を定めてもなお當選人の不足數が第六十三條第一項にいう議員の欠員の数

と通じて當該選挙区における議員の定数（選挙区がないときは議員の定数）の六分の一
 を超えるに至つたとき」トアリ、第六十三條第一項中「選舉を行わないで當選人を
 定めることができず若しくは選舉を行わないで當選人を定めてもなおその欠員の数が
 前條第一項にいう當選人の不足数と通じて當該選挙区における議員の定数（選挙区が
 ないときは議員の定数）の六分の一を超えるに至つたとき」トアルハ「選舉を行わな
 いで當選人を定めることができないとき」（市町村農地委員会の委員の任期滿了前二箇
 月以内に當選人に不足又は委員に欠員が生じその数が通じて二人以下である場合にお
 いて市町村の選挙管理委員会が都道府県知事の承認を得たときを除く。）ト、同條第
 二項中「第六十條第一項の期限前に普通地方公共団体の議會の議員に欠員を生じた場合
 かつた者があるとき、又はその期限超過後にこれらのお由を生じた場合において第五
 十五條第二項若しくは第六十五條第一項の規定の適用を受けた得票者で當選人とな
 らなかつた者があるときは」トアルハ「當選人となるなかつた者があるときは」ト、

第七十二條第一項中「第十章及び第十一章並びに第百四十條第二項」トアルハ「第
章及び第百四十條第二項」トス。

第十五條ノ九を第十五條ノ三十五とする。

第十五條ノ十五第二項中「監督ニ属シ」の下に「当該都道府県、区域内ニ存スル土地
物件又ハ権利ニ付」を加文、「農地閑保」を「農地閑保等」に改め、同條に次の二項を
加之、同條を第十五條ノ九とする。

第十五條第三項ノ規定ハ都道府県農地委員会ニ付之ヲ準用ス但シ都道府県農地委員会
アルハ中央農地委員会トス。

第十五條ノ十六を第十五條ノ十とする。

第十五條ノ十一 市町村農地委員会ノ委員（第十五條ノ二第十項）規定ニ依リ選任セラ
レタル委員ヲ除ク）ハ当該市町村農地委員会ノ設置セラレタル市町村ヲ含ム都道府
ニ設置セラレタル都道府県農地委員会ノ委員ノ選挙權ヲ有ス。

市町村農地委員会ノ委員ノ被選挙權ヲ有スル者ハ当該市町村農地委員会ノ設置セラレ

タル市町村ヲ含ム都道府県ニ設置セラレタル都道府県農地委員会ノ委員ノ被選挙權ヲ
有ス。

第十五條ノ十二第一項中「トナリテ改め、同條第三項中「市町村農地委員会」を「市
町村農地委員会又ハ都道府県農地委員会」に改め、同條を第十五條ノ二十三とする。
市町村農地委員会又ハ都道府県農地委員会、定員ノ過半数ニヨル委員出席スルニ非ザ
レバ会議ヲ開クコトヲ得べ第十五條ノ二第三項各号ノ区分、一二席スル委員ノ全員欠
員ナルトキ亦同ジ但シ都道府県知事、認可アリタルトキハ此ソ限ニ在ラズ
第十五條ノ十二 都道府県農地委員会ノ委員ハ各選挙区ニ於テ之ヲ選挙ス
前項ノ選挙区ハ第十五條ノ二第三項各号ノ区分毎ニ省令、定ムル所ニ依リ都道府県ノ
選挙管理委員会之ヲ定ム

都道府県農地委員会ノ委員ノ選挙ニ於ケル選挙人ノ所属ノ選挙区ハ選挙人ノ住所ノア
ル市町村ニ依リ之ヲ定ム。

第十五條ノ十三 都道府県農地委員会ノ委員ノ選挙ニ開スル事務ハ都道府県ノ選挙管理

委員会之ヲ管理又

一一

第十五條ノ十四第二項を除キトヨリ、同條を第十五條、二十九とする。

主務大臣ハ中央農地委員會、請求ニ因リ都道府縣農地委員會之解散ヲ命本ルコトヲ得
第十五條ノ十四 都道府縣ノ選舉管理委員會ハ都道府縣農地委員會ノ委員ノ選舉ヲ行フ
場合ニ於テ都道府縣農地委員會委員選舉人名簿ヲ第十五條ノ十七ニ於テ準用スル第十
五條、二第ニ三項各号ノ区分ニ從ヒ各選舉區毎ニ調製シ其ノ指定シタル場所ニ於テ之ヲ
開原人ノ識覽ニ供スベシ

前項ノ選舉人名簿ニハ氏名及其ノ者ノ屬スル市町村農地委員會ノ名稱等ヲ記載スベシ
地方自治法第二十六條第三項前段第四項第六項ノ規定ハ第一項ノ選舉人名簿ニ付之ヲ
準用ス

第十五條ノ十五 都道府縣農地委員會ノ委員ノ選舉ノ投票區へ都道府縣ノ選舉管理委員
會ノ定ムル所ニ依ル

前項ノ規定ニ依リ投票區ヲ設ケタルトキハ都道府縣ノ選舉管理委員會之ヲ告示スベ

四 内

シ

第十五條ノ十六 前條ノ規定ハ都道府縣農地委員會ノ委員ノ選舉ニ於ケル開票區ニ付之
ヲ準用ス

第十五條ノ十七 第十五條ノ二第三項乃至第八項第十項第十一項本文及第十五條ノ六ノ
規定ハ都道府縣農地委員會ニ付之ヲ準用ス但シ第十五條ノニ第八項中五人トアル八十
人、三人トアルハ六人、二人トアルハ四人、同條第十項中都道府縣知事トアルハ主務
大臣、三人トアルハ五人トス

第十五條ノ十八 第一項及び第二項中「議決」の下に「裁定又ハ~~議決~~〔合ム〕」を加
え、同條を第十五條ノ二十七とす。

第十五條ノ十九 地方自治法第十七條、第二十一條、第二十四條第一項第二項第四項、
第二十七條第一項乃至第四項第六項第七項、第二十九條、第三十一條第一項、第三十
二條第一項第三項第四項、第三十三條、第三十四條、第三十五條第一項、第三十六條
第一項、第三十七條、第三十九條、第四十條、第四十一條第一項、第四十二條乃至第

一三

一四

五十二條、第五十三條第一項乃至第三項第九項乃至第十一項、第五十五條乃至第五十七條、第五十八條第一項第三項乃至第五十九條乃至第六十一條、第六十二條第一項第二項、第六十三條、第六十四條、第六十六條第一項乃至第四項第七項第八項、第六十七條、第六十八條第二項第三項、第六十九條、第七十條、第七十二條第一項第二項及第七十三條、規定ハ普通地方公共団体、長及市町村ノ議会ノ議員ノ選挙ニ用スル部分ヲ除クノ外都道府縣農地委員会ノ委員ノ選挙ニ付之ヲ準用ス但シ地方自治法第四十條及第四十七條中「第三十條の規定」トアルハ「農地調整法第十五條ノ十七において準用する第十五条ノ六の規定」トアルハ「農地調整法第十五條ノ十七において準用する第十五条ノ六の規定」トアルハ「農地調整法第十五條ノ二十一レト、第六十二條第一項中「選挙を行わないで当選人を定めることができず又は更に選挙を行わないで当選人を定めてもなお當選人の不足数が第六十三條第一項にいう議員の欠員の数と通じて當該選挙区における議員の定数（選挙区がないときは議員の定数）の六分の一を超えるに至つたときは議員の定数）の六分の一を超えるに至つたときは」トアルハ「選挙を行わないで当選人を定めることができないとき（都道府縣農地委員会の委員の任期満了前二箇月以内に当選人に不足又は委員に欠員が生じその数が通じて二人以下である場合において都道府縣の選挙管理委員会が主務大臣の承認を得たときを除く。）レト、同條第二項中「第六十條第一項の期限前に普通地方公共団体の議会の議員に欠員を生じた場合」トアルハ「都道府縣農地委員会の委員に欠員を生じた場合」トアルハ「都道府縣農地委員会の委員に欠員を生じた場合」トアルハ「当選人とならなかつた者があるとき、又はその期限経過後にこれらの事由を生じた場合において第五十五條第二項若しくは第六十五條第十一項の規定の適用を受けた得票者を当選人とならなかつた者があるとき、さは」トアルハ「当選人とならなかつた者があるとき」ト、第七十二條第一項中「第十章及び第十一章並びに第一百四十條第二項」トアルハ「第十章及び第一百四十條第二

一五

しくは選挙を行わないで当選人を定めてもなおその欠員の数が前條第一項にいう當選人の不足数と通じて當該選挙区における議員の定数（選挙区がないときは議員の定数）の六分の一を超えるに至つたときは」トアルハ「選挙を行わないで当選人を定めることができないとき（都道府縣農地委員会の委員の任期満了前二箇月以内に当選人に不足又は委員に欠員が生じその数が通じて二人以下である場合において都道府縣の選挙管理委員会が主務大臣の承認を得たときを除く。）レト、同條第二項中「第六十條第一項の期限前に普通地方公共団体の議会の議員に欠員を生じた場合」トアルハ「都道府縣農地委員会の委員に欠員を生じた場合」トアルハ「当選人とならなかつた者があるとき、又はその期限経過後にこれらの事由を生じた場合において第五十五條第二項若しくは第六十五條第十一項の規定の適用を受けた得票者を当選人とならなかつた者があるとき、さは」トアルハ「当選人とならなかつた者があるとき」ト、第七十二條第一項中「第十章及び第十一章並びに第一百四十條第二項」トアルハ「第十章及び第一百四十條第二

次へス

一六

第十五條ノ十九及び第十五條ノ二十中「第十五條ノ十五」を「第十五條ノ九」に改め、
第十五條ノ十九を第十五條ノ^{二十九}三十^一とし、第十五條ノ二十を第十五條ノ三十^二とし、第十
五條ノ二十一を第十五條ノ三十^三とし、第十五條ノ二十二を第十五條ノ三十^四とする。
第十五條ノ十九 第十五條ノ二第十三項各号ノ区分ノ一ニ屬シ市町村農地委員會ノ委員ノ
選舉權ヲ有スル者ハ當該区分ニ屬シ市町村農地委員會ノ委員ノ選舉權ヲ有スル者（都
道府縣農地委員會）場合ニ在リテハ其ノ者ト同一ノ選舉區ニ於テ選舉權ヲ有スル者（都
ノ二分）一以上ノ同意ヲ得テ同項（都道府縣農地委員會）ノ規定ノ二分^一ノ選舉區ニ於テ選舉權ヲ有スル者
十七ニ於テ準用スル第十五條ノ二第十三項）ノ規定ニ依り選舉セラレタル委員ニシテ當
該区分ニ屬スルモノ（都道府縣農地委員會）ノ場合ニ在リテハ當該選舉區ニ於テ選舉セ
ラレタル委員）ノ全員ノ解任ヲ省令ノ定ムル所ニ依り都道府縣農地委員會ノ委員ニ在
リテハ都道府縣ノ選舉管理委員會、市町村農地委員會ノ委員ニ在リテハ市町村ノ選舉
管理委員會ニ請求入ルコトヲ得

五 内

前項ノ規定ニ依ル請求アリタルトキハ都道府縣ノ選舉管理委員會又ハ市町村ノ選舉管
理委員會ハ選舉權ヲ有スル者ノ旨ヲ告示スルト共ニ都道府縣農地委員會又ハ市町村農地委員
會ニ之ヲ通知スベシ

前項ノ告示アリタルトキハ第一項ノ請求ニ係ル委員ハ其ノ告示ノ日ニ其ノ職ヲ失フ

第一項ノ規定ニ依ル委員ノ全員ノ解任、請求ハ此等ノ委員ノ全員ノ選舉アリタル日ヨ
リ一月内ハ之ヲ為スコトヲ得べ

第一項ノ選舉權ヲ有スル者トハ第十五條ノ五第一項ノ規定ニ依リ調製セラレタル選舉
人名鑑確定ノ日ニ於テ之ニ登載セラレタル者トシモノニ分ノ一ノ枚ハ都道府縣ノ選舉
管理委員會又ハ市町村ノ選舉管理委員會ニ於テ選舉人名鑑確定後直ニ之ヲ告示スベシ
第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項ノ区分ハ同項ニ為グル者ノ登載セラレタル選舉人名
簿ノ区分トス

衆議院議員選舉法第二十九條及第三十條第一項ノ規定ハ第一項ノ同意又ハ請求ニ付之ヲ
準用ス但シ「投票」トアルハ、「同意又ハ請求」ト、第ニ十九條中「ヨシ選舉人名簿ニ

一七

登録ヒラルベキ確定判決書ヲ所持シ選舉ノ當日投票所ニ到ル者アルトキハ投票管理者ハ之ヲシテ投票ヲ為サシムベシレトアルハ「但シ確定判決ニ因リ選舉人名簿ニ登載ヒラルベキ者ハ此ノ限ニ在ラバ」トス。

第十五條ノ二十 都道府縣ノ選舉管理委員会ハ本法ニ依リ市町村ノ選舉管理委員会ノ委員二属セシメタル事項ニ付市町村ノ選舉管理委員会ヲ指揮監督ス。

農林大臣及全國選舉管理委員会ハ本法ニ依リ都道府縣ノ選舉管理委員会ノ権限ニ属シシメタル事項ニ付都道府縣ノ選舉管理委員会ヲ指揮監督ス。

地方自治法第百五十一條第一項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス。

第十五條ノ二十一 市町村農地委員会ノ委員、都道府縣農地委員会ノ委員又ハ中央農地委員会ノ委員ハ相兼ヌルコトヲ得ス。

都道府縣農地委員会ノ委員ハ都道府縣議會ノ議員ト相兼ヌルコトヲ得ス。

第十五條ノ二十二 委員ノ任期ハ二年トス。

特別ノ事由アルトキハ生駒大臣ハ第十五條ノ十七ニ於テ準用スル第十五條ノ二第十項

ノ

ノ規定ニ依リ選任シタル都道府縣農地委員会ノ委員ヲ都道府縣知事ハ第十五條ノ二第十項ノ規定ニ依リ選任シタル市町村農地委員会ノ委員ヲ解任ヌルコトヲ得

第十五條ノ二第十一項本文ハ第十五條ノ十七ニ於テ準用スル場合ヲ含ムノノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス但シ總委員トアルハ總委員、過半數トス。

地方自治法第九十三條第二項乃至第四項ノ規定ハ委員ノ任期ニ付シ準用ス。

第十五條ノ二十四 委員ハ自己並ニ同居、親族及其配偶者ニ附スル事件ニ付議事ニ參共スルコトヲ得ズ但シ市町村農地委員会又ハ都道府縣農地委員会、同意アリタルトキハ會議ニ出席シ發言スルコトヲ得

第十五條、二十六 地方自治法第百二十七條第一項第三項第四項及第百二十八條ノ規定

八市町村農地委員会又ハ都道府縣農地委員会ノ委員ノ資格ニ付シ準用ス。

第十五條ノ二十八 主務大臣又ハ都道府縣知事ハ農地關係等ノ調整ノタメ必要アルトキハ本法ニ依リ市町村農地委員会、推選ニ屬セシメタル事項ヲ都道府縣農地委員会ニ付
理セシムルコトヲ得

前項ノ場合は於テ同項ノ規定ニ依り都道府県農地委員会ニ処理セシムル事項ニ關シテハ本法ニ依り都道府県農地委員会ノ権限ニ属セシメル事項ハ都道府県知事之ヲ處理シ本法ニ依リ都道府県農地委員会ニ対シテ為ベキ訴願ノ提起ハ都道府県知事ニ對シ之又行フモノレス

第十七條中「行政官庁」を「主務大臣又ハ都道府県知事」に、「當該官吏」を「當該官吏員」に改める。

第十七條ノ二第一項中「第六項」を「第八項」に改める。

第十七條ノ四中「第九條」ニ「第九條ノ四」に、「第九條ノ三」を「第九條」^立に、「第九條ノ七」を「第九條」^九に、「第九條」九を「第九條」十に改める。
第十七條ノ五第二号中「第十四條」ニ「第九條」ニ第二項及第十四條」ニ「第十九條ノ二」に、
同條第4号中「當該官吏」を「當該官吏員」に改める。

第二條 農地調整法ノ一部を改正する法律(昭和二十二年法律)

第二百四十号)の一部を次のよう改める。

附則第三條第一項に次の追書を加える。

但し、昭和二十四年四月三十日までに市町村農地委員会より承認の申請をしなかつた者はこの限りでない。

第三條　自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四
十三号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中第六号を第七号とし、第五号を

第六号とし、第五号として次の一号を加える。

五　昭和二十三年七月十五日現在において民法

施行法第四十七條に規定する永小作権の目的
となつていた農地

第十土條第二項を次のように改める。

前項において準用する第六條第二項の対価は
中央農地委員会の定める基準に従い、市町

村農地委員会がこれを定める。

第四十條の二第四項中第五号を第七号とし、
第四号を第六号とし、第三号を第七号とし、

第二号を第三号とし、第一号及び第四号とし

て次の二号を加之る。

二　昭和二十三年七月十五日現在において民
法施行法第四十七條に規定する永小作権の
目的となつていた牧野

四　市町村、財産區又は農業協同組合以外の
ものへの所有に属し、共同利用の目的に供し
ている牧野

第四十四条中「第二十八條第三項（同條第五項において準用する場合を含む。）若しくは第四十一條」を「第二十八條第三項（同條第五項、第二十九條第二項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）第四十一條若しくは第四十一條の三」に、「又は第二十八條第一項（同條第五項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）」の規定による買取をする場合を若しくは第二十八條第一項（同條第五項、第二十九條第二項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）の規定による買取をする場合又は第四十條第六第一項の規定により権利を消滅させる場合」に改める。

第四十四条の二中「及び第四一條第四項」を「第二十九條第二項及び第四十一條第四項」に改める。

第四十四条の三中「同條第五項及び第四十一條第四項」と「同條第五項、第二十九條第二項及び第四十一條第四項」に「同條第二項中」、「第二十九條第二項及び第四十一條第四項」と「及ぶ第二十九條第二項」に「政令」と「省令」に改め、同條に六の一項を加える。前項の規定により省令を定めども省令は昭和二十一年五月一日以後、これを適用する。

第四十四条の四中「同條第五項及び第四十一條第四項」を「同條第五項、第二十九條第二項及び第四十一條第四項」に「同條第二項中」、「第二十九條第二項及び第四十一條第四項」と「及ぶ第二十九條第二項」に改める。

第四十六条第二項の中「前項」を「第一項」に、「市町村農地委員会」を「都道府県、市町村又は市町村農地委員会」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

前項に規定する國有財産については、省令で國有財産法の特例を定めることとする。

第五十條第一号中「第三十條の二第三項」の下に「第三十七條第二項において準用する場合を含む。」を加之、同條第二号中「当該官吏」を「当該官吏更員」に改める。第五十一條中「第二号又は第三号」を「第一号、第三号又は第四号」に改める。

第四條　自作農創設特別措置法の一部を改正する法律
（昭和二十二年法律第二百四十一号）の一部を次の
よう改正し、昭和二十二年十二月二十六日から
適用する。
附則第六條中「第四十四條の三及び」を「第四十
四條の二乃至」に改める。

前項の貸賣借の解除、解約又は廻転の推進に係る農地を昭和二十一年十一月二十日現在における當該農地の所有者とはこの承継人以外の者が適法且つ正当に耕作の実務の目的に供してゐる場合。

二、市町村農地委員会において前項の貸賣者の解除、解約又は更新の在能があつたときにあける当該所育者及び賃借人についての事情を調査して当該貸賣借の解除、解約又は更新の在能と適法三の正當であると認めた場合

三、前項の承認申請した者が所有又は實質又は使用賃借による権利、永小作权、その他の権原に基いて自作農創設特別措置法第3條第1項又3号の面積へ同様第3項の規定により當該区域につき定められた同号の面積とするべき面積があるときは、その面積を超える面積の農地につき現に耕作の業務を営んでいる場合

四、昭和二十一年十一月二十日現在における同一号の農地の所有者又はその承継人が現に當該農地につき耕作の業務を営む場合にあつては、二者が當該農地から

三六

以上の耕作の業務をやめるとときは、その生活状態が前項の承認を申請した者の生
活状態と比べて著しくある人であると市町村農地委員会が認めた場合

五 前四号の外都道府県農地委員会において前項の承認の申請が信義に反するごとに
~~ふた場合~~

~~附則第六條 刪除~~

~~第五條 第六條 小作調停法（大正十三年法律第十八号）の一部を次のよう改定する。~~

六五條中「市町村長又郡長」を「市町村農地委員会（当該土地の所在地）農地調整
法第十七條（二方三頭）規定に依り設置セラレタル地区農地委員会」アルトキハ當該
地区農地委員会（下同ジ）又市町村長に改める。

六八條不三頭中「市町村長又郡長」を「市町村農地委員会（当該地主）」に改める。

第六條ノニ裁判所調停ノ申立ヲ受理シタルトキハ調停前当該争議ノ目的タル土地ノ所
在地ノ市町村農地委員会ヲシテ勧解ヲ為サンムルコトヲ要ス往シ当該争議ニ付託ニ市
町村農地委員会の勧解ヲ終タル場合其ノ他争議ノ実情ニ鑑ミ市町村農地委員会の勧解

ヲ不適當ト認ムル場合は此ノ限ニ在リ

オ十一條中「前條ノ規定ニ拘ラズ」を「何時ニテモ」に改める。

六十七條中「市町村長又ハ郡長」を「市町村農地委員会又は市町村長」に改める。

六十八條中「小作官、前條ノ市町村長又ハ郡長」を「六十七條ノ市町村農地委員会又
市町村長」に改め、同條迄六十八條ノニとする。

第六十九條 裁判所調停ヲ為シトスルトキハ小作官又ハ小作主事ノ意見ヲ聽クコトヲ要
ス

第七十條 反び六二十條中「小作官」を「小作官又ハ小作主事」に改める。

第七十二條第一項中「調停ニ適当ナル者」を「都道府県農地委員会」推薦シタル者其
ノ他調停ニ適当ナル者」に改める。

第七十三条中「市町村長又郡長」を「市町村農地委員会又市町村長」に改める。

第六條 第七條 登記規法（明治二十九年法律第ニ十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第八号ノニ中「取扱ノ」を削る。

第十四條 この法律の施行に因し必要を規定は、命令でこれを定める。

理由

農地の承小作権と賃借権と同様に保護すると共に、農地委員会の委員の選挙手続を
~~審議會員選挙法及び地方自治法に準據する~~必要があるからである。これにこの法律
案を提出する理由である。

附 則

第一條 この法律は、公布の日から ~~其後~~ 施行する。

第二條 第四條の改正規定は、この法律施行の際規定する同様第四項の土地又は建
物に関する契約不當競争法に係る権利の設定又は移転に関する登記及び当該土地又は
建物の引渡し（民法へ明治二十九年法律第八十九号）第一百八十三條及び第二百八十四條に
規定する引渡しを除く）のいずれもが完了していきしたものについても、これを適用す
る。

第三條 この法律施行後昭和二十四年四月三十日までは、第九條第三項（第九條第二
項及び第十四條ノ二に於いて準用する場合を含む。以下同じ。）中「市町村農地
委員会の承認」とあるのは、「都道府県知事」許可」と、同條第四項及び第五項（第
九條ノ二第二項及び第十四條ノ二に於いて準用する場合を含む。）中「承認」とある
のは、「許可」と読み替えるものとする。

都道府県知事は、第九條第三項及び前項の規定による許可をするに付、農地にあつ

たは、都道府県農地委員会の意見を、薪炭林・荒草地又は放牧地にあつては、都道府県農林等委員会の意見を聽かなければならぬ。

第三条 第四條 算九條ノ二の規定は、この法律施行の際農地又は放牧地につき既に存する永久小作権（民法施行法（明治三十一年法律第十一号）第四十七條に規定する永小作権を除く。）についても、これを適用する。

2 前項に規定する永小作権がこの法律施行後一箇年以内にその存続期間が満了するものは、これをこの法律施行後一箇年存続するものとする。この場合においては、民法第二百七十八條第一項後段の規定は、これを適用しない。

第五條 第十四條ノ九の規定は、この法律施行の際第十四條ノ三及び第十四條ノ四の規定による手続が現になされてゐる土地又は立木についても、これを適用する。

第六條 この法律施行の際現に市町村農地委員会又は都道府県農地委員会の委員たる者は、この法律の改正規定により選舉又は選任されたものとみなし、その任期日、算第五條ノ二十三の規定にからむらず、昭和二十四年三月三十一日までとする。

第四條 二つ法律施行の際現に市町村農地委員会又は都道府県農地委員会イ委員たる者は、二つ法律により改正された農地調整法の規定により選挙又は選任されたものとみなす。

第五條 農地調整法施行令ヲ一部を改正する勅令(昭和三十一年勅令第五百五十六号)附則第二項又は第三項の規定により選挙又は選任選舉された市町村農地委員会又は都道府県農地委員会イ委員の任期満了に伴う選挙の期日は、農林大臣が定める。

第六條 農地調整法施行令ヲ一部を改正する政令(昭和三十三年政令第三十五号)附則第四條の規定により修正された選挙人名簿及び同令附則第五條の規定により調製された補充選挙人名簿は、第十五條ノ五の規定により調整された選挙人名簿とみなし、昭和二十五年三月の日まで据え置くものとする。

2. 二ヶ法律施行後昭和三十年三月四日までの間、各市町村農地委員会イ委員の選挙は前項の規定による選挙人名簿又は補充選挙

等の名簿により行う。

3. 昭和三十三年においては改正後の第十五條の規定による市町村農地委員会イ委員選挙人名簿又は調整一日目。

第七條 二ヶ法律施行の際改正前の農地調整法又は二水に基いて発行された命令の規定によつてして手続を其他の行為は、これらの規定に相違する二ヶ法律又は二水に基いて発行した命令の規定によつてした手続を以て行なふことを准ず。

第八條 市町村農地委員会又は都道府県農地委員会の委員の選挙は法律施行前に選挙の期日の告示からつてもう一つ

より前條の規定にかかる事、なあ、従前の例によつて。

第九條 政府は昭和二十四年一月一日以後あらびに自作農創設法別措置法第三條第一項又は第四條の二第一項に該当するようになつた農地又は牧野を没収することはできね。

2. 政府は、自作農創設特別措置法第三條第五項第一号から
第四号まで、第六号及び第七号、第十五條並びに第十九條の二
第四項第一号、第三号及び第五号から第七号までの規定による
買収^{トス}については、昭和二十四年一月一日以後、同法第三條第一項第五
項第二号並びに第十條の二第一項第四項第二号及び第四号の規
定による買収については同年七月一日以後は、不施行^{トシハジキ}とする。
3. 自作農創設特別措置法第三條、第十五條又は第四十條の二
の規定^{トモモニ}による登記、收歸^{トス}の他、物件^{トス}は、权利の買収に關する處
分に關連^{トス}し提起された訴訟の判決により当該处分の無効が確
認された又は当該处分が取消され若しくは變更された場合にあつて、
其該处分^{トス}にあつて当該物件^{トス}は权利の同法第三條、
第十五條又は四十條の二の規定により買収^{トス}することができるとも
クであるときは、前項の規定にかかわらず判決の確定の後
三月以内に限り、これを買収^{トス}することができる。

農地調整法の一部を改正する等の法律案

昭和二十四年五月
農地部

第一條 農地調整法（昭和十三年六律第六十七号）の一部を次の
トうに改正する。

第二條第一項の次に次の一項を加える。

本法ニ於テ小作地トハ耕作、業務ヲ営ム者か其ノ者又ハ其ノ同居、

親族若、其配偶者、有スル貸借權、使用、貸借ニ依ル権利、地上權、

永小作權又ハ賃權ニ基キ其、業務、目的ニ供スル農地ヲ謂フ

第四條第一項「放牧地ヲ除ク」の下に「以下本條ニ於テ同じ」を加え、

同條第二項中「前項」と「第一項」に改り、第一項の次に次の二項を加
える。

前項、許可又ハ承認、左ニ掲ケル場合ニハ之ヲ行フコトヲ得ズ

一 前項ニ掲ケル権利、耕作、目的トセサル権利ヲ除ク以下本項ニ於

テ同ニヲ取扱シントスル者、又ハ其ノ同居、親族若、其配偶者が当該
権利、目的タル農地、操草地又ハ放牧地ヲ耕作又ハ養畜、業
務、目的ニ供スルモノト認、得リヤ場合は

二 前項ニ掲ケル権利ヲ取扱シントスル者ハ当該権利ヲ取得スルコトニ因リ其ノ者又
ハ其ノ同居、親族若、其配偶者、所有シ若、耕作、業務、目的ニ供スル農地、
面積、合計ヶ自作農創設特別措置法第三條第一項第三号、面積ハ同條第
三項、規定ニ依リ当該区域ニ付定メラレタル同号、面積ニ代シベキ面積が
アルトキハ其、面積）ヲ超エル場合又ハ此等ノ者、所有シ耕作者、養畜、
業務ニ供スル農地、操草地又ハ放牧地、面積、合計ハ同法第四十條の二第
一項第三号、面積（同條第二項ニ於テ準用スル同法第三條第三項、規定ニ
依リ当該区域ニ付定メラレタル同号、面積ニ代シベキ面積がアルトキハ其、面積）
ヲ超エル場合但シ市町村農地委員会が都道府県知事、認可ヲ受
ケテ当該権利ヲ取得セントスル者、當ム耕作又ハ養畜、業務ヲ適正ト認

タル場合ヲ除ク

三 前項ニ掲タル権利ヲ取得セントスル者が当該権利ヲ取得スルモ其ノ者又ハ同居、親族若ハ其、配偶者、耕作者、耕作又ハ養畜、業務ニ供スル農地、草地又ハ放牧地、面積、合計が北海道ニ在リテハ二町歩、都府縣ニ在リテハ三反歩ヲ基準トシテ都道府縣知事、定タル面積ニ達セガル場合但シ市町村農地委員会が都道府縣知事、認可ヲ受ケタル場合ヲ除ク

四 農地、採草地又ハ放牧地ニ付種子や耕作者又ハ養畜、業務ニ供スルコトヲ目的とする地上權、永小作權、賃借權又ハ使用貸借ニ依ル権利ヲ有スル者が当該土地ヲ轉貸セントスル場合但シ該土地ヲ轉貸セントスル者ノ死病ニ因リテ自ラ耕作、採草又ハ放牧スルコト能ハズル為其、他特別、事由ニ因リテ一時轉貸セントスル場合ヲ除ク

五 其、他前項ニ掲タル権利ヲ取得セントスル者が当該権利、目的タル農地、採草地又ハ放牧地ヲ耕作又ハ養畜、業務ニ供スルコトニ因リ当該土地ニ付テノ農業生産、低下ヲ未スコト明ナル場合

第四條に第五項として次の一項を加える。

① 執務参考（一九頁以下同シ）

② 執務参考

第六條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同條第一項の次に次の二項を加える。

都道府縣知事前項、許可ヲ爲サントスル場合ニ於テ当該許可ニ係ル農地、面積が五千坪ヲ超エルトキハ予メ農林大臣ノ承認ヲ受ケシ第六條に第四項として次の一項を加える。

第一項及第二項、規定ハ自作農創設特別措置法第四十一條第一項、規定ニ依リ土地ヲ買受ケタル者其ノ土地ヲ農地、開墾又ハ農地、開墾ニ伴フ土地、利用以外、目的ニ供スル場合ニ之ヲ準用ス

第九條第二項中「期間満了前六月乃至一年内」下に「（賃、寢人、原、底ニ因リテ自ラ耕作スルコト能ハズル為其、他特別ノ事由ニ因リテ一

時貸貸借ヲ爲シタルコト明ナル場合ハ期間満了前^一を加え、同項但書を削り、同條第三項ハ次^一但書を加える。

但シ債貸借、解約ガ小作調停法ニ依ル調停ニ依リ爲シタル場合ハ此ノ限

二左ラズ

第九條第四項中「前項」を「第三項」に改り、同條第五項の次に次の二項を加える。

第十項及前項ハ規定、適用二付^一解除條件附賃貸借契約ハ期間ヲ是メタル賃貸借契約ト看做ス

第九條、二第二項中「第九條、三名号」を「第九條、三第一項各号」に改める。
第九條、三に次^一一項を加える。
前項但書、規定ニ依ル許可ハ省令ヲ以テ定ムル場合ニハ市町村農地委員会ノ承認ヲ以テ之ニ代シトヲ得。

第九條、四第一項中「前條各号」を「前條第一項各号」に改める。

第九條、五第一項中「行政官廳」を「主務大臣又ハ都道府縣知事」

九條三各号^一を、第九條三第一項各号^一に改める。

第九條、六を次のよう^一に改める。

第九條、六 削除

第十四條、二第二項として次^一一項を加える。

小作調停法並ニ第十條乃至第十二條及第十四條、規定ハ薪炭林、
採草地又ハ放牧地、貸貸借其^一他其^一使用、収益ヲ目的トスル契約ニ付之ヲ準用ス但シ此等^一規定中「小作官又ハ小作主事」トアルハ「小作官又ハ小作主事及林業又ハ畜産、事務ニ從事スル都道府縣、
更員ニシテ都道府縣知事」^一指定ヘレモノトス。

第十五條、二第二項中「第八項」を「第十一項」に、同條第三項を次のよう^一改める。

委員ハ左ノ各号^一、区分^一、一に属シ被選舉權ヲ有ス者ニ就キ當該区分ニ属シ選舉權ヲ有ス者^一、選舉シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

一自作農創設特別措置法第三條第一項第二号^一面積（同條第三項

裏面白紙

林

71

略十五事ト一語五段文式の後述の如き。

小説題ヲ皆右スル事ノ様子ノ端末次第ハ序ノ題詩等足ハ季節題ヲ序
有スル、ノ既既心入力ノ端末ニシテ序會ヲミテ取ムル事ノ事例
或ニ題字等ノ省ト同體ニシテ其上にタルセトノ間合スル事例此ニ
附水印

前二項ニ於テ農作地トハ耕作、業務ヲ營ム者ガ賃借权、使用、優等ニ依ル权利、
地上权、承小作权又ハ質权ニ基キ耕作、業務ノ目的ニ供スル農地ヲ謂ア
又、小作地ヲ耕作入ニ有
⑨⑩ 前三項ノ規定ノ適用ノ件テハ耕作、業務ヲ營ム者未小作ノ同居、

親族若ハ其ノ配偶者又ハ耕作、業務ヲ營ム者ノ親族若ハ其ノ配偶者ニシ
テ命令ヲ以テ定ムル特別ノ事由ニ因リ其ノ者同居セサシニ至リタルモノ、
ガ有スル所有权、贊借权、使用、賃借、依テ权利^ナ地上权、承小作权又ハ質
权、目的タル農地ハ之ヲ當該耕作、業務ヲ營ム者ガ此等ノ权利^ナ未^ナ有スル
農地ト看做ス

農地ノ規定、此度乃^ナ第^ナ前項ノ規定ノ上に追加ス

四
林
言

ノ規定ニ依ク事業区域ニ付定メラレタル同号ノ面積ニ代ルヘキ面積ガアルト
キハ其ノ面積ノ二分、一以上ノ小作地ヲ所有スル者

ヰ 北海道ニ在リテハ 五段歩 都府縣ニ在リテハ 二段歩 以降、小作地ニ付

耕作、業務ヲ営ム者

二 耕作、業務ヲ営ム者又ハ農地ヲ所有スル者ニシテ前二号ニ該当
ガルモノ

前項ノ規定ノ適用一付テハ小作地ヲ所有シ且フ小作地ニ付耕作、業務
ヲ営ム者ニ在リテハ其ノ者ノ所有スル小作地ト其ノ者ノ耕作、業務ノ目
的ニ供スル小作地トノ面積ノ差ニ依リ同項各号ノ区分ヲ定ヘ

第十五條、二第六項ハ次ニ次クニ項ニ加える。

(4) 一
第十五條、二第九項を次のように改める。

第三項ノ規定ニ依リ選舉セラルベキ委員ノ定数ハ同項第一号ノ区分ニ属
スル者ニ在リテハ二人、同項第二号ノ区分ニ属スル者ニ在リテハ二人、同項第三
号ノ区分ニ属スル者ニ在リテハ六人トス

第十五條、二第十項後段を次のように改める。

此ノ場合ニ於テ同項各号ノ区分ニ属スル者ニ付増加スベキ委員ノ定数ハ
前項ニ規定スル委員ノ定数、比率ニ等シキコトヲ要シ且増加スベキ委員
定数ハ十人ヲ超ニルコトヲ得ズ

第十五條、三第一項中「同居ノ親族若ハ其配偶者」以下ハ「ニミテ年齢
二十年以上ノモノシキ、同項ニ次ノ但書を加え、同條第二項中「第四項」を
「第五項及第七項」に改める。

但シ農地ヲ所有セズ且耕作、業務ニ從事セサル者ハ此ノ限ニ在ラズ

(常時)
六
第十五條、二十七 本法ノ規定ニ依ル市町村農地委員会ノ処分ニ付シ不服

第十五條、二十七 本法ノ規定ニ依ル市町村農地委員会ノ処分ニ付シ不服

アル者ハ処分ノアリタル日ヨリニ月内二都道府縣知事ニ許願スルコトヲ得

都道府縣知事前項ノ規定ニ依リ提起シラレタル許願ニ付シ裁決ヲ爲

リントスレトヤハ都道府縣農地委員会ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス

⑦

第十五條ノ三十三 市町村農地委員会又ハ都道府縣農地委員会ノ行フ
小作關係、相隣關係其、他農地等、利用關係ニ關スル幹施事並議
防牛牛干交換命令其、他農地等ノ利用、狀況、改善干開不平事項
二関スル負担ハ地方政治第十一條、規定ニ拘らず市町村又ハ都道府縣
ノ負担トス

⑧

⑨

オニ條 自作農創設特別措置法の一部を次のよう改正する。

オ三條オ五項中オ六号をオ七号とし、オ五号をオ六号とし、オ五号として次の一号を加える。

五 昭和二十三年七月十五日現在に於いて民法施行法
オ四十七條に規定する永小作の目的となつていた農地へ同日以後用^{レバ}借の規定による自作地となつて農地を除く。)

オ四條にオ三項及びオ四项として次の二項を加える。

前條オ一項の規定の適用並^ハいては、農地を所有する者自ら耕作の業務を営むがオ二條オ四項に規定する特別の事由以外の正当の事由に因つてその農地のある市町村の区域内外に住所を有しなくなつた場合に於いて、

引^テ続^キその者の配偶者又はその者と同居していふ二親等内の血族が当該農地の全部又は一部について耕作の業務を営んでおり、且つ、その者が当該農地のある市町村の区域内外に住所を有するに至る見込みがあると市町村農地委員会が認めるときは、その者は、当該市町村の区域内に住所を有するものとみなされ^す。市町村農地委員会は、前項の規定に該当した者を二年じとバ審査し、同項に該当するか否かを決定しなければならぬ。

オ十二條のニオ三項の次に次の二項を加える。

オ一項又はオ二項の地役权を有する者は、当該農地を電線路の施設の用に供している限り登記がなくとも当該地役权の承役者と同様に農地の買受人又はそ

の者がうち当該農地の所有権を承継した者に付し当該権利の存在を主張することができる。

ガ十五條ガ三項中「牧野にあつては、命令の定めるとこうによりして命令の定めるところにより、牧野にあつてはしに改め、同條ガ二項として次の一項を加える。政府は、庄の各号の一に該当する場合は、前項の規定による宅地又は建物の買収をしない。」

一 宅地につき賃借权、使用貸借による权利若しくは地^{（ハラモト）}上权^{（カミノウチ）}を有する者又は建物につき賃借权を有する者がその主たる所得を農業以外の職業から得ている場合

二 宅地又は建物の所有者が近く自ら使用する事を相当とする場合

三 宅地又は建物の位置、環境及び構造等により買収を不適当とする場合

ヤ三十八條のニ開拓適地^{（ハラシタシキチ）}選定その他開拓に関する重要事項を調査審議させるため、都道府県に開拓委員会を置く。

前項の委員会に關し必要な事項は、政令で定める。ガ四十條のニガ四項中ガ五号をガ六号とし、ガ四号をガ五号とし、ガ三号をガ四号とし、ガニ号をガ五号として次の一号を加える。

二 昭和二十三年七月十五日現在にかゝて、民法施行法ガ四十七條に規定する永小作权の目的となつていた牧野へ同日以後同條の規定により自作牧野となつた牧野を除く。」

裏面白紙

附則

第六條の二　自作農制設特別措置法第十二條の二第一項又は第二項（同法第十五條第三項、第三十五條第二項又は第四十條の五第一項において準用する場合を含む。）の地役権を有する者は、当該土地を電線塔の施設の用に供している限り登記がなくても当該地役権の承役地となつていてる土地の買受人又はその者から当該土地の所有権を承継した者に對し当該権利の存在を主張することができる。

第三條の四　農地調整法第九條の改正規定は、同様の規定施行の際現に農地の上に存する賃貸借契約に適用する。

執務参考四九頁以下

(13) (14)

附 則

カ一條 この法律は、ヤ一條中農地調整法カ九條カ三項
併事^内規定は、昭和二十五年一月一日から、同法カ十
五條ノニの改正規定は、昭和二十四年七月一日から、
その他の規定は、公布の日から施行する。

カ二條 (10) カ三條 この法律施行の際現に市町村農地委員会又は都
道府県農地委員会の委員たる者は、^ヤこの法律の改正規
定にかかるらず、昭和二十四年六月三十日まで在仕す
る者^ハ、^ヤ其の職を離す。

カ四條 ニの法律施行後最初に行われる市町村農地委員
会^ハは、郡道府県農地委員会の委員の総選挙に関する選
舉人名簿の調製、総覽、確定、異議の決定及び訴願の
提起に周可^リ期日及び期間等は、農林大臣が定める。

カ五條 (11) カ六條 (12) カ七條 (13) カ八條 (14) カ九條 (15) カ一〇條 (16)
カ一〇條 市町村農地委員会及び郡道府県農地委員会の委
員の任期等に関する特別に關する法律、昭和二十三年
法律カ二百七十三号^レは、昭和二十四年七月一日に廢
止する。

カ一一條 (17) カ一二條 自作農創設特別措置法同法カ十五條カ一項の規
定による申請は、昭和二十五年一月一日以後^ハ行うこと
ができない。

農地改革 執務参考

第三三号

第二回國会より第三回國会に至る各國会關係
—改正法律案の提出をめぐて—

昭和24年2月

農林省農地部

第一回國會より第二回國會に至る對國會關係

一 改正法律案の提出をめぐつて

一、第二回國會に法律案を提出するまでの経過

(一) 第二回國會に法律案を提出するに至つた動機は、現行法規に種々の不備があり、また法規を実施してゆく上において新しい規定を挿入する必要がある等全く技術的な立場から改正をする必要があつたことに始まる。しかるに二十三年三月頃関係方面より、法律政令省令と複雑に分れた現在の法規が極めて繁雑であり、農地改革法として中外に発表するのに不適当であること、及び新憲法の精神から見て政令に重要な規定をあまりに多く譲りすぎることを指摘され、右記事項を含め全文改正を計画、自作農創設特別措置法を改正する法律案(資料一—七頁)を三月三十日より四月一日に亘る法務局の審査を経、四月十一日、N.R.S(天然資源局)に提出した。

かかるに翌十三日に至り國会の審議に充分の時間がない今日全文改正の必要がない旨天然資源局より通知があり、ここに再び方針をかえ、部分改正を行うことにした。

(二) よつて四月十七日左記要綱に基いて自作農創設特別措置法及び農地調整法の一部を改正する法律案を作成することを決定した。

即ち

(自作農創設特別措置法関係)

- 1 民法施行法第四十七條により所謂旧慣永小作は、昭和二十三年七月十五日限り効力を失うことになつてゐるが、發生の沿革から見ても分割所有權の一種と事實上認められるので、かかる永小作權の存する農地や牧野は、政府において買収することができるよう途を拓く。
- 2 農地の選及買収を円滑に行うよう從來の規定を明確にする。
- 3 報償金算定の基準となる農地の面積について省令で規定していた事項を法律に明確化する。
- 4 買収しうる牧野の範囲を拡張し、個人有の牧野で共同利用されているものも買収できるようにする。
- 5 未墾地の買収に関し、昭和二十年十一月二十三日以後に國費で開墾された農地は、未墾地として買収しうることにする。
- 6 未墾地としての買収又は使用予定地域の指定手続を簡素化すると共にその取消も公告するものとする。
- 7 市町村農地委員会の定めた未墾地買収計画に係る土地の代地については、市町村農地委員会で買収計画を定めるものとする。
- 8 買収された未墾地、牧野、立木、建物その他の工作物、農業用施設又は水の使用に関する権利は、買収後も一定の時期までは、買収當時の所有者や使用者の使用させることができるようにする。
- 9 政府が買収した土地、権利、立木、工作物その他の物件の管理について國有財産法の特例を定めることができるようにする。

(農地調整法関係)

- 1 自作農創設特別措置法により政府が売り渡した牧野、未墾地、宅地及び建物について農地と同様に移動統制を行う。
- 2 民法による永小作権の保護は、農地調整法による農地の賃借権の保護に比して弱いので、その消滅の請求、更新の拒絶について農地の貸借権の解除、解約又は更新の拒絶と同様の制限をする。
- 3 これに伴いこの法律施行後一年以内に期限の到来する一般の永小作権は、この法律施行後一年間存続するものとする。
- 4 新造林、採草地又は放牧地についての使用権設定の手続を当該土地についての権利の承繼人に対しても効力を有せしめる。
- 5 市町村農地委員会の承認が、肯定的措置として昭和二十三年十二月三十一日までは、都道府県知事の許可になつてゐるのを昭和二十四年四月三十日まで延期する。
- 6 都道府県農地委員会の委員は、間接選舉に廻し、選舉権は市町村農地委員会の委員にのみ與え、ただ被選舉権だけは市町村農地委員会の委員の選舉手続を最大限地方自治法と一致させる。
- 7 農地調整法関係についても自作農創設特別措置法と同様に市町村農地委員会の権限を都道府県農地委員会に代行させることができるようにする。
- 8 現に市町村農地委員会又は都道府県農地委員会の委員たる者の任期を昭和二十四年三月三十一日まで延期する。それに伴い現行選挙人名簿を昭和二十四年三月二十一日まで据え置く。
- 9 この法律施行前に行われた選挙に対する出訴期間は、この法律施行後一箇月に限る。
- 10 市町村農地委員会が行う賃借権の回復を円滑に行うため若干の改正をする。
- 11 裁判所が小作調停を受理した場合、原則として事件を市町村農地委員会の勘解に付する等小作調停制度を部分的に改正する。
- 12 かくて自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案は、四月二十、二十一日、農地調整法の一部を改正する法律案は、四月三十、三十一日法制局の審議を終了五月二十二日閣議決定を見た。その後關係方面との交渉の中に自作農創設特別措置法関係については、自作農が全然農業に従事せざるも自作地牧野のある市町村及びその隣接市町村に住所を有しない場合、その自作地自作牧野を貯收する途を拓く必要が生じ、それに伴う自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案の一部修正が五月二十八日閣議決定され、印刷の關係等でやや時間を掛けはしたが、六月十日政府より衆議院に提出され、同日付農林委員会に付託され、又衆議院に対し同日予備審査のために提出されたのである。提出された法律案は、資料二(二十九頁)、三(三十六頁)の如くである。なお五月二十二日閣議決定を見た自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案は資料四(三十九頁)の如くである。
- 13 第二回国会の審議經過
- 三、第三回国会までの審議
- 閉会中の総統審議に入つた農林委員会においては一、三度委員会を開いたにとどまり、さしたる進捗はなかつた。
- 四、第三回国会における審議
- 十月十一日第三回国会の開会と共に農林委員会で審議される筈であつたが、委員の任期の延期を除いても第二回国会当時の空氣は変らず、十一月七日終辞職した芦田内閣の後継首班問題に注意が傾注され、殆んど審議もされない内に二十一日より十五日間の休会に入つてしまつた。吉田内閣としては、前内閣當時の法律案は一應白紙に戻し再検討する方針をきめ、農地關係についてもその趣旨から一應撤回すべきものとし、十一月四日自作農創設特別措置法及び農地調整法の一部を改正する法律案の撤回要求を両院に提出、十一月十日衆議院は、撤回を承認し、同日政府及び参議院に通知し來つた。
- 五、第三回国会に市町村農地委員会及び都道府県農地委員会の委員の任期等に関する特例に関する法律案を提出するまで以上の如き経緯を経て撤回された農地法改正法律案に対する農林省の対策として、第二回国会及休会中の委員会の意向を尊重し、選舉關係の改正を中心に、今年一杯を以て一應完了する自作農創設に対する措置を含め、農地調整法等の一部を改正する法律案要綱を決定したのである。即ち、
 - 第一 自作農創設特別措置法の規定により政府が売り渡した未墾地、宅地及び建物について農地と同様に移動統制を行うこと。
 - 第二 農地調整法第九條による農地の賃借権の保護規定を永小作権にも及ぼすこと。
 - 第三 市町村農地委員会の選挙の手続をできる限り市町村会議員の選挙と同様とすること。
 - 第四 都道府県農地委員会の委員の選挙は間接選挙とし、選挙権は市町村農地委員会の委員のみ有するものとし、被選挙権は市町村農地委員会の委員の被選挙資格と同様とすること。

第五 市町村農地委員会の委員は、昭和二十二年十一月に任期満了するが、次の総選挙は、よりあえず、從前の名簿、從前の階層別定数によりこれを行うこと。

第六 農地の貸貸借の解除、解約又は更新の権限は、昭和二十三年十二月三十一日もでは都道府県知事の許可制となつてゐるが、昭和二十四年以降は、市町村農地委員会の承認となるので、不服ある者に対し都道府県知事に訴願の途を拓くこと。

第七 昭和二十年十一月二十二日以後行なれた不当な土地取上に対する対策では、市町村農地委員会が貸借権の回復を行なうことができるところになつてゐるが、耕作権の回復は、昭和二十四年四月三十日までに、小作者であつた者から貸借権回復の申立てあつた農地に限るものとすること。

第八 小作調停制度を次のように改善すること。

(一) 裁判所が小作調停を受理した場合は、原則として事件を市町村農地委員会の勧解に付すること。

(二) 裁判所が調停をする場合には小作官又は小作主事の意見を聽かなければならぬこと。

(三) 地方裁判所長が選任する調停委員になるべき者は、これを都道府県農地委員会において推薦するもの及びその他適当なものについて選任することとする。

第九 民法施行法第四十七條に規定されている永小作権即ち民法施行前に永久存続すべきものとして設定された永小作権及び存続期間が五十年を超える永小作権は、同法の規定により昭和二十三年七月十五日において効力を失つたことになつてゐるが、農地改革の趣旨に照してその処理を行うためかかる永小作権の存する農地及び牧野は、政府において買収することができることとする。

第十 農地改革による農地、牧野等の買収は、昭和二十三年十二月三十一日をもつて完了することを明かに規定すると共に政府が同日までに

当然に買収すべき農地又は牧野で買収しなかつたものに限り、特に昭和二十四年六月三十日まで買収を行うことができることを規定すること。

これを要するに十二月一杯で農地改革に終止符をうち今後は交換分合や土地改良等の新しい問題を取上げようとすることと農地改革後の市町村農地委員会の構成は再検討を要するが差し当り次期総選挙は從来通りにし、ただ手続だけは地方自治法にできるだけ近づけようとするにあつた。

かくの如き方針のもとに十一月五日要綱を閣議決定をしたのが関係方面的了解に達することができず、従つて十一月一日法制局の第一院会を通つた資料八(四十五頁)の農地調整法等一部を改正する法律案は、日の目を見ずにつづつたのである。

そして農林省としては、都道府縣農地委員会の委員の選挙を開設選挙にすることは、後日を期し、さし当り政令の改正により第二回國会以来の選挙手続についての方針を政令の限度でできるだけ満足することに方針を変えたのである。けだし、市町村農地委員会の委員は、昭和二十三年十二月下旬に、都道府縣農地委員会の委員は、昭和二十四年二月下旬に任期満了をみるので、それに伴う総選挙を目前に控えているからである。

しかるに農林大臣の提案理由(資料十一五十二頁)にもある如き理由から現行の選挙人名簿を据え置き旧階層によつて選挙を行う必要がある。

市町村農地委員会及び都道府縣農地委員会の委員の選挙に関する法律案要綱

が、これを政令で規定することは疑問である旨の関係方面の意向もあり、また最高裁判所事務局の意向も同様であり、政府としても國会閉会中においては國会の意図を尊重する意味からしても法律による適当とする旨の態度を決し、再びここに方針をかえ、選挙に関する特例として單獨法案を提出することにした次第である。

よつて左記要綱により十一月二十日法制局の審議を経、市町村農地委員会及び都道府縣農地委員会の委員の選挙に関する法律案を作成、関係方面の接渉を経て十一月二十七日閣議決定を見、翌二十八日國会に提案されたのである。(資料九一五十二頁)

即ち、同日衆議院に提出直ちに農林委員会に付託され、又參議院に対しても予備審査のため送付され直ちに農林委員会に付託されている。

50

第一 この法律は、昭和二十五年三月三十一日までに行われる農地委員の選挙及びリコールの特例であること。

第二 現行の選挙人名簿及び補充選挙人の地主、自作、小作階層は、すでに世帯員で名簿に記載されている者を更に二十五年三月三十一日まで延長すること。

第三 昭和二十三年十二月二十日現在で補充選挙人名簿を作成すること。

第四 二十九日現在の事實によらず、世帯員の階層によること。

第五 昭和二十五年三月三十一日までに行われる選挙及びリコールは、選挙人名簿又は補充選挙人名簿に記載された階層で行うこと。

新規の任期は昭和二十五年三月三十一日までとすること。

六、市町村農地委員会及び都道府縣農地委員会の委員の選挙に関する特例に関する法律案の修正成立まで

衆議院の農林委員会では、先づ政務次官の提案理由(資料十一五十三頁)の説明があつた。右法案の審議に當つては、各党共今日においては、第二回國会の政府提出案の通り任期延長して選挙までには及ばないという意見に傾いて居り、その理由としてあげられたものは左記の点である。

(i) 農地改革が本年中に一應完了するとすれば、その後における農地法案が提出されるべきであり、この法案においては全村選挙を採用すべ

きであるが、然りとすれば、今強いて選挙するには及ばない。

(ii) 政府案によれば、実体的に地主、自作、小作という階層が既に消滅しているにもかかわらず、地主、自作、小作の階層を擬制して選挙を行なうことは、國民感情にも合致しない。須らく政府は次の機会に法案を整備して全村選挙に基づく農地委員の改選を行なうようにすべきであ

り、農地委員会の事務処理上も半年程任期を延長して選舉を行わないのが得策である。

ことにおいて、農林委員会は井上良次(社会党氏)提案の形式で修正案(資料十一)――五十三頁)を上程、政府提出原案(修正案以外の分)に対しては全員賛成、修正案に対しては反対一名を除いて可決し、これを三十日午後八時に開かれた衆議院本会議に付し、これを可決し、直ちに参議院に送付した。

参議院においては、右衆議院の意向に最初から同調し、同日午後九時参議院農林委員会において、衆議院の修正通りと決定(資料十二)――五十四頁)これを参議院本会議に上程してここに「市町村農地委員会及び都道府県農地委員会の委員の任期等に関する特例に関する法律」は第三回國会において成立した。(資料十三)――五十五頁)

かくて、十一月三十日國会法第六十五條により衆議院議長は、同法律の公布を奏上し、十二月十日法律第一二七三号として公布を見たのである。

な本國会における同法審議中の公約に基き、農地法の根本的改正を第五回國会に提出すべく準備中である。

【資料一】

自作農創設特別措置法(案)

自作農創設特別措置法を次のように改正する。

自作農創設特別措置法目次

第一章 総則
第二章 農地
第三章 未墾地
第四章 牧野
第五章 附則

第六章 稽則

(この法律の趣旨)

第一條 この法律は、耕作者の地位を安定し、その勞働の成果を公正に享受させることを目的とし、以て農業生産力の発展と農村における民主的傾向の促進とを圖ることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において、農地とは、耕作の目的に供される土地をいふ。牧野とは、家畜の放牧又は採草の目的に供される土地(農地並びに植林の目的その他の家畜の放牧及び採草以外の目的に主として供される土地を除く。)をいふ。

(耕作)

第三條 この法律において、耕作者の地位を安定し、その勞働の成果を公正に享受させることを目的とし、以て農業生産力の発展と農村における民主的傾向の促進とを圖ることを目的とする。

(買収する農地)

第三條 左に掲げる農地は、政府が、これを買収する。
 一 農地の所有者がその住所のある市町村の区域(その隣接市町村の区域内に準するものとして指定したもの)を含む。以下本條、第四條及び第五條第二項において同じ。外において所有する小作地
 二 農地の所有者がその住所のある市町村の区域内において、北海道にあつては四町歩、都府県にあつては、中央農地委員会が都府県別に定める面積を超える小作地を所有する場合、その面積を超える面積の当該区域内の小作地
 三 農地の所有者がその住所のある市町村の区域内において所有する小作地の面積とその者の所有する自作地の面積との合計が、北海道にあつては十町歩、都府県にあつては、中央農地委員会が都府県別に定める面積を超えるときは、その面積を超える面積の当該区域内の小作地
 前項第二号又は第三号に規定する都府県別の面積は、その平均面積が同

項第二号に規定するものにあつては概ね一町歩、同項第三号に規定するものにあつては概ね三町歩になるようこれを定めなければならない。

都道府県農地委員会は、特に必要があると認めるときは、中央農地委員会の承認を得て、当該都道府県の区域を二以上の区域に分け各区別に第一項第二号又は第三号の都道府県別の面積に代るべき面積を定めることができる。但し、各区域別の面積に、概ね同項第二号又は第三号の当該都道府県別の面積になるようにこれを定めなければならない。

第五條第七号及び第八号に規定する農地で左に掲げるものの面積は、これら第一項第二号又は第三号に規定する小作地又は自作地の面積に算入しない。

一 第七十五条の規定による貢収のあつた牧野の所有者が、その貢収のあつた後において所有する牧野を以て開拓した自作地

二 新耕犁地、燒畑、切畠等耕種の著しく不定な農地

三 豊山父は対応附近の農地で踏査の處にあるもの

四 地委員会が自作農の創設上政府において買収することを相当と認めるものは、政府が、これを買収する。

五 個人でその者の営む耕作の業務が適正でないもの所の所有する自作地

六 前者等に掲げるものを除く外農地でその所有者が市町村農地委員会に對し政府において買収すべき旨を申し出たもの

前項第一号又は第三号の規定の適用については、左の場合に限り、当該白い場合は同号の面積に代るべき面積があるときは、その面積。第二十條の場合を除き以下同じ。)を超える場合、当該面積を超える面積の自作地

二 自作地で当該自作地についての自作農以外の者が譲り受けた他の契約による面積が第一項第三号の面積(第三項の規定により当該区域につき定められた同号の面積)を超えるべき面積があるときは、その面積。第二十條の

場合を除き以下同じ。)を超える場合、当該面積を超える面積の自作地

三 耕作の業務の目的に供して耕作するもの

三 法人その他の團体でその営む耕作の業務が適正でないもの所の所有する自作地

四 法人その他の團体の所有する自作地

五 農地で所有権その他の権利に基きこれを耕作することのできる者が現に耕作の目的に供していないもの

六 前者等に掲げるものを除く外農地でその所有者が市町村農地委員会に對し政府において買収すべき旨を申し出たもの

前項第一号又は第三号の規定の適用については、左の場合に限り、当該白い場合は同号の面積を超えるべき限度においてその自作農が近く自作するものと認め、且つ、その自作を相当と認める当該農地

一 疾病

二 就学

三 瞽和二十年八月十五日以前の召集

選舉による公務就任等一時耕作できないことをやむなくさせた事由として市町村農地委員会が都道府県農地委員会の承認を得て認め、又は都道府県農地委員会が認めたもの

七 第七十五条の規定による買収のあつた牧野の所有者がその貢収のあつた後において所有する牧野を以て開拓した自作地

八 新耕犁地、燒畑、切畠等耕種の著しく不定な農地、地割地のある農地又は豊山父は対応附近の農地で踏査の處あるもので市町村農地委員会が政府において買収することを相当と認めたもの

九 政府が第三條の規定による買収をするには、市町村農地委員会の定められた面積に達するまでの部分については、この限りでない。

第十條 政府が第三條の規定による買収をするには、市町村農地委員会の定められた面積に達するまでの部分については、この限りでない。

第十一條 都道府県が農業技術の現地指導の目的に供するため昭和二十一年十二月二十九日以後において借用権、使用貸借による権利又は水小作権を取得した農地について、当該農地のうち當該自作地の面積との合計が同号の面積を超えるときは、これを適用しない。但し、これら

の権利の取得の當時當該農地の所有者が耕作の業務を営む自作農である場合において、当該農地と當該自作農が現に耕作の業務を営む自作地との面積の合計が第一項第三号の面積を超えないときは、当該農地の全額同号の面積を超えるときは、当該農地のうち當該自作地の面積との合計が同号の面積を超えるときは、これを適用しない。但し、これら

の権利の取得の當時當該農地の所有者が耕作の業務を営む自作農である場合において、当該農地と當該自作農が現に耕作の業務を営む自作地との面積の合計が第一項第三号の面積を超えないときは、当該農地の全額同号の面積を超えるときは、これを適用しない。但し、これら

の権利の取得の當時當該農地の所有者が耕作の業務を営む自作農である場合において、当該農地と當該自作農が現に耕作の業務を営む自作地との面積の合計が第一項第三号の面積を超えないときは、当該農地の全額同号の面積を超えるときは、これを適用しない。但し、これら

の権利の取得の當時當該農地の所有者が耕作の業務を営む自作農である場合において、当該農地と當該自作農が現に耕作の業務を営む自作地との面積の合計が第一項第三号の面積を超えないときは、当該農地の全額同号の面積を超えるときは、これを適用しない。但し、これら

の権利の取得の當時當該農地の所有者が耕作の業務を営む自作農である場合において、当該農地と當該自作農が現に耕作の業務を営む自作地との面積の合計が第一項第三号の面積を超えないときは、当該農地の全額同号の面積を超えるときは、これを適用しない。但し、これら

の権利の取得の當時當該農地の所有者が耕作の業務を営む自作農である場合において、当該農地と當該自作農が現に耕作の業務を営む自作地との面積の合計が第一項第三号の面積を超えないときは、当該農地の全額同号の面積を超えるときは、これを適用しない。但し、これら

(買収の基準となる單位)

第四條 前條の規定の適用については、農地の所有者の同居の親族若しくはその配偶者又は農地の所有者の親族若しくはその配偶者で第二條第四項各号に掲げる事由に因りその者と一時同居しなくなつた者が当該農地の所有者の住所のある市町村の区域内において所有する農地は、これを当該農地の所有者の所有する農地とみなす。

前條第一項の規定の適用については、農地の所有者が第二條第四項各号に掲げる事由に因りその所有する農地のある市町村の区域内に住所を有しなかつたものは、これを当該市町村の区域内に住所を有する者とみなす。

(買収しない農地)

第五條 政府は、左の各号の一に該当する農地については、第三條の規定による買収をしない。

一 国又は公共團体が公用に供して耕作以外の目的に主として供している農地で都道府県知事の指定したもの

二 都道府県、市町村、財産区及び耕作者の組織する團体で中央農地委員会、都道府県農地委員会又は市町村農地委員会の指定するもの所の所有する農地で自作農の創設又は共同耕作の目的に供するもの

三 實驗研究若しくは農事指導の目的又は都道府県農地委員会が中央農地委員会の承認を得て指定する耕作以外の目的に主として供している農地で都道府県知事の指定したもの

四 都道府県、市町村、財産区及び耕作者の組織する團体で中央農地委員会、都道府県農地委員会又は市町村農地委員会の指定する土地又は都市計画による同法第十六條第一項の施設に必要な土地の地域内にある農地で都道府県知事が農林大臣の承認を得て指定する区域内にあるもの

めなければならない。

市町村農地委員会は、農地買収計画を定めるには、左の事項を勘案してこれをしなければならない。

一 自作農となるべき者の農地を買り受けける機会を公正にすること。

二 自作農となるべき者の耕作する農地を集團化し、且つ、当該地方の状況に應じて当該農地につき田畠の割合を適正にすること。

市町村農地委員会は、農地買収計画を定めたときは、遅滞なくその旨を公告し、且つ、公告の日から十日間市町村の事務所において左の事項を記載した書類を閲覧に供しなければならない。

一 買収すべき農地の所有者の氏名又は名称及び住所

二 買収すべき農地の所在、地番、地目へ土地合帳の地目が現況と異なるときは、土地合帳の地目及び現況による地目以下同じ。)及び面積

三 対価

四 買収の時期

第八條 前條第二項の対価は、当該農地につき土地合帳法による買賣價格があるときは、田にあつては当該買賣價格四十(農地調査法第六條ノ三第一項の規定により都道府県知事の定めた率があるときは、その率)畝にあつては当該買賣價格に四十八(同條同項の規定により都道府県知事の定めた率があるときは、その率)を乗じて得た額、同條同項の規定により都道府県知事の定めた額があるときは、その額)の範囲内においてこれを定め、当該農地につき土地合帳法による買賣價格がないときは、市町村農地委員会が都道府県知事の認可を受けて定めた額による。但し、特別の事情に因つて市町村農地委員会が都道府県知事の認可を受けて当該農地につき額を定めたときは、その額による。

市町村農地委員会が、前項の規定により土地合帳法による買賣價格のない農地の対価を定め、又は同項但書の規定により農地の対価を定めるには、当該農地の近傍類似の農地の対価を越えてはならない。

都道府県知事は、第一項の規定により市町村農地委員会が定めた額につき認可をしようとするときは、都道府県農地委員会の意見を聽かなければならぬ。

第九條 昭和二十年十二月二十三日現在において小作地につき耕作の業務を管轄する

めた場合、当該解除若しくは解約又は更新の拒絶に係る小作地。

第十條 市町村農地委員会が前條第一項の請求を受けた日から二箇月以内に、当該請求に係る小作地の昭和二十年十一月二十三日現在における所有者が同日現在において所有していた小作地につき同項の規定により農地買収計画を定めた場合において、当該請求をした者が、その期間經過後一箇月以内に、都道府県農地委員会に対して、当該市町村農地委員会に同項の規定により農地買収計画を定めるべき旨を指示すべきことを請求したときは、都道府県農地委員会は、当該市町村農地委員会に対して同項の規定により農地買収計画を定めるべき旨を指示しなければならない。

第十一条 指示については、前條第二項第三項による。
市町村農地委員会は、第一項の場合においては、第九條第一項の規定により農地買収計画を定める場合とにおいて、農地につき所有權、貸借權、使用貸借による権利若しくは水小作權その他の権利に基づいて耕作の業務を営む者が異なる場合又は農地の所有者若しくは農地の所有者の住所が異なる場合又は同日現在における農地が同日以後において農地でなくなった場合は、市町村農地委員会は、第九條第一項の規定による農地買収計画に定められた農地の所有者は、当該農地買収計画を定めることを否としたときは、その理由を議事録に記載しなければならない。

第十二条 前條の規定の適用については、昭和二十年十一月二十三日現在において第三條第五項第二号に規定する自作地につき請負その他の契約に基いて耕作の業務を営んでいた者で同日以後当該自作地についての耕作の業務をやめたものは、これを小作農とみなし、当該自作地はこれを小作地とみなす。

第十三条 第七條の規定による農地買収計画に定められた農地の所有者は、当該農地買収計画について異議があるときは市町村農地委員会に対して異議を申し立てることができる。当該農地の所有者の住所が、その農地のある市町の場合は、當初第五項の期間内に訴願の提起があつたときは、市町村農地委員会は、當初第五項の規定による農地買収計画について都道府県農地委員会が當初第五項の規定による農地買収計画に定めたときは、その面積により農地買収計画を定めたものとみなす。但し、その権利の存続期間は、當初の権利の既得期間とする。

第十四条 第七條の規定による農地買収計画について都道府県農地委員会が當初第五項の規定による農地買収計画に定めたときは、その面積により農地買収計画を定めたものとみなす。但し、その権利の既得期間とする。

第十五条 第七條の規定による農地買収計画について都道府県農地委員会が當初第五項の規定による農地買収計画に定めたときは、その面積により農地買収計画を定めたものとみなす。但し、その権利の既得期間とする。

第十六条 第七條の規定による農地買収計画について都道府県農地委員会が當初第五項の規定による農地買収計画に定めたときは、その面積により農地買収計画を定めたものとみなす。但し、その権利の既得期間とする。

第十七条 第七條の規定による農地買収計画について都道府県農地委員会が當初第五項の規定による農地買収計画に定めたときは、その面積により農地買収計画を定めたものとみなす。但し、その権利の既得期間とする。

第十八条 第七條の規定による農地買収計画について都道府県農地委員会が當初第五項の規定による農地買収計画に定めたときは、その面積により農地買収計画を定めたものとみなす。但し、その権利の既得期間とする。

第十九条 第七條の規定による農地買収計画について都道府県農地委員会が當初第五項の規定による農地買収計画に定めたときは、その面積により農地買収計画を定めたものとみなす。但し、その権利の既得期間とする。

第二十条 第七條の規定による農地買収計画について都道府県農地委員会が當初第五項の規定による農地買収計画に定めたときは、その面積により農地買収計画を定めたものとみなす。但し、その権利の既得期間とする。

第二十一条 第七條の規定による農地買収計画について都道府県農地委員会が當初第五項の規定による農地買収計画に定めたときは、その面積により農地買収計画を定めたものとみなす。但し、その権利の既得期間とする。

第二十二条 第七條の規定による農地買収計画について都道府県農地委員会が當初第五項の規定による農地買収計画に定めたときは、その面積により農地買収計画を定めたものとみなす。但し、その権利の既得期間とする。

第二十三条 第七條の規定による農地買収計画について都道府県農地委員会が當初第五項の規定による農地買収計画に定めたときは、その面積により農地買収計画を定めたものとみなす。但し、その権利の既得期間とする。

第二十四条 第七條の規定による農地買収計画について都道府県農地委員会が當初第五項の規定による農地買収計画に定めたときは、その面積により農地買収計画を定めたものとみなす。但し、その権利の既得期間とする。

第二十五条 第七條の規定による農地買収計画について都道府県農地委員会が當初第五項の規定による農地買収計画に定めたときは、その面積により農地買収計画を定めたものとみなす。但し、その権利の既得期間とする。

第二十六条 第七條の規定による農地買収計画について都道府県農地委員会が當初第五項の規定による農地買収計画に定めたときは、その面積により農地買収計画を定めたものとみなす。但し、その権利の既得期間とする。

第二十七条 第七條の規定による農地買収計画について都道府県農地委員会が當初第五項の規定による農地買収計画に定めたときは、その面積により農地買収計画を定めたものとみなす。但し、その権利の既得期間とする。

第二十八条 第七條の規定による農地買収計画について都道府県農地委員会が當初第五項の規定による農地買収計画に定めたときは、その面積により農地買収計画を定めたものとみなす。但し、その権利の既得期間とする。

第二十九条 第七條の規定による農地買収計画について都道府県農地委員会が當初第五項の規定による農地買収計画に定めたときは、その面積により農地買収計画を定めたものとみなす。但し、その権利の既得期間とする。

第三十条 第七條の規定による農地買収計画について都道府県農地委員会が當初第五項の規定による農地買収計画に定めたときは、その面積により農地買収計画を定めたものとみなす。但し、その権利の既得期間とする。

村の区域内にあるときは、その所有者が当該市町村の区域内において所有する当該農地以外の農地につき耕作の業務を営む小作農もまた同様とし、この場合には、第四條の規定を適用する。

前項の要請の申立は、第七條第四項の権限期間内にこれをしなければならない。

市町村農地委員会は、第一項の中立を受けたときは、第七條第四項の権限期間満了後二十日以内に決定をしなければならない。

市町村農地委員会は、前項の権限期間内に決定をしなければならない。

前項の決定に対する不服ある中立人は、都道府県農地委員会に訴願することができる。但し、同項の期間満了後十日を経過したときは、この限りでない。

都道府県農地委員会は、前項の訴願を受理したときは、同項但書の期間満了後二十日以内に裁決をしなければならない。

第十四條 第七條の規定による農地買収計画につき當初第五項の規定による農地買収計画の期間内に前條第一項の規定による異議の申立がないとき、同項の規定による農地買収計画の申立ができる。但し、同項の期間満了後十日を経過したときは、この限りでない。

都道府県農地委員会は、前項の規定による決定があり、且つ、同條第四項但書の期間内に訴願の提起がなかつたとき、又は同項の規定による訴願の提起があつた場合において同條第五項の規定による裁決があつたときは、市町村農地委員会は、遅滞なく当該農地買収計画について都道府県農地委員会が當初第五項の規定による農地買収計画の申立が受けなければならない。

第十五条 第七條の規定による農地買収計画の適用については、農地の面積は土地登記簿に登録された地積である。

第十六条 第七條及び前條の規定の適用については、農地の面積は土地登記簿に登録された地積のある農地であつては、当該土地登記簿に登録された地登記簿に登録された地積を以てその面積とすることを著しく不相応と認める農地につき市町村農地委員会が當初第五項の規定によ

前項の農地等に、承認地の所有者が作物の設備その他電線路の施設の効果となる行為をしないことを内容とする。

第一項又は第二項の規定により地役権が設定された場合においてその設定の当該その地役権が抵当権の目的である工場財團、鉄道財團又は軌道財團に抵しているときは、その地役権は、当該抵当権の目的となるものとする。

第二十條 第三号の規定による農地の貯蔵について、政府は、その対價を貯蔵の時期における当該農地の所有者に支拂わなければならない。但し、当該農地の上に先取権、質権又は抵当権があるときは、当該権利を有する者から供託をしなくてよい旨の申出がある場合を除いて、政府は、その対價を供託しなければならない。

当該農地の上に先取権、質権又は抵当権を有する者は、前項の規定により供託した対價に対してその権利を行なうことができる。

政府は、第三條の規定により買収する農地の所有者に対して、その農地の面積（その農地の面積が同様第一項第三号の面積を超えるときは、同様の面積）に應じて報償金を交付する。

農地の所有者の同居の親族若しくはその隣接者又は農地の所有者の親族若しくはその隣接者で第一項第四号各号に掲げる事由に因つてその者と一時同居しなくなつた者が所有する農地について第三條の規定による買収のあつたときは、前項の規定の適用について、これらの者の所有する農地は、これを一人の所有する農地とみなす。

前項の場合においては、第三項の規定による報償金は、前項に掲げる者に対する第一項の規定によりその者に支拂うべき対價の額に應じてこれを交付する。

第三項の報償金の一反歩当たりの額は、川にあつては二百二十四円、畠にあつては百三十円を基準とし、当該農地の収量、成績その他の状況を參考として、農林大臣が、これを定める。

第三項の規定の適用については、第十六條の規定を準用する。

第二十一條 第三号の規定により買収する農地、政府の所有に歸する農地で第二十九條第一項の規定のあつたもの若しくは第三十九條の規定による交換に因つて政府の取扱した農地（以下「國有農地」と総称する。）につき自作農となるべき者又は当該農地の所有者が農業用施設、水の使用に関する権利、立木、

宅地又は建物（以下農業用施設等と総称する。）で左に掲げるものを政府において買収すべき旨の申請をした場合において、市町村農地委員会がその申請を担当と認めたときは、政府は、之を買収する。

一 國有農地の利用上必要な農業用施設、水の使用に関する権利

二 國有農地の利用上必要な立木又は國有農地者しくは第三号の規定により買収する宅地の上にある立木

三 國有農地につき自作農となるべき者が、貨借権、使用貸借による権利若しくは地上権を有する宅地又は貨借権を有する建物

四 國有農地の利用上必要な農業用施設、水の使用に関する権利を有する者

五 國有農地につき自作農となるべき者が、貨借権、使用貸借による権利若しくは地上権を有する宅地の上にある立木

六 國有農地の利用上必要な立木又は國有農地者しくは第三号の規定により買収する宅地の上にある立木

七 第二十條 第七號第四項（前條第二項において準用する場合を含む。）の規定によつて當該農地知事の許可を受けなければ、當該土地の形質を變更し、當該農業用施設、立木若しくは貨借権を撤廃し、若しくは取去し、又はその使用に、

第六條 第二十一條 第三條又は前條の規定により買収した農地又は農業用施設等に規定する報償金については政府は、その支拂に代えて三十一年以内に償還すべき證券を交付することができる。

政府は、前項の規定により交付するため、必要な額を限度として證券を發行することができる。

前項の規定により交付する證券の交付價格は、これと類似する他の證券の時價を参考として太政大臣が、これを定める。

第二項の要件に關し必要な事項は、省令でこれを定める。

第二十四條 政府は、國有農地を、左の各号に定める者又はその相続人（相続人が二人以上ある場合にあつては、そのうちの一人）で自作農として農業に精達する見込のあるものに充り渡す。

一 第三十條第一項、第五項第四号若しくは第六号の規定により買収した農地又は第三十九條の規定による交換に因つて政府の取扱した農地について

前項において定められた者が、當該農地の所有者に當該農地につき耕作するため常時雇われている者その他自作農として農業に精達する見込のある者の中から市町村農地委員会において當該農地に

充り渡すべき相手方と定めたもの

前項の規定の適用については、政府の充り渡すべき農地につき交換に因つて貨借権、使用貸借による権利又は小作権を受取った者は、これを第三條の規定による買収の時期において當該農地につき耕作の業務を營む小作農とみなし。

第一項第六号の規定の適用については、同号の一時貯蔵をした者か同号に規定する事由に因つて同号に規定する農地につき自ら耕作の業務を營むことのできない者から當該農地の一時貯蔵を受取った者は、これを第一項第六号に規定する事由に因つて同号に規定する農地につき耕作の業務を營むものと認め、且つ、それを相当と認める場合、一時貯蔵をした者とみなす。

第一項第五号の規定の適用については、同号の一時貯蔵をした者か同号に規定する事由に因つて同号に規定する農地につき自ら耕作の業務を營むことのできない者から當該農地の一時貯蔵を受取った者は、同号に規定する権利の譲渡又は設定を受けた者から當該権利を譲り渡し、又は當該農地につき貨借権若しくは使用貸借による権利の譲渡又は設定を受けた者は、これを同号の小作農から當該権利の譲渡又は設定を受けた者とみなす。但し、當該権利の設定が第五項第六号に定める事由に因つて一時行われた場合、市町村農地委員会において當該権利を設定した者が近く當該農地につき耕作するも

は、貯蔵の時期（市町村農地委員会が第九條又は第十一條の規定により農地買賣計画を定めた場合にあつては、昭和二十年十一月二十三日現在以下第二号及び第二項において同じ。）又は交換による取扱の時期において當該農地につき耕作の業務を營む小作農（第五号及び第六号に規定する小作農を除く。）

第三項第五号第一項の規定により買収した農地については、貯蔵の時期において當該農地につき請負その他の契約に基づき耕作の業務を營む者

三 第二十九條第一項の決定のあつた政府の所有に歸する農地については、第三十二條の規定による農地売渡計画を定める時期において當該農地につき耕作の業務を營む小作農（當該農地が財務規制第五十六条の規定による

き耕作の業務を營む小作農（當該農地が財務規制第五十六条の規定による

き耕作の業務を營む小作農（當該農地に係る農作物に因つて政府の取扱したものである場合において、當該農地に係る農地売渡計画を定める時期と昭和二十年十一月二十三日現在とにおいて當該農地につき耕作の業務を營む者がある場合、且つ、同日現在において貨借権又は使用貸借による権利に基き耕作の業務を營む者が同日以後において當該農地に係る農作物に因つて当該農地に於ける権利の解約、解約又は更新の拒絶に因つて当該農地についての耕作の業務をやめた場合にあつては、これらの時期において當該農地についての耕作の業務を營む者（当該農地に係る農作物に因つて当該農地に於ける権利の解約、解約又は更新の拒絶に因つて当該農地につい

ての耕作の業務をやめた場合にあつては、これらの場合において當該農地についての耕作の業務を營む者（当該農地に係る農作物に因つて当該農地に於ける権利の解約、解約又は更新の拒絶に因つて当該農地につい

ての耕作の業務を營む者（当該農地に係る農作物に因つて当該農地に於ける権利の解約、解約又は更新の拒絶に因つて当該農地につい

ての耕作の業務を營む者（当該農地に係る農作物に因つて当該農地に於ける権利の解約、解約又は更新の拒絶に因つて当該農地につい

ての耕作の業務を營む者（当該農地に係る農作物に因つて当該農地に於ける権利の解約、解約又は更新の拒絶に因つて当該農地につい

ての耕作の業務を營む者（当該農地に係る農作物に因つて当該農地に於ける権利の解約、解約又は更新の拒絶に因つて当該農地につい

ての耕作の業務を營む者（当該農地に係る農作物に因つて当該農地に於ける権利の解約、解約又は更新の拒絶に因つて当該農地につい

ての耕作の業務を營む者（当該農地に係る農作物に因つて当該農地に於ける権利の解約、解約又は更新の拒絶に因つて当該農地につい

のと認め、且つ、それを相当と認める場合は、この限りでない。

第一項第五号若しくは第六号、第三項又は第四項に規定する売渡の相手方が二人以上あるときは、市町村農地委員会は、都道府県農地委員会の承認を受け、同項の取扱いの相手方を定めなければならない。

第二十五條 前款の規定により売渡す農地につき同様に規定する相手方がないとき、その者が当該農地についての耕作をしないつも第十三條の規定による買受の申込をしないときは又は第二十六條第一項の規定により他の相手方に売り渡すときは、当該農地は、これを左の順序により左に掲げる者に売り渡す。

一 第三條の規定により買收した農地につき第三十二條の規定による農地売渡計画を定める時期において耕作の業務を假む小作長

二 市町村農地委員会において自作農として農業に精勤する見込のある者と認める者第二十六條前二條の規定により売渡す農地の面積は、同居の親族及びその配偶者並びに第二條第四項に規定する事由に因り一時同居しなくなつた親族及びその配偶者を通じて第三條第一項第三号の面積を超えないものとする。但し、その者の假む耕作の業務が適正であるときは、その限りでない。

前項の規定の適用については、前二條の規定による買收を受けようとする者の所有する農地で第三條の規定による買收を受けることのないもの及びその者が耕作の業務の目的に供している小作地で國有農地でないものの面積は、これを同項の規定により政府の売り渡す農地の面積とみなす。

前項の規定の適用については、第四條第一項の規定を準用する。

第一項但書の規定により市町村農地委員会が第三條第一項第三号の面積を超える面積の農地につき農地売渡計画を定める場合は、第三十五條の承認を申請する書類にその旨を記載しなければならない。

第二十七條 第三十二條の規定による農地売渡計画を定める時期において、第二十四條第一項又は第二十五條第一号に規定する農地の売渡の相手方の営む耕作の業務が適正でないときは、前條第一項の割合を超える面積に相当する部分の当該農地は、これを他の相手方に売り渡す。

前項の場合には、第三條第六項の規定を準用する。

農地売渡計画においては、売り渡すべき農地並びに売渡の相手方、時期及び対價を定めなければならない。

前項の実質の相手方は、前條の規定による買受の申込をした者でなければならぬ。

市町村農地委員会は、農地売渡計画を定めたときは、遅滞なくその旨を公告し、且つ、公告の日から十日間市町村の事務所において左の事項を記載した書類を認定に供しなければならない。

一 売渡の相手方の氏名又は名称及び住所
二 売り渡すべき農地の所在、地番、地目及び面積

第七條第二項の規定に農地売渡計画を定める場合にこれを準用する。

第三十三條 前款第二項の対價は、第二條の規定により買收した農地を売り渡す場合にあつては当該農地における農地の対價に相当する額により、その農地を申し立てることができる。但し、同條第四項の締算期間を経過したときは、この限りでない。

第八條第一項但書の規定は、前項の対價につきこれを準用する。

第三十四條 第三十一條の規定による買受の申込をした者は、第三十二條の規定によることのないとき、同條第二項において定めた農地を売り渡す場合にあつては当該農地における農地の対價に相当する額により、その農地を賣り渡す場合にあつては第八條第一項本文の例により定めた額による。

第三十五條 第三十二條の規定による農地売渡計画につき同條第四項の期間内に前條第一項の規定による異議の申立てがないとき、同條の規定による異議の申立てがあった場合において同條第二項において準用する第十三條第三項の規定による決定があり、且つ、前條第二項において準用する第十三條第四項の規定による決定がなかつたとき、又は同項の規定による訴願の提起があつた場合において前條第二項において準用する第十三條第五項の規定による裁決があつたときは、市町村農地委員会は、遅滞なく当該農地売渡計画について都道府県農地委員会の承認を受けなければならない。

第三十六條 第二十四條、第二十五条又は第二十八條の規定による売渡は、都道府県知事が前條の規定による承認があつた農地売渡計画により売渡の相手方に對し売渡通知書を交付して、これをしなければならない。

通知書には、左の事項を記載しなければならない。

一 第三十二條第四項各号に掲げる事項

二 対價の支拂方法及び時期

三 その他必要な事項

第三十七條 前條の規定による売渡通知書の交付があつたときは、その通知書に記載された農地の所有権は、その通知書に記載された農地の所有権に移転する。

第三十九條 政府が第二十四條、第二十五条又は第二十八條の規定により農地を売り渡す場合において、自作農の創設を行つたため特に必要があるときは、市町村農地委員会は、地目、面積、等位等で当該農地と近似する小作地と当該農地との交換に關し、当該小作地の所有者に對して必要な事項を指示することができる。

前項の指示は、交換により當該小作地の所有者の取得すべき農地及び政府の取得すべき農地についてその所在、地番、地目及び面積を定めてこれをしない。

第一項の規定による指示を受けた者は、その指示を受けた日から十日以内に当該指示に係る交換に關して市町村農地委員会と協議しなければならない。

前項の規定による裁定があつたときは、その定めるところにより、交換の契約が成立したものとみなす。

前項の場合において、協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、市町村農地委員会は、都道府県農地委員会の裁定をするものとする。

前項の規定による裁定の執行においては、同條第三項の協議又は同條第四項の規定において定められた日に農地の所有権の移転の効力が、生ずるものとする。

前項の規定による所有権の移転の際当該小作地の上にある光取特權、賃權又は抵当権は、当該小作地の所有者が交換に因り取得した農地の上にあるも

り受けなければならない。

前項の規定による光取特權を受けた法人その他の團體が行う農地の管理又は売渡しができる。

第二十九條 政府の所有に属する農地(第三條又は第四十八條第一項第三号の規定により買收した農地を除く)は市町村農地委員会が自作農割設の目的に供することを相當であると決定したものは、森林大臣が、これを管理するものとする。

前項の決定は、都道府県農地委員会の承認がなければその効力を生じない。

都道府県農地委員会が前項の承認をするには、当該農地の所管大臣の認可を受けなければならない。

前項の規定による職権を部局の長又は都道府県知事に行わせることができる。

第三十條 公共財産若しくは公用財産又は營林財産たる農地につき前條第一項の承認があつたときは、当該農地の所管大臣は、その用途又は目的を廃止し、且つ、当該農地が森林大臣の管理に属しないものであるときは、森林大臣に對して当該農地の管理権を受けるべきものとし、又はその管理に屬する農地につき第一項の規定により用途若しくは目的を廃止したときは、運営なくその旨を大蔵大臣に通知しなければならない。

第一項及び第二項の場合には、國有財產法施行令第二條乃至第四條の規定を適用しない。

第三十一條 第二十四條、第二十五条又は第二十八條の規定により買收を受けるようとするものは、市町村農地委員会に對してその申込をしなければならない。

第一項及び第二項の場合には、國有財產法施行令第二條乃至第四條の規定を適用しない。

第三十二條 政府が第二十四條第二十五条又は第二十八條の規定により買收をする農地で森林大臣の管轄に属しないものにつき前條第二項の規定を適用しない。

第三十二条 政府が第二十四條第二十五条又は第二十八條の規定により買收をする農地で農地の所有権は、市町村農地委員会に對してその申込をしなければならない。

第三十三条 政府が第二十四條第二十五条又は第二十八條の規定により買收をする農地の場合は、當該農地の所有権は、その通知書に記載された農地の相手方に移転する。

第三十四条 政府が第二十四條第二十五条又は第二十八條の規定により買收をする農地についてその所在、地番、地目及び面積を定めてこれをしない。

前項の場合において、協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、市町村農地委員会は、都道府県農地委員会の裁定をするものとする。

前項の規定において定められた日に農地の所有権の移転の効力が、生ずるものとする。

前項の規定による裁定の執行においては、同條第三項の協議又は同條第四項の規定において定められた日に農地の所有権の移転の効力が、生ずるものとする。

のと/orする。

第四十一條 政府が第二十四條、第二十五條及び第二十八條の規定により農地を売り渡す場合において、自作農の創設を適正に育むため特に必要があるときは、市町村農地委員会は、政府の売り渡すべき農地につき貸借権又は永小作権を有する者及び地目、面積、等位等が当該農地と近似する農地で政府の賣收しないものにつき貸借権又は永小作権を有する者に対して当該貸借権又は永小作権の交換に関する必要な事項を指示することができる。

前項の指示は、交換に因り移転すべき貸借権又は永小作権の目的たる農地の所在、地番、地目及び面積を定めて、これをしなければならない。

第一項の規定による交換については、貸借権又は永小作権の移転は、民法第二百七十二條の規定及び第六百一十二條の規定にかかわらず、これをすることができる。

市町村農地委員会が第一項の指示をしたときは、遅滞なくその旨を当該指示に係る農地の所有者及び所有者でない貸借人にも通知しなければならない。

前項の通知を受けた者は、第一項の指示に異議があるときは、市町村農地委員会に異議を申し立てることはできる。但し、前項の通知を受けた日から十日を経過したときは、この限りでない。

第一項の規定による交換には、第三十九條第三項乃至第五項及び前條の規定を適用する。この場合において第三十九條第三項中「市町村農地委員会」と協議し」とあるのは、「協議し」と、同條第四項中「市町村農地委員会は、都道府県農地委員会の認定」と読み替えるものとする。

第四十二條 政府は、第二十一條の規定により買收した農業用施設等又は政府の所有に属する農業用施設等で第四十三條第一項の決定のあつたものを左の各号に定める者に充てん。

一 農業用施設、水の使用に関する権利又は立木について、これらのものにつき使用収益を目的とする権利がある場合においては、当該権利を有する者で二十四條又は第二十五條の規定により農地の充渡を受けたもの、これらとのものにつき使用収益を目的とする権利がない場合においては、第二十四條又は第二十五條の規定により農地の充渡を受けた者で当該農地の利用上当該農業用施設、水の使用に関する権利又は立木を必要とするもの

一 宅地又は建物については、賃借権、使用貸借による権利又は地上権を有する者で第二十四條又は第二十五條の規定により農地の充渡を受けたもの。

政府は、特別の必要があるときは、農業用施設等を前項の規定にかかわらず、農林大臣の指定する法人その他の團体に充り渡すことができる。

前項の規定による充渡については、第二十八條第二項及び第三十一條乃至第三十八條の規定を準用する。

第四十三條 政府の所有に属する農業用施設等（第二十二條第一項、第四十八條第一項、第六十條第一項、第六十一條第二項第六十二條第一項又は第七十五條第四項の規定により買收した農業用施設等又は第六十七條第一項第一項第一項、第七十四條第一項第八十條第一項の決定のあつた農業用施設を除く）で

市町村農地委員会が自作農の創設の目的に供することを相当であると決定したもののは、農林大臣がこれを管理する。

前項の場合には、第二十九條第二項乃至第四項及び第三十九條の規定を準用する。

第四十四條 第二十四條、第二十五條若しくは第二十八條の規定により充り渡した農地又は第四十三條の規定により充り渡した農業用施設等の対價の支拂は、支拂期満三十年（振置期間も含む。）以内、年利三分二厘の均等年賦支拂の方法によるものとする。但し、当該農地を賣い受けた者の申出のあるときは、その対價の全部又は一部につき一時支拂の方法によるものとする。

第四十五條 政府は、省令の定めるところにより、第二十四條第二十五條若しくは第二十八條により充り渡した農地又は第四十一條の規定により充り渡した農業用施設等の対價の微収を市町村にさせることができる。

市町村が避けられない災害に因つて前項の規定による微収金を失つたときは、政府は、省令の定めるところにより、その責任を免除することができる。

第一項の対價並びに前項の督促手数料及び延滞金は、國稅廳納處分の例によよりこれを徵收することができる。但し、先取特權の順位は、國稅に次ぐものとする。

第四十六條 第二十四條、第二十五條又は第二十八條の規定により充り渡した農地の使用目的の変更を相當と認める場合を除いて、延滞なく自作農として農業用施設等に

農地において当該農地の使用目的の変更を相當と認める場合を除いて、延滞なく自作農として農業用施設等に構造する見込のある者に当該農地を充り渡さなければならない。

前項の規定による充渡については、第十六條、第二十八條、第三十一條乃至第三十七條及び第四十四條乃至前條の規定を準用する。この場合において第三十一條中「第二十四條、第二十五條又は第二十八條」とあるのは、第四十七條第六項と読み替えるものとする。

前項の規定は、第四十二條の規定により充り渡した農地につきこれを准用する。前七項の規定は、第六項の規定により充り渡した農地につきこれを准用する。

第三十八條 貸借権、使用貸借による権利、永小作権、地上権又は地役権の設定されている国有農地につき第二十四條、第二十五條又は第二十八條の規定による充渡があつた場合においてその権利を有する者が当該農地の充渡の相手方でないとときは、当該権利（当該権利が地役権であるときは、市町村農地委員会が当該農地を耕作することの妨げになるものと認定した地役権に限る）は当該農地の充渡の時期に消滅する。但し、電気事業者のために電線塔の施設を目的として設定されている当該農地に関する権利は、この限りでない。

政府は、前項の規定により消滅する権利を有する者に対してその権利の消滅に因つて生じた損失を補償しなければならない。但し、その者が第七條第四項の規定による公告のあつた後十八條第一項の規定により消滅した権利を取得した者は、政府の所有に属する公告のあつた後前項の規定により消滅した権利を取得した者であるときは、この限りでない。

前項の規定により補償すべき損失は、第一項の規定による権利の消滅について通常生ずべき損失とする。

第二項の補償額は、市町村農地委員会が、都道府県知事の認可を受けてこれを決定する。

市町村農地委員会は、前項の補償額を決定したときは、遅滞なく第二項の規定により補償を受けるべき者に対してこれを通知しなければならない。

第一項の規定により消滅する権利の上に先取特權、賃権又は抵当権がある

ときは、第二十條第一項及び第二項の規定を準用する。

第三項の納質金額については、第二十三條の規定を準用する。

(貯收又は使用の対象)

第四十八條 政府は、自作農を創設し、又は土地の農業上の利用を増進するため必要があるときは、左に掲げるものを貯收することができる。

一 農地及び牧野以外の土地で農地の開発に供しようとするもの。

二 政府の所有に属する土地で農地の開拓に供しようとするものに関する所

有権及び担保権以外の権利

三 第一号又は前の土地附近の農地又は牧野で当該土地と併せて開発するのを相当とするもの。

四 第一号又は第二号の土地の上にある立木又は植物その他の工作物

五 洗滌権

六 水の使用に関する権利

七 開発後における第一号、第二号又は第三号の土地（当該土地の近傍にある農地を含む。）の利用上必要な土地、立木又は植物その他の工作物

八 第一号及び第三号の土地を除く外農地の開発上必要な土地

九 公有水面の埋立をする権利

前項第六号又は第八号に掲げるものは、政府が、これを使用することができる。

昭和二十年十一月二十三日以後に開発された農地は、第一項第一号の適用

については、これを農地以外の土地とみなす。

（貯收又は使用予定地域）

第四十九條 農林大臣又は都道府県知事は、前條の規定による貯收又は使用をするため必要があるときは、期間を定め、貯收又は使用予定地域を指定することができる。但し、その期間は、一年を超えてはならない。

農林大臣又は都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、その旨を公告しなければならない。

第一項の規定による指定があつたときは、同項の規定により定められた期

限内に、當該貯收又は使用予定地域内において左の各号の一に該当する行為をしようとする者は、農林大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならぬ。

一 土地の形質の変更

二 立木の植栽若しくは伐採又は土地に定着する物件の移転、除去若しくは

撤去

三 土地又は土地に定着する物件の譲渡

四 土地に掲げる場合には前項の規定を適用しない。

（未耕地貯收計画）

第五十条 政府が第四十八條の規定による貯收又は使用をするには、都道府県

農地委員会が定める未耕地貯收計画によらなければならない。

一 行政官廳が都道府県知事と協議して同項各号の一に該当する行為をしようとする場合

二 農林大臣又は農林大臣の指定する者が、農地の開拓のために同項各号の

一に該当する行為をしようとする場合

三 土地物件の保存又は危険予防のために同項第一号又は第二号に該当する行為をしようとする場合は

前項の場合には第二項の規定を準用する。

(未耕地貯收計画)

第五十一条 政府が第四十八條の規定による貯收又は使用をするには、都道府県

農地委員会が定める未耕地貯收計画によらなければならない。

一 政府が第四十八條第一項の規定による貯收をする場合において、その貯收に係る同條第一項第一号の土地の面積が農林大臣の定める未耕地貯

收計画により同條第一項第三項の規定による貯收をすることができる。

二 農林大臣又は都道府県知事は、前項の規定による貯收をするには、予め官吏吏員及び学

識経験のある者で都道府県知事の指定するものの組織する團体に諮詢しなけ

る努力を怠じない。

政府は、第一項の規定による指定に因つて通常生ずべき損失を補償しない

ことはならない。

農林大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による貯收又は使用予定地域の指定の必要がなくなったものと認めるときは、当該地域の全部又は一部につきその指定を取り消さなければならない。

前項の場合には第二項の規定を準用する。

(測量、検査)

第五十二条 都道府県農地委員会又は市町村農地委員会は、第五十條の規定による未耕地貯收計画を定めるため必要があるときは、その委員又は委員会の事務に従事する者に、他人の土地に入りて、測量し、検査し、又は測量若しくは検査の障害となる物を移転し、若しくは除却させることができる。

前項の場合には都道府県農地委員会又は市町村農地委員会は、省令の定めるところにより、予めその土地の占有者にこれを通知しなければならない。

但し、通知をすることができない場合その他特別の事情がある場合には、公告を以てこれに代えることができる。

政府が第四十八條の規定による貯收若しくは使用又は第四十九條の規定による指定を定めるため必要がある場合には、前項の規定を準用する。この場合において、第一項の規定中「その委員又は委員会の事務に従事する者」とあるのは「当該官吏吏員」と読み替えるものとする。

(異議及び訴願)

第五十三条 第五十一条の規定による未耕地貯收計画に定められた土地、権利、立木又は工作物の所有者は、当該未耕地貯收計画について異議があるときは、当該未耕地貯收計画を定めた都道府県農地委員会は、市町村農地委員会に対する異議申し立てができる。但し、同條第五項の規定により立木の貯收若しくは使用又は第四十九條の規定に對して不服のあつ申立人は、都道府県農地委員会の申立てを受けたとき、過したときは、この限りでない。

都道府県農地委員会は、前項の申立てを受けたとき、第五十條第五項の規定により立木の貯收若しくは使用又は第四十九條の規定に對して不服のあつ申立人は、都道府県農地委員会のした決定については都道府県知事に、市町村農地委員会のした決定については都道府県農地委員会に訴願をすることができる。但し、同項の規定により立木の貯收若しくは使用又は第四十九條の規定に對して不服のあつ申立人は、都道府県農地委員会の申立てを受けたとき、過したときは、この限りでない。

都道府県農地委員会又は都道府県知事は、前項の規定を受取したときは、同項の規定による未耕地貯收計画の認可又は承認

特別の事情によつて都道府県農地委員会又は市町村農地委員会が都道府県知事の認可を受けて前項第一号又は第三号の土地につきこれらのもの額を定めたときの基準によつて定める。

都道府県農地委員会又は市町村農地委員会が都道府県知事の認可を受けて前項第一号又は第三号の土地につきこれらのもの額を定めたときの基準によつて定める。

に前條第一項の規定による契約の申立がないとき、同項の規定による契約の申立があつた場合において同條第二項による決定があり、且つ同條第三項由書の期間内に訴願の提起がなかつたとき又は同項の規定による訴願の提起があつた場合において同條第四項の規定による裁決があつたときは、遅滞なく当該未墾地貿易計画について、都道府県農地委員会は都道府県農地委員会の認可。

市町村農地委員会は都道府県農地委員会の承認を受けなければならない。
(貯木又は使用令書)

第五十五條 第四十八條の規定による貯收又は使用は、都道府県農地委員会が前條の規定による認可は承認があつた未墾地貿易計画により当該未墾地貿易計画に定められた土地、権利、立木又は工作物の所有者に対し貯收又は使用令書を交付して、これをしなければならない。但し當該所有者の住所が知れないとき、その他令書の交付をすることができないときは、第二項各号に掲げる事項を公告して令書の交付に代えることができる。

令書には、左の事項を記載しなければならない。

一 第五十條第五項各号に掲げる事項

二 対價の支拂の方法及び時期

三 その他必要な事項

(土地の面積の算定及び貯收手続の承認人に対する効力)

第五十六條 第四十八條の規定による手続をしたときは、令書第十七條の規定を適用する。

(貯收の効果)

第五十七條 都道府県知事が第五十五條の規定による貯收又は使用について、第十六條及び

第十七條の規定を適用する。

(買取の効果)

第五十八條 第四十八條の規定による手續をしたときは、令書第十七條の規定を適用する。

(賣出の効果)

第五十九條 第四十八條第二項の規定により、権利、土地、立木又は工作物の貯收を請求する場合は、都道府県知事が、省令の定めるところにより、立木若しくは工作物の所有権又は当該権利は、政府がこれを取得し、これらものに關する権利は、消滅する。

第六十条 第四十八條第三項の規定による貯收に係る土地が、その貯收の當時電気事業者が所有権、賃借権、使用権による権利又は地上権に基き電線路の施設の用に供しているものである場合には、第十八條第二項第三項及び第十九條の規定を適用する。

(対價の支拂)

第五十九條 第四十八條の規定による貯收については、政府は、當該貯收に係

る土地、権利、立木又は工作物の対價を貯收の時期におけるこれらのもの的所有者に支拂わなければならぬ。但し、これらのもの上に先取特権、買取又は抵当権があるときは、当該権利を有する者から供託をしなくてもよい旨の申出がある場合を除いて、政府は、その対價を供託しなければならない。これらものの上に先取特権、買取又は抵当権を有する者は、前項の規定により供託された対價に対してその権利を行なうことができる。

第一項の対價の支拂については、第二十三條の規定を適用する。

(使用の効果)

第六十一條 第四十八條第二項の規定により、権利、土地、立木又は工作物を使用する場合においては、第五十五條第一項の令書に記載し、又は同項令書の規定により公告した使用的時期に、政府は、当該権利、土地、立木又は工作物の使用権を取得し、当該権利又は当該土地、立木若しくは工作物に關する権利は、使用の期間その行使を停止される。但し、使用を妨げないものは、この限りでない。

前項の使用については、第五十八條の規定を適用する。

(被使用者の貯收請求)

第六十二條 第四十八條第二項の規定による権利、土地、立木若しくは工作物の使用が三年以上にわたるとき、又はその使用に因つて当該権利、土地、立木若しくは工作物を從来用いた目的に供することが著しく困難となるときは、

当該権利、土地、立木又は工作物の所有者は、政府に對して当該権利、土地、立木又は工作物の貯收を請求することができる。

前項の規定により貯收を請求しようとする者は、権利、土地、立木、立木若しくは工作物を記載した令書又は公書があつた後一箇月以内に

作物につき第五十五條第一項の令書の交付又は公書が提出しなければならない。

第一項に規定する貯收の対價は、都道府県知事が、これを定める。この場合には、第六十一條の規定を適用する。

第一項の場合には、第十六條、第十七條、第五十五條、第五十七條及び第五十八條の規定を適用する。

(不用物件の貯收)

第六十三條 政府は、第四十八條の規定による貯收若しくは使用に係る土地の同

第六十四條 政府は、第五十二條第一項(同條第三項及び第六十二條第三項において準用する場合を含む。)の規定による行ふる、第五十七條第一項(第六十

九條第四項、第六十一條第六項及び第六十二條第三項において準用する場合を含む。)の規定による行為に係る補償の場合は除いて、前項の規定による

補償を受けるべき者は、第四十八條の規定による貯收若しくは使用又は第六

十條第一項、第六十一條第二項(第六十二條第三項において準用する場合を含む。)の規定による権利の消滅、第五十九條(第六十四條第三項において準用する場合を含む。)の規定による権利の行使の停止又は第六十一條第一項

(第六十四條第三項において準用する場合を含む。)の規定による貯收に因つて生じた損失を補償しなければならない。

第五十二條第一項(同條第三項及び第六十二條第三項において準用する場

合を含む。)の規定による行為に係る補償の場合は除いて、前項の規定による

補償を受けるべき者は、第六十二條の規定による貯收若しくは使用又は第六

十條第一項、第六十一條第二項(第六十二條第三項において準用する場合を含む。)の規定による権利の消滅、第五十九條(第六十四條第三項において準用する場合を含む。)の規定による権利の行使の停止又は第六十一條第一項

(第六十二條第三項において準用する場合を含む。)の規定による貯收に因つて生じた損失を補償しなければならない。

第一項の規定により補償すべき損失は、第一項に規定する行為、権利の消

滅、権利の行使の停止又は貯收に因つて通常生ずべき損失とする。

第一項の補償金額は、都道府県農地委員会又は市町村農地委員会が、都道

府県知事の認可を受けてこれを決定する。

都道府県農地委員会又は市町村農地委員会は、第一項の補償金額を決定したときは、遅滞なく第二項の規定により補償を受けるべき者に對してこれを通知しなければならない。

第一項に規定する消滅に係る権利の上に先取特権、買取又は抵当権があるときは、第五十八條第一項第二項の規定を適用する。

第一項の規定による補償の場合は、当該物件に關し担保権以外の権利

を有する者に限る。但し、その者が第五十條第五項(第六十二條第三項において準用する場合を含む。)の規定による公告のあつた後当該権利を取扱した者であるときは、この限りでない。

第一項の規定により補償すべき損失は、第一項に規定する行為、権利の消

滅、権利の行使の停止又は貯收に因つて通常生ずべき損失とする。

第一項の補償金額は、都道府県農地委員会又は市町村農地委員会が、都道

府県知事の認可を受けてこれを決定する。

都道府県農地委員会又は市町村農地委員会は、第一項の補償金額を決定したときは、遅滞なく第二項の規定により補償を受けるべき者に對してこれを通知しなければならない。

第一項に規定する消滅に係る権利の上に先取特権、買取又は抵当権があるときは、第五十八條第一項第二項の規定を適用する。

第一項の補償金額については、第二十三條の規定を準用する。

(暫定使用権の設定)

第六十五條 政府は、第四十八條第一項の規定により政府の取得した土地につ

きその取得の當時当該土地に定着する立木若しくは工作物を所有し、又は

第一項第二号に規定する土地を含む。)又は工作物にある物件の所有者又は占有者に、その物件を貯去させることができる。

前項の規定による貯去は、都道府県知事が、省令の定めるところにより、貯去令書を当該物件の所有者又は占有者に交付してこれをしなければならない。

第一項の場合において、当該物件を貯去することに因つて当該物件を結果してその貯收を請求することができるとする。

前項の規定により貯收を請求しようとする者は、第二項の令書の交付があつた後一箇月以内(貯去の期限が一箇月以内であるときは、その期限以内)に、事由を記載した請求書を都道府県知事に提出しなければならない。

第二項に規定する貯收の対價は、都道府県知事が、時價を参考としてこれを定める。

第二項に規定する貯收については、第十七條、第五十五條、第五十七條第一項及び第五十八條の規定を適用する。

(代地の貯收)

第六十二條 政府は、第四十八條第一項の規定により土地の貯收をする場合に

おいて、特に必要があるときは、その貯收の當時当該土地に關し所有権、賃

借権、使用貸借による権利、永小作権、地上権又は入会権を有する者に對し

当該土地に代るべきものとし、必要に充てたため必要な他の土地(当該土地の上

にある立木を含む。)を貯收することができる。

政府が前項の規定による貯收をするには、都道府県農地委員会の定める未墾地貿易計画により貯收する土地に代るべきものにあつては、都道府県農地委員会の定める未墾地貿易計画により貯收する土地に代るべきものにあつては、市町村農地委員会が定める未墾地貿易計画によらなければならぬ。

第一項の規定による貯收には第四十九條、第五十條第三項乃至第六項、第五十一條乃至第五十八條及び前條の規定を適用する。

第六十三條 第五十條第五項(前條第四項において準用する場合を含む。)の規

定による公告のあつた場合には、第二十二条の規定を適用する。

(損失の補償)

第一項の規定による貯收又は使用は、都道府県農地委員会が前條の規定

当該土地を家畜の放牧若しくは採草の目的に供していいた者(その承認人を含む)以下本條において同じ。)に對して、農林大臣又は都道府県知事の指定する時期まで登記と同一の使用収益をさせるため、当該土地の全部又は一部を使用させることができる。

前項の使用は、省令の定めるところにより、無償とすることができる。

第一項の使用をさせる場合の対價の徴収については、第四十五條の規定を準用する。

農林大臣又は都道府県知事は、第一項の立木竹の所有者に対し、その立木竹につき区域及び期間を定め、伐採方法又は造林その他の伐採に伴う必要な事項を指定することができる。

(開発に関する制限又は禁止の措除)

第六十六條 第四十八條の規定により政府が買取した土地又は第六十七條第一項第二号に規定する土地の開発については、他の法令中の制限又は禁止に関する規定で省令で定めるものは、これを適用しない。

(完済の対象及び相手方)

第六十七條 政府は、左に掲げるものを農業に務むる見込のある者に完り渡すことができる。

二 政府の所有に属する土地物件(第二十一條第二項、第四十八條第一項乃至第八條第一項、第六十一條第二項、第六十二條第三項において準用する)

一 第四十九條、第六十條又は第六十一條第二項(第六十二條第三項において準用する場合を含む。)の規定により買取した土地、権利又は立木、工作物その他の物件

政府は、特別の必要があるときは第一項各号に掲げるものを前項の規定にかかわらず、農林大臣の指定する法人その他の団体に完り渡すことができる。

この場合には、第二十八條第二項の規定を準用する。

(貢受の申込)

第六十八條 前條第一項第三項の規定により同條第一項第三項に規定するものを買受けようとする者は、都道府県農地委員会(市町村農地委員会の定めた未耕地買受計画により買取したものにあつては、市町村農地委員会。以下第六十九條第一項において同じ。)に対してその申込をしなければならない。

(未耕地完済計画)

第六十九條 政府が第六十七条の規定により完済をするには、都道府県農地委員会の定める未耕地完済計画によらなければならない。

未耕地完済計画において、完り渡すべき土地、権利又は立木、工作物その他物件並びに完済の相手方、時期及び対価を定めなければならない。

前項の完済の相手方は、前條の規定による買受の申込をした者でなければならない。

(未耕地完済計画)

第六十九條 政府が第六十七条の規定により完済するには、都道府県農地委員会の承認が必要である。

未耕地完済計画において、完り渡すべき土地、権利又は立木、工作物その他物件並びに完済の相手方、時期及び対価を定めなければならない。

前項の完済の相手方は、前條の規定による買受の申込をした者でなければならない。

(完済の承認)

第六十九條 第六十七条の規定による完済は、都道府県農地委員会の承認による。

第七十條 第六十七条の規定による完済は、都道府県農地委員会の承認による。

は、「五町歩」と、同様第三項中「第一項」とあるのは、「第七十五條第一項」と読み替えるものとする。

第一項第三号の都道府県別の面積又は前項に置いて地用する第三條第三項の規定により都道府県農地委員会が定める同号の面積に代るべき面積は、四十町歩を越えてはならない。

第一項の牧野の外左に掲げる牧野で、都道府県農地委員会又は市町村農地委員会が自作農の創設上政府において買収することを相当と認めたものは、政府が、これを買収する。

一 岩有農地につき自作農となるべき者が、家畜の放牧又は採算の目的に供している小作牧野

二 農地を所有しない者又は耕作者しくは家畜の業務を營まない者の所有する小作牧野

三 自作牧野の所有者が放牧を協約的に利用することに因つて第一項第三号の面積(その者が農地を所有する場合にあっては、その者が第三條の規定による買収を受けることのない農地の面積を除して得た面積、以下本章において同じ)以下において都道府県農地委員会又は市町村農地委員会において定める一定面積の牧野を以て同号の面積の牧野と同程度の生産をあげることができると認められる場合、同号の面積からその一定面積を控除して得た面積の当該自作牧野

四 市町村、財務省又は農業協同組合以外のものの所有に属し、共同利用の目的に供している牧野

五 耕作又は家畜を主たる業務としない法人その他の團体の所有する牧野

六 牧野で所有権その他の権利に基づきこれを業者等の放牧又は採算の目的に供することのできる者が現に当該目的に供していないもの

七 前各号に掲げるものを除く外牧野でその所有者が市町村農地委員会に対し政府において買收すべき旨を申し出たもの

前項第三号の規定により都道府県農地委員会又は市町村農地委員会が第一項第三号の面積の二割五分を越える面積の牧野について、牧野買収計画を定める場合には、すめ都道府県又は市町村の専任職員で都道府県知事の指定するものに就職する團体に諮詢しなければならない。

第一項乃至前項の規定の適用については、第四條の規定を適用する。この

場合において同様中「市町村の区域」とあるのは「市町村の区域(その隣接市町村の区域を含む)」と読み替えるものとする。

政府は必要があると認めるときは、左に掲げるものを買収することができる。

一 第一項又は第四項の規定により買収する牧野又は当該牧野を以て造成される農地の利用上必要な農業用施設又は水の使用に関する権利

二 第一項又は第四項の規定により買収する牧野又は当該牧野を以て造成される農地及び牧野で第三條又は前條の規定による買収を受けることのないものの面積の合計を控除して得た面積を超える面積の牧野を除く。

三 都道府県又は農林大臣の指定する教育機關の所有に属し、専ら試験研究の目的に供している牧野

四 前各号に掲げるものの外農林大臣の指定した牧野

五 自作牧野を家畜の放牧又は採算の目的に供していた者が第五條第六号に掲げる事由に因つてその自作牧野を自ら家畜の放牧又は採算の目的に供することができないため一時当該自作牧野につき貸借権又は使用貸借による権利を認定した場合、都道府県農地委員会又は市町村農地委員会が、その自作牧野の所有者が近く当該牧野を自ら家畜の放牧又は採算の目的に供するものと認め、且つそのことを相当と認める当該牧野。但し、その者の所有する牧野の面積(その者が農地を所有する場合にあっては、第三條の規定による買収を受けることのない農地の面積を加算して得た面積)が前條第一項第三号の面積(同様第二項において適用する第三條第三項の規定により当該区域につき定められた同号の面積に代るべき面積を超えるとき)より當該区域につき定められた同号の面積の面積を超えるときは、その面積、以下可じ。)を超えない面積の当該牧野に限る。

第七十七條 政府が第七十五條の規定による買収をするには、市町村農地委員会(主として牧野のある市町村の区域外から新たに入植者をいれることを相当とする牧野で都道府県農地委員会が自ら決定することを相当とするもの又は農地の開発のため道路又は水路建設に関する事業を施行するもの並びにこれらの牧野の上にある立木若しくは建物その他的工作物又は当該牧野若しくは水の使用に供する権利にあつては、都道府県農地委員会、以下第三項第四項において同じの定める牧野買収計画によらなければならない。

市町村農地委員会が第七十五條第一項第三号の面積を超える面積を有する者の牧野につき牧野買収計画を定める場合には第七十五條第五項の規定を準用する。

牧野買収計画においては、買收すべき牧野、立木、建物その他的工作物、農業用施設又は水の使用に関する権利並びに買収の時期及び対價を定めなければならぬ。

市町村農地委員会は、牧野買収計画を定めたときは、運送なくその旨を公示し、且つ公告の日から二十日間第七十五條の規定により買收すべきもの所在の市町村の事務所において左の事項を記載した書類を観覽に供しないければならない。

一 買收すべき牧野、立木、工作物、農業用施設又は水の使用に關する権利の所有者の氏名又は名稱及び住所

二 買收すべき牧野については、その所在、地番、地目及び面積、立木について、その樹種、數量及び所在の場所、工作物及び農業用施設については、その種類及び所在の場所、水の使用に關する権利についてはその内容及び範囲

三 対 價

四 買収の時期

第九條乃至第十一條、第十三條、第十四條、第五十一條及び第五十二條

の規定は、第一項の牧野買収計画につきこれを準用する。

この場合において第十三條第一項中「市町村の区域」とあるのは、「市町村の区域(その隣接市町村の区域を含む)」と、第十四條中「都道府県農

地委員会の承認」とあるのは、「牧野買収計画を都道府県農地委員会が定めた場合には、「都道府県知事の認可」と読み替えるものとする。

第七十八條 第七十五條の規定による買収については、牧野買収計画を市町村農地委員会が定める場合にあつては、第二章の例により、都道府県農地委員会が定める場合にあつては、第三章の例による。

第七十九條 政府は、第七十五條の規定により買収した牧野、立木、工作物、農業用施設又は水の使用に關する権利(以下牧野等と総称する。又は政府の所有に属する牧野等で第八十條第一項の決定があつたものを自作農として農業に供述する見込のある者その他農林大臣の指定する法人その他の團体に充り渡す)については、第八十條第一項の決定があつたものを自作農として農業に供述する見込のある者その他農林大臣の指定する法人その他の團体に充り渡す。

前項の牧野等の売渡については、牧野買収計画を市町村農地委員会が定めたもの及び第八十條第一項の規定により市町村農地委員会の決定したものにあつては、売渡の対價について、第三章その他にあつては、第二章の例により、牧野買収計画を都道府県農地委員会が定めたもの及び第八十條第一項の規定により都道府県農地委員会の決定したものについては第三章の例による。この場合において、都道府県農地委員会又は市町村農地委員会(主として牧野のある市町村の区域外から新たに入植者をいれることを相当とする牧野で都道府県農地委員会が自ら決定することを相当とするもの又は農地の開発のため道路又は水路建設に関する事業を施行するもの並びにこれらの牧野の上にある立木若しくは建物その他的工作物又は当該牧野若しくは水の使用に關する権利にあつては、都道府県農地委員会が自ら決定することを相当とする権利の決定したものは、農林大臣がこれを管理する。

第八十條 政府の所有に属する牧野若しくはその上にある立木、建物などの工作物又は牧野の利用上必要な農業用施設若しくは水の使用に關する権利(第七十五條の規定により買収した牧野等を除く。)で市町村農地委員会(主として牧野のある市町村の区域外から新たに入植者をいれることを相当とする牧野で都道府県農地委員会が自ら決定することを相当とするもの又は農地の開発のため道路又は水路建設に関する事業を施行するもの並びにこれらの牧野の上にある立木若しくは建物その他的工作物又は当該牧野若しくは水の使用に關する権利にあつては、都道府県農地委員会が自ら決定することを相当とする権利の決定したものは、農林大臣がこれを管理する。

この場合において第二十九條第二項乃至第四項及び第三十條の規定を準用する。この場合において第二十九條第二項第三項中「都道府県農地委員会の承認」と読み替えるものと/orする。

員会」とあるのは、「都道府県知事」と、「承認」とあるのは「認可」と読み替えるものとする。

第八十一条 都道府が第七十七條第一項の規定により都道府県農地委員会の定める牧野貢収計画によつて貢收した牧野等又は政府の所有に属する牧野等で第七十九條の規定により都道府県農地委員会の決定した牧野等の使用については第三章の例による。

第五章 税 则

第八十二条 政府は、第二條の規定による農地の買収、第二十二條の規定による農業用施設等の買収、第七十五條の規定による牧野等の買収又は第二十四條、第二十五條若しくは第二十八條の規定による牧野等の買収、第四十二條の規定による農業用施設等の売却を昭和二十三年十二月三十一日までに完了しなければならない。

市町村農地委員会又は都道府県農地委員会は、第七條の規定(第二十一條第二項において準用する場合を含む)による農地買収計画及び第三十二條、第四十一條第二項において準用する場合を含む。の規定による農地売却計画又は第七十七條の規定による牧野貢収計画を速かに定めるものとし、遅くとも昭和二十三年十月三十一日までにこれを完了しなければならない。

第八十三条 第二條第三十一條、第四十八條、第六十條、第六十一條第二項(第六十、二條第三項において準用する場合を含む)第六十二條第一項若しくは第七十五條の規定による買収、第二十四條、第二十五條、若しくは第二十八條、第二十九條及び第三十二條第二項及び第四十七條において準用する場合を含む)第四十七條第六項(同條第八項第九項及び第七十一條第三項において準用する場合を含む)第六十七條、第七十四條若しくは第七十九條第一項の規定による賣却、第三十九條若しくは第四十一條の規定による交換又は第四十七條第二項(同條第八項第九項及び第七十一條第三項において準用する場合を含む)第四十七條第六項(同條第八項第九項及び第七十一條第三項において準用する場合を含む)第六十六條、第七十七條、第七十九條第一項の規定により賣却をする場合における登記は、省令の定めるところによる。

第八十四条 第三條、第二十一條若しくは第七十五條の規定による買収、第三十九條の規定による交換又は第四十七條第二項(同條第八項第九項において準用する場合を含む)の規定による買取に因つて政府が取得した土地(都道府県の指定による買取を除く)の処理は、省令の定めるところによる。

第八十五条 第三條、第二十二條、第四十八條、第六十二條及び第七十二條の規定による買取又は都道府県農地委員会若しくは市町村農地委員会の委員若しくはその事務に従事する者は、登記所、施設免許に関する登記、土地古帳若しくは家帳吉帳の所管課又は市町村の事務所につき、無償で第三條、第二十二條、第四十八條、第六十二條又は第七十五條の規定による買取又は使用に因つて必要な報償又は第七十二條第二項(同條第八項第九項及び第七十一條第二項において準用する場合を含む)第六十六條、第七十七條、第七十九條若しくは第七十九條第一項の規定により賣却した土地の土地合権法の登録については、省令で特例を定めることができる。

第八十六条 当該官吏更員又は都道府県農地委員会若しくは市町村農地委員会の委員若しくはその事務に従事する者は、登記所、施設免許に関する登記、土地古帳若しくは家帳吉帳の所管課又は市町村の事務所につき、無償で第三條、第二十二條、第四十八條、第六十二條又は第七十五條の規定による買取又は使用に因つて必要な報償又は第七十二條第二項(同條第八項第九項及び第七十一條第二項において準用する場合を含む)第六十六條、第七十七條、第七十九條若しくは第七十九條第一項の規定により賣却した土地の土地合権法の登録については、省令で特例を定めることができる。

第八十七条 農林大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、農地古帳若しくは第八條の規定による決定のあつた土地、物件又は権利並びに第六十七條第一項及び第七十四條第一項に掲げるものは、農林大臣が省令の定めるところにより、これを管理し又は処分する。

第八十八条 政府が、第三條、第二十二條若しくは第七十五條の規定による買取、第三十九條の規定による交換又は第四十七條第二項(同條第八項第九項及び第七十一條第二項において準用する場合を含む)第六十六條、第七十七條、第七十九條若しくは第七十九條第一項の規定により賣却した土地、権利又は権利並びに第六十七條第一項及び第七十四條第一項に掲げるものは、農林大臣が省令の定めるところにより、これを管理し又は処分する。

第八十九條 國有農地、農業用施設等、牧野等又は第八條第一項の決定のあつた牧野等の借貸、小作貸、代貸その他の使用料の徵収については第四十五条の規定を適用する。

第九十条 ① 農林大臣又は都道府県知事は、自作農の創設上特に必要があると認めるときはこの法律により市町村農地委員会の権限に属させた事項を都道府県農地委員会に処理させることができ。② 前項の場合には、同項の規定により都道府県農地委員会に処理させる事項に関しては、この法律により都道府県農地委員会の権限に属させた事項は、都道府県知事がこれを処理し、この法律により市町村農地委員会に対すべき異議の申立ては、都道府県農地委員会に対し、都道府県農地委員会に處理させることができる。

第九十一条 ① 前項の場合には、同項の規定により都道府県知事又は中央農地委員会に対すべき訴願の提起は、都道府県知事に対してこれをするものとする。② 農林大臣は、自作農の創設上特に必要があると認めるときは、この法律により都道府県知事又は中央農地委員会に對してこれをするものとする。

第九十二条 ① 前項の場合には、同項の規定により都道府県知事又は中央農地委員会に對してこれをするものとする。② 農林大臣は、自作農の創設上特に必要があると認めるときは、この法律により都道府県農地委員会の権限に属させた事項を都道府県農地委員会に処理させることができる。

第九十三条 ① この法律により買収したものとの対價の額に不服のある者は、訴を以てその額を請求することができる。但し、今後の交付又はこれに代る公告のあつた日から一箇月を経過したときは、この限りでない。

② 第三十九條第四項、第六十四條第四項又は第七十八條の補償金額に不服ある者は、訴を以てその増額を請求することができる。但し、補償金額の通知を受けた日から一箇月を経過したときは、この限りでない。

法の特例を定めることができない。

農林大臣は第一項に掲げる土地、権利又は立木、工作物その他の物件の管理に関する権限の一部を、省令の定めるところにより都道府県、市町村若しくは市町村農地委員会又は耕作者しくは農業の業務を営む者の組織する農業協同組合その他の團体で中央農地委員会、都道府県農地委員会又は市町村農地委員会の指定するものに行わせることができる。

第八十九條 國有農地、農業用施設等、牧野等又は第八條第一項の決定のあつた牧野等の借貸、小作貸、代貸その他の使用料の徵収については第四十五条の規定を適用する。

第九十条 ① 農林大臣又は都道府県知事は、自作農の創設上特に必要があると認めるときはこの法律により市町村農地委員会の権限に属させた事項を都道府県農地委員会に処理させることができ。② 前項の場合には、同項の規定により都道府県農地委員会に処理させる事項に関しては、この法律により都道府県農地委員会の権限に属させた事項は、都道府県知事がこれを処理し、この法律により市町村農地委員会に対すべき異議の申立ては、都道府県農地委員会に対し、都道府県農地委員会に処理させることができる。

第九十一条 ① 前項の場合には、同項の規定により都道府県知事又は中央農地委員会に対すべき訴願の提起は、都道府県知事に対してこれをするものとする。② 農林大臣は、自作農の創設上特に必要があると認めるときは、この法律により都道府県知事又は中央農地委員会に對してこれをするものとする。

第九十二条 ① 前項の場合には、同項の規定により都道府県知事又は中央農地委員会に對してこれをするものとする。② 農林大臣は、自作農の創設上特に必要があると認めるときは、この法律により都道府県農地委員会の権限に属させた事項を都道府県農地委員会に処理させることができる。

第九十三条 ① この法律により買収したものとの対價の額に不服のある者は、訴を以てその額を請求することができる。但し、今後の交付又はこれに代る公告のあつた日から一箇月を経過したときは、この限りでない。

② 第三十九條第四項、第六十四條第四項又は第七十八條の補償金額に不服ある者は、訴を以てその増額を請求することができる。但し、補償金額の通知を受けた日から一箇月を経過したときは、この限りでない。

この法律により都道府県農地委員会に對してすべき異議の申立ては、農林大臣は、中央農地委員会に對してこれをするものとする。

前項の場合には、同項の規定により農林大臣の処理する事項に関するしては、この法律により都道府県農地委員会の権限に属させた事項を都道府県農地委員会に對してこれをするものとする。

この法律により都道府県農地委員会に對してすべき異議の申立ては、農林大臣は、中央農地委員会に對してこれをするものとする。

③ 前項の訴においては、國を被告とする。

第九十四条 この法律による行政上の処分で違法なもの取扱を求める訴は昭和二十一年法律第七十五号第六條の規定にかかる。当事者がその処分があつたことを知つた日から一箇月以内にこれを提起しなければならない。但し、処分があつた日から二箇月を経過したときは、同條の規定にかかる訴を提起することができない。

第九十五条 この法律による公告は、中央農地委員会のする場合にあつては省令の公布と同一の方法により、都道府県知事又は都道府県農地委員会のする場合にあつては都道府県の條例の告示と同一の方法により、市町村農地委員会のする場合にあつては市町村の事務所に掲示してこれをしなければならない。

第九十六条 左の各号の一に該当する者は、これを三年以下の懲役又は十萬円以下の罰金に処する。

一、第二十二條(第六十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者、第四十七條第一項(同條第八項第九項及び第七十一條第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者。

三、第四十九條第三項(第六十一條第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して同項各号の一に該当する行為をした者、四、第五十二條第三項(第六十二條第一項において準用する場合を含む。)において準用する第五十二條第一項の規定による当該官吏の測量、査定、移転又は除去を拒み、妨げ又は忌避した者。

五、第八十七条の規定に違反して、報告を怠り、又は虚偽の報告をした者、第九十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前条第四号又は第五号の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對して同條の罰金刑を科する。

第一條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第二條 この法律施行の際、改正前の法律並びにこれに伴う命令の規定に基き

附 則

されている手続とみなす。
第三條 この法律施行の際に農地の開発及は開発後における土地の利用に供しているもの及び森林大臣又は都道府県知事が農地の開発又は開発後における土地の利用に供することを適當と認めているものにつき都道府県農地委員会が第五十条第一項(第六十二条第三項において準用する場合を含む。)の本款に適用する場合は、第六十七条第一項第二号若しくは第七十四条第一項の規定をする場合には、第五十条第三項(第六十二条第三項及び第六十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定を適用しない。

第四條 改正後の第九十六条及び第九十七条の規定の適用については、昭和二十二年法律第二百四十一号第四十七条の二に規定する期間の進行を停止しない。

第五條 昭和二十一年法律第二百四十一号(自作農創設特別措置法)の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第六條中「第四十四條の二乃至」を「第四十四條の二及び第四十四條の三」に改める。

附則第七條第三項中「の適用」を「准行」に改める。

第六條 この法律施行前に政府が、改正前の第三條、第五條、第三十七条第一項、第三十三条第一項、第四十条の五第一項において準用する場合を含む。)、第三十六条、第三十七条若しくは第四十条の二の規定による貯蔵、第二十三條の規定による支拂又は第二十八條第一項(同條第五項及び第四十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定による貯蔵に因つて取得した土地又は建物に対し、地方税法第四十六条又は第四十七条の規定によりその取扱の際に於ける當該土地又は建物の所有者に地租又は家屋税が賦課されたときは、省令の定めるところにより、政府又は第六條(第二十八条第五項、第二十九條第二項及び第四十一條の三第一項において準用する場合を含む。)は、當該土地又は建物の質押者に對し、地税法第四十六条の規定による當該土地若しくは建物の質押者若しくは第四十一條第一項の規定による當該土地若しくは建物の質押者に對し、地税法第四十六条の規定による當該土地若しくは建物の質押者は、當該地主又は家屋税の全部又は一部に相当する金額を支拂わなければならぬなければならない。

〔資料二〕

〔農地調整法の一部を改正する法律案〕

第一項、第二項及び第三項の規定は、昭和十三年法律第六十七号の一部を次のように改正する。

農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第四條に次の一項を加える。

農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第六條又は同法第四十一条第一項ノ規定ニ依リ政府ノ充實シタル土地(第一項ノ土地ヲ除ク)又ハ建物ニ付之ヲ準用ス

ノ三中「農地」を「耕地」規定スル土地又ハ建物に改める。

第九條ノ三中「農地」を「耕地」規定スル土地又ハ建物に改める。

第九條ノ二中「農地ノ二」を「第九條ノ三」に、「第九條ノ三」を「第九條ノ四」に、「第九條ノ七」を「第九條ノ八」に改め、同條を第九條ノ十とし、第九條ノ八を第九條ノ九とする。

第九條ノ七中「第九條ノ二」を「第九條ノ三」に改め、同條を第九條ノ八とし、第九條ノ六を第九條ノ七とする。

第九條ノ九中「第九條ノ二」を「第九條ノ三」に、「第九條ノ三」を「第九條ノ四」に、「第九條ノ七」を「第九條ノ八」に改め、同條を第九條ノ十とし、第九條ノ八を第九條ノ九とする。

第九條ノ二中「第九條ノ二」を「第九條ノ三」に改め、同條を第九條ノ八とし、第九條ノ五とし、第九條ノ三を第九條ノ四とする。

第九條ノ二中「第九條ノ二」を「第九條ノ三」に改め、同條を第九條ノ八とし、第九條ノ十を第九條ノ十一とする。

第九條ノ二中「第九條ノ二」を「第九條ノ三」に、「第九條ノ三」を「第九條ノ四」に、「第九條ノ七」を「第九條ノ八」に改め、同條を第九條ノ十とし、第九條ノ八を第九條ノ九とする。

第九條ノ二中「第九條ノ二」を「第九條ノ三」に改め、同條を第九條ノ八とし、第九條ノ六を第九條ノ七とする。

第九條ノ二中「農地ノ所有者 民法第二百七十六條ノ規定ニ拘ラズ永小作人ガ寄付スベキ事由ナクシテ引渡キ二年以上小作料ヲ納シタル場合ニ限り農地ニ付存スル永小作権ニ消滅ヲ請求スルコトヲ得

~~第四條ノ四第一項及び第六項に次の付書を加える。~~

~~但シ四條ヲ得ザル事由ニ依リ通知ヲ為スコト能ハザルトキハ公示以テ足ル~~

~~第十四條六中「第十四條ノ第三項ノ承認ヲ申請シタル場合於テ」を第~~

~~十四條ノ三第三項ノ承認又ハ第十四條ノ四ノ裁定ヲ申請シタル場合ニ於テ」に~~

~~「同項ノ承認」を「第十四條ノ三第一項ノ承認又ハ第十四條ノ四ノ裁定」に改め~~

~~第十四條ノ八第一項中「通知ヲ受ケタル日」の下に「同項但書ノ場合ハ當該公示ノ日」を加える。~~

~~第十四條ノ九 前六條ノ規定ニ依ル手続其ノ他ノ付書又ハ制限ハ當該土地又ハ~~

~~立木ノ所有者其ノ他ニ関シ権利ヲ有スル者へ當該人ニ對シテモ其ノ效力ヲ~~

~~有ス~~

~~第十五條第二項中「監督ニ属シ」の下は「当該市町村ノ区域内ニ存スル土地、~~

~~物件又ハ権利ニ付」を加え、「農地關係」を「農地關係等」に改め、同條に次の~~

~~一項を加える。~~

~~市町村農地委員会第ニ項第二条「掲グル事項ニ付、耕作者又ハ土地、物件若~~

~~他ノ所有者ノ為必要ナル場合は於テハ同項の規定ニ拘ラズ他ノ市町村ノ区~~

~~域内ニ存スル土地、物件又ハ権利ニ付スル事項ヲ處理スルコトヲ得此ノ場合~~

~~ニ於テ当該事項又は市町村農地委員会ノ處理ベキ事項ニ關係するシソラ~~

~~處理シ難キトキ又ハ處理スルコトヲ不相當ト認ムルトキハ都道府県農地委員~~

~~会ニ對シ調査事件ノ處理ヲ申出ヅルコトヲ得~~

~~第十五條ノ二第八項」を「第十項」に、同條第三項中「左ノ各号~~

~~各ニ付ヒ各号ノ「二該當シ」を「左ノ各号ノ区分ノ一ニ屬シ」に、「当該~~

~~一区ハ二該當シ」を「当該区分ニ屬シ」に改め、同條第五項の次に次の二項を加~~

~~各号「三該當シ」を「当該区分ニ屬シ」に改め、同條第五項の次に次の二項を加~~

~~各号「三該當シ」を「当該区分ニ属シ」に改め、同條第五項の次に次の二項を加~~

~~各号「三該當シ」を「当該区分ニ属シ」に改め、同條第五項の次に次の二項を加~~

~~各号「三該當シ」を「当該区分ニ属シ」に改め、同條第五項の次に次の二項を加~~

~~（付）~~

~~（付）~~

~~（付）~~

~~（付）~~

都道府県知事トアルハ、佐野大臣、三人トアヤト五人トア

市町村農地委員会又ハ都道府県農地委員会、委員ノ過半數ニヨル委員出席スルニ非サレバ会議ヲ開クコトヲ得ズ第十五條ノ第三項各号ノ区分ノ一二既スル委員の全員欠員ナルトキトモジ但シ都道府県知事ノ認可アリタルトキハ此ノ根拠ニ在ラズ。

第十五條ノ十八第一項及び第二項中「議決」の下に「(決定又ハ裁決ヲ含ム)」

比ノ根拠ニ在ラズ。

第十五條ノ十九都道府県農地委員会ノ委員ハ各選舉区ニ於テ之ヲ選舉ス

前項ノ選舉区ハ第十五條ノ二第三項各号ノ区分毎ニ省令ノ定ムル所ニ依リ都

道府県ノ選舉管理委員会之ヲ定ム

都道府県農地委員会ノ委員ノ選舉ニ於ケル選舉人ノ所属ノ選舉区ハ選舉人ノ

住所ノナル市町村ノ内に於リ。

第十五條ノ十三都道府県農地委員会ノ委員ノ選舉ニ開スル事務ハ都道府県ノ

選舉管理委員会之ヲ管ズ

第十五條ノ十四第二項を次のように改め、同様を第十五條ノ三十一とす。

主務大臣ハ中央農地委員会ノ請求ニ因リ都道府県農地委員会ノ解散ヲ命ズル

コトヲ得ス。

第十五條ノ十四都道府県ノ選舉管理委員会ハ都道府県農地委員会ノ委員ノ選

舉ヲ行フ場合ニ於テ都道府県農地委員会委員選舉人名簿ヲ第十五條ノ十七ニ

於テ準用スル第十五條ノ二第三項各号ノ区分ニ依ヒ各選舉区毎ニ調整シ其ノ

指定シタル場所ニ於テ之ヲ開保人ノ親覺ニ供スベシ

前項ノ選舉人名簿ニハ氏名及其ノ者ニ属スル市町村農地委員会ノ委員ノ選

舉スベシ

第十五條ノ十六前項第三項前段第四項第六項ノ規定ハ第一項ノ選舉人名簿

於テ準用スル第十五條ノ二第三項各号ノ区分ニ依ヒ各選舉区毎ニ調整シ其ノ

指定シタル場所ニ於テ之ヲ開保人ノ親覺ニ供スベシ

前項ノ選舉人名簿ニハ氏名及其ノ者ニ属スル市町村農地委員会ノ委員ノ選

舉スベシ

第十五條ノ十七都道府県ノ選舉管理委員会之ヲ告

示スベシ

第十五條ノ十八前項ノ規定ハ都道府県農地委員会ノ委員ノ選舉ニ於ケル開票

付之ヲ準用ス。

第十五條ノ十九都道府県農地委員会ノ委員ノ選舉ノ投票区ハ都道府県ノ選舉

管轄委員会ノ定ムル所ニ依ル

前項ノ規定ニ依リ投票区ヲ設ケタルトキハ都道府県ノ選舉管理委員会之ヲ告

示スベシ

第十五條ノ二十前項ノ規定ハ都道府県農地委員会ノ委員ノ選舉ニ於ケル開票

付之ヲ準用ス。

第十五條ノ二十一都道府県ノ選舉管理委員会第十二項本文及第十五

條ノ六ノ規定ハ都道府県農地委員会ニ付之ヲ準用ス但シ第一項

主務大臣ハ都道府県農地委員会ノ委員ノ選舉ニ付之ヲ准用ス但シ第一項

前項ノ規定ニ依リ投票セラレタルトキハ都道府県農地委員会ノ委員ノ選

舉スベシ

第十五條ノ二十二前項ノ規定ハ都道府県農地委員会ノ委員ノ選舉ニ付之ヲ准用ス

但シ選舉人名簿ニ登録セラレタルベキ確定判決書ヲ持シ選舉ノ当日投票所ニ

ハ「第十章及び第四十條第二項」トアルハ「第十章及び第四十條第二項」トアルハ「第十章及び第四十條第二項」トス

第十五條ノ二十三都道府県農地委員会ノ委員ノ選舉ニ付之ヲ准用ス但シ第一項

前項ノ規定ニ依リ投票セラレタルトキハ都道府県農地委員会ノ委員ノ選

舉スベシ

第十五條ノ二十四都道府県ノ選舉管理委員会ハ都道府県農地委員会ノ委員ノ選

舉スベシ

第十五條ノ二十五都道府県ノ選舉管理委員会ハ都道府県農地委員会ノ委員ノ選

舉スベシ

第十五條ノ二十六都道府県ノ選舉管理委員会ハ都道府県農地委員会ノ委員ノ選

舉スベシ

第十五條ノ二十七都道府県ノ選舉管理委員会ハ都道府県農地委員会ノ委員ノ選

舉スベシ

都道府県知事トアルハ、佐野大臣、三人トアヤト五人トア
第十五條ノ十八第一項及び第二項中「議決」の下に「(決定又ハ裁決ヲ含ム)」
を加え、同様を第十五條ノ二十とす。
第十五條ノ十九都道府県農地委員会ノ委員ノ選舉ニ付之ヲ准用ス
第十五條第一項、第二十七條第一項乃至第四項第六項第七項、第二十九條、第三十一
條第一項、第三十二條第一項第三項第四項、第三十三條、第三十四條、第三
五條第一項、第三十六條第一項、第三十七條、第三十九條、第四十條、第四
十一條第一項、第四十二條乃至第五十二條、第五十三條第一項乃至第三項第
九項乃至第十一項、第五十五條乃至第五十七條、第五十八條第一項第三項乃
至第六項、第五十九條乃至第六十一條、第六十二條第一項第二項、第六十三
條、第六十四條、第六十六條第一項乃至第四項第七項第八項、第六十七條、
第六十八條第二項第三項、第六十九條、第七十二條第一項第二項
及第七十三條ノ規定ハ普通地方公共團體ノ長及市町村ノ議會ノ議員ノ選舉ニ
關スル部分ヲ除ク外都道府県農地委員会ノ委員ノ選舉ニ付之ヲ準用ス但シ
地方自治法第四十條及第四十七條中「第三十條の規定」トアルハ「農地調整
法第十五條ノ十七において準用する第十五條ノ六の規定」ト、第六十條第三
項中「第九十二條若しくは準用スル第十五條ノ二第三項乃至第十九條ノ二
十一」ト、第六十二條第一項中「選舉ニ付之ヲ准用ス但シ第一項乃
至第六十三條第一項中「選舉ノ不足数が第十五條第一項の規定による選舉の定
数(選舉区がないときは候員の定数)の六分の一を超えるに至つたとき」トアルハ「選舉を
行わない当選人を定めることができないとき(都道府県農地委員会の委員
の任期満了前三十日以内に当選人に不足又は候員に欠員が生じその数が通じ
て二人以下である場合において都道府県の選舉管理委員会が主務大臣の承認
を得たときを除く)」ト、細則第二項中「第六十條第一項の期限前に普通地
方公共團體の議會の議員に欠員を生じた場合」トアルハ「都道府県農地委員会
の委員に欠員を生じた場合」ト、「当選人とならなかつた者があるとき、又

前項の場合に於て同項の規定に依り都道府県農地委員会は処理セシムル事項

ニ関シテハ本法ニ依リ都道府県農地委員会ノ権限ニ属セシムル事項ハ都道府

県知事シテハ本法ニ依リ都道府県農地委員会ニ対シテスベキ訴訟ノ提

起ハ都道府県知事ニ対シテラ行フモノトス。

第十七條中「行政官廳」を「主務大臣又ハ都道府県知事」に、「当該官吏」を

「当該官吏員」に改める。

第十七條ノ二第一項中「第六項」を「第三項」に改める。

第十七條ノ四中「第九條ノ二」を「第九條ノ三」とし「第九條ノ三」を「第九

條ノ四」とし「第九條ノ七」を「第九條ノ八」とし「第九條ノ九」を「第九

條ノ十」とし「第九條ノ七」を「第九條ノ八」とし「第九條ノ九」を「第九

附則

一

第一條 本法施行ノ日より、其の施行する。

第二條 第四條の改正規定は、本法施行の際現に存する同様第四項の土地

又は建物に関する契約で当該契約に係る権利の設定又は移転に関する登記及

び該該土地又は建物の引渡（民法（明治二十九年法律第八十九号）第一百八十一

三條及び第一百八十四條に規定する引渡を除く）のいずれもが完了していない

ものについても、適用する。

第三條 本法施行後當初に昭和四年四月三十日までは、第九條第一項第一

條ノ二第二項及び第十四條ノ二において準用する場合を含む。以下同様）中

「市町村農地委員会ノ承認」とあるのは、「都道府県知事ノ許可」と、同條第四

項及び第五項（第九條ノ二第一項及び第十四條ノ二において準用する場合を

含む）中「承認」とあるのは、「許可」と読み替えるものとする。

都道府県知事は、第九條第三項及び第八

條ノ二第一項（第九條ノ二第一項）において準用する場合は、農

地にあつては、都道府県農地委員会の意見を、薪材林、採京地又は放牧地に

あつては、都道府県耕種支業委員会の意見を聽かなければならぬ。

第四條 第九條ノ二の規定は、この法律施行の際農地又は放牧地は現に存す

る永小作地（民法三十一年法律第十号）第四十七條に規定

する永小作地の承認を除くに於ける。

附則第三條第一項中「施利の承認人」以下同じ。」を「権利の承認人」を含む。

以下同じたる改め、同條第二項を次のよう改める。

左の各条の一部を次のように改定する場合には、市町村農地委員会は、前項の承認をすることができない。

一 前項の賃貸借の解約、解約又は更新の拒絶に係る権利を有する者又はその承認人以外の者が適法

且つ正当に耕作の業務の目的に供していいる場合

二 市町村農地委員会において前項の賃貸借の解除、解約又は更新の拒絶が

あつたときにおける当該所有者及び賃借人に係るの事情を調査して当該

賃貸借の解除、解約又は更新の拒絶を適法と正當であると認めた場合

三 前項の承認を申請した者が所有權、賃借權、使用权による権利、永小

作地その他他の権利に基いて自作農別種別指監第第三條第一項第三章の面積（同條第三項の規定により当該地につき定められた同様の面積に代わるべき面積があるときは、その面積）を超える面積の農地につき現に耕作の

業務を営んでいる場合

四 昭和二十年十一月二十五日現在における第一号の農地の所有者又はその承認人が現に当該農地につき耕作の業務を営む場合にあつては、その生活状態が前項の承認を申請した者の生活状態に比して著しくなると市町村農地委員会

が認めた場合

五 前四条の外都道府県農地委員会において前項の承認の申請が信義に反する認められた場合

第六條 小作調停法（大正十三年法律第十八号）の一部を次のように改定す

る。

第五條中「市町村長及都長」を「市町村農地委員会（当該土地の所在地ニ

15

16

17

【資料二】
自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案

自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）の一部を次のとおりに改正する。

第二條第三項中「永小作権」を「永小作地、地上権」に改める。

第三條第五項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第三号及び第六号として次の二号を加える。

三 自作地で当該自作地に就いての自作農が当該自作地である市町村及びその調査市町村の区域外に住所を有し、且つ当該自作地につき自ら耕作に従事しないもの。

六 昭和二十三年七月十五日現在において民法施行法第四十七條に規定する水小作地の目的となつてある小作地。

同條第六項中「第三号」を「第四号」に改める。

第五條第六号中「又は同條第三項の規定により当該区域につき定められた同号の面積に代るべき面積」を「同條第三項の規定により当該区域につき定められた同号の面積に代るべき面積があるときは、その面積」に改める。

第六條の二第二項を次のように改める。

前項の規定による農地販賣計画においては、昭和二十年十一月二十三日以後販賣又は使用貸借の解除若しくは解約（合意解約を含む。以下同じ。又は更新の拒絶のあった小作地を販賣すべき農地に優先的に充てなければならぬ。

前項の規定による農地販賣計画においては、昭和二十年十一月二十三日現在において当該小作地を販賣すべきことはできない。

主務大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により販賣又は使用予定地域を指定した場合において、その指定の必要がなくなつたものと認めるときは、当該地域の全部又は一部につきその指定を取り消さなければならない。

前項の場合には、第二項の規定を適用する。

第三十一條第四項中「前條」を「第三十條」に改める。

第三十七條第三項を次のように改める。

前項の場合には、第三十條の二乃至前條の規定により販賣した土地につきその貯蔵の当時当該土地に定着する立木竹若しくは工作物を所有し、又は当該土地を業者若しくは農地の所有者の住所が異なる場合又は同日現在における農地が同日以後において農地でなくなった場合においては、市町村農地委員会は第六條の第一項の請求がない場合でも当該農地の同日現在における所有者が同日現在において所有してゐた小作地につき同日現在における事實に基づいて農地販賣計画を定めることができる。

第五條第二項中「第一項」を削る。

第六條の三第二項を次のように改める。

前項指標については、前條第二項第三項の例による。

第六條の四中「前二條」を「前三條」に改め、同條を第六條の五とする。
改正前の第六條の五第一項を次のように改め、同條第二項中「第二項」の下に「第三項」を加え、同條第三項中「第一項の農地につき」を「第一項の場合においては」に改め、同條第六條の四とする。

昭和二十年十一月二十三日現在と第六條の規定による農地販賣計画を定める時期とにおいて、農地につき所有權、賃借權、使用貸借による權利若しくは永小作權その他の権利に基いて耕作の業務を當る者が異なる場合又は農地の所有者若しくは農地の所有者の住所が異なる場合又は同日現在における農地が同日以後において農地でなくなった場合においては、市町村農地委員会は第六條の第二項の規定を適用する。

前項の場合には、「第六條の二」（第六條の四第二項において準用する場合を含む）を加えら。

第六條第二項中「そのすべてについて」を削る。

第十條中「第六條」の下に「、第六條の二」（第六條の四第二項において準用する場合を含む）を加えら。

六、市町村、財産又は農業協同組合以外のものの所有に属し、共同利用の目的に供するる牧野面積(同條第三項において準用する第三條第三項の規定により當該区域につき定められた同号の面積に代るべき面積があるときは、その面積)に、「それらの所有してゐる牧野」を「それらの者の所有してゐる農地及び牧野」に、「前條第一項第三号の面積」を「前條第一項第三号の面積(同條第二項において準用する第三條第三項の規定により當該区域につき定められた同号の面積に代るべき面積があるときは、その面積)」に、「前條の規定」を「第三條又は前條」に、同條第五号中「又は同條第二項において準用する第三條第三項の規定により當該区域につき定められた同号の面積に代るべき面積」を「同條第三項において準用する第三條第三項の規定により當該区域につき定められた同号の面積」に改め、同條に次の二項を加える。

前項の規定の適用については、第四條第一項の規定を適用する。
第四條の四第三項及び第四項第一号中「又は権利」を「農業用施設又は権利」に、同項第二号中「工作物」については、その種類及び所在の場所」を「工作物及び農業用施設」については、その種類及びその所在の場所、水の使用に関する権利については、その内容及び範囲」に、同條第五項中「第六條の三及び第六條の五乃至第八條」を「乃至第六條の四、第七條及び第八條に改める。第四條の六第一項中「買取のあつた牧野」の下に「立木、建物その他的工作物又は農業用施設」を、同條第三項中「第二十二條」の下に「第一項但書」を加える。
第四十條の七 第四十條の二の規定により買取した牧野、立木、建物その他の工作物、農業用施設又は水の使用に関する権利については、第四十条の五において準用する第十二条第二項において規定する場合を除いて、第三十九條の二第二項乃至第三項の規定を準用する。
第四十一條第一項「左に掲げるものとの下に、「省令の定めるところにより」を加え、「省令で定める者」を「市町村又は農業協同組合」に、「又は牧野貯貯計画により買取した土地」を「若しくは牧野貯貯計画により買取した土地、立木、建物その他の工作物、農業用施設若しくは水の使用に関する権利又は前項第二号の決定のあつた土地、立木、建物その他の工作物、農業用施設若しくは水の使用に関する権利で省令で定めるもの」に、同條第二項中「当該官吏」を「当該官吏」に改める。
第五十一條中「第二号又は第三号」を「第一号、第三号又は第四号」に改める。

附 則
第一條 この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、改正後の第十三條第三項の規定は、昭和二十二年三月三十日から、これを適用する。
第二條 この法律施行の際改正前の自作農耕特別措置法又はこれに基いて発する命令によつて手続その他の行為は、これをこれらの改正前の規定に相当するこの法律又はこれに基いて発する命令の規定によつて手続その他の行為とみなす。
第三條 第四十四条の三第二項の規定により省令の定めたときは、その省令は、昭和二十二年三月三十日から、これを適用する。
第四條 自作農耕特別措置法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第二百四十一号)の一部を次のよう改め、昭和二十二年十二月二十六日から、これを適用する。
第五條 第六條中「第四十四条の三及び」を「第四十四条の二乃至」に改める。
第六條中「第四十四条の三及び」を「第四十四条の二乃至」に改める。
第七條 第七條第三項を次のよう改める。
第八條 法律施行の際日本國憲法の施行に伴う民事訴訟法の應急的措置に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)第八條本文の規定により訴を提起することができるもの又はこの法律施行後第一項の期間内に同條

の工作物、農業用施設若しくは水の使用に関する権利又は第一項第二号の規定のあつた土地、立木、建物その他の工作物、農業用施設若しくは水の使用に関する権利で省令で定めるもの」に、同條第四項中「土地」を「土地、立木、建物その他の工作物、農業用施設又は水の使用に関する権利」に、「この場合において、第二十八條第三項中「自作」とあるのは、「自作又は開拓」と、同條第三項中「同條第五項中「第一項」に、「又は同條第二項」を「第一項の規定により第四十条の二の規定により買取した土地、立木、建物その他的工作物、農業用施設若しくは水の使用に関する権利又は第一項第二号の決定のあつた土地、立木、建物その他的工作物、農業用施設若しくは水の使用に関する権利」に改め、同條第六項を削る。
第四十二条の二中「都道府県知事」を「主務大臣又は都道府県知事」に改める。
第四十四條中「第二十八條第三項(同條第五項において準用する場合を含む。)若しくは第四十一條」を「第二十八條第三項(同條第五項、第二十九條第一項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。)第四十一條若しくは第四十一條第二項」に、「又は第二十八條第一項(同條第五項及び第四十一條第一項において準用する場合を含む。)」の規定による買取をする場合又は第四十一條第一項第二号に掲げる牧野」を「第四十一條第一項第二号に掲げる土地、立木、建物その他の工作物、農業用施設若しくは水の使用に関する権利」に改め、同條第六項を削る。

第四十四條中「第二十九條第三項(同條第五項及び第四十一條第四項)を「第二十九條第二項及び第二十九條第二項(同條第五項、第二十九條第一項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。)」の規定による買取をする場合又は第四十一條第一項第二号に掲げる牧野」を「第四十一條第一項(同條第五項、第二十九條第二項及び第四十一條第四項)を「及び第二十九條第二項」に、「政令」を「省令」に改める。
第四十四条の三中「同條第五項及び第四十一條第四項」を「同條第五項、第二十九條第二項及び第四十一條第四項」に、同條第二項中「第二十九條第二項及び第四十一條第四項」を「及び第二十九條第二項」に、「政令」を「省令」に改める。
第四十四条の四中「同條第五項及び第四十一條第四項」を「同條第五項、第二十九條第二項及び第四十一條第四項」に、「第二十九條第二項及び第四十一條第四項」を「同條第五項」に改める。

民法施行法第四十七條の承認の目的となつてゐる農地及び牧野を認定買收の対象とすると共に、贈及買收の規定を明確にし、報償金の交付基準を法律で明文化する等の必要があるからである。これがこの法律案を提出する理由である。

【資料四】

自作農耕特別措置法の一部を改正する法律案

自作農耕特別措置法の一部を次のように改正する。
第三條第五項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の二号を加える。
五、昭和二十三年七月十五日現在に於て存する民法施行法第四十七條に規定する水小作の目的となつてゐる小作地、
第五條第六号中「又は同條第三項の規定により當該区域につき定められた同号の面積に代るべき面積」を「同條第三項の規定により當該区域につき定められた同号の面積に代るべき面積があるときは、その面積」に改める。
第六條の第二項を次のよう改める。
前項の規定による農地買收計画においては、昭和二十年十一月二十三日以後買收借又は使用貸借の解除若しくは解約(合意解約を含む。以下同じ。)又は更新の抵觸のあつた小作地を、買收すべき農地に優先的に充てなければならぬこと

ない。
前項の小作地が左の各号の一に該当するときは、市町村農地委員会は、第一項の規定により昭和二十年十一月二十三日現在の事實に基いて定める農地買収計画において當該小作地を買収すべきことを定めることはできない。

一 市町村農地委員会が當該買付借又は使用貸借の解除若しくは解約又は更新の拒絶のあつたときにおける當該所有者及び小作農についての事情を調査して、當該解除若しくは解約又は更新の拒絶を適當且つ正當であると認められた場合、當該解除若しくは解約又は更新の拒絶に係る小作地

二 第一項の小作農又はその相親人が所有權、買付借、使用貸借による施利又は水小作権に基いて第三條第一項第三号の面積（同條第三項の規定により當該区域につき定められた同号の面積に代るべき面積があるときは、その面積）を超える面積の農地につき現に耕作の業務を営むている場合、當該解除若しくは解約又は更新の拒絶に係る小作地

三 昭和二十年十一月二十三日現在の事實に基いて定められた農地買収計画によつて買収をするときは、當該小作地の同日現在における所有者又はその承認で同日以後において當該小作地につき耕作の業務を営むものの生活狀態が第一項の請求をした者の生活状態に比べて著しくわろくなると市町村農地委員会が認めた場合、當該解除若しくは解約又は更新の拒絶に係る小作地

四 前三号の外都道府、農地委員会において第一項の請求が信義に反すると認められた場合、當該解除若しくは解約又は更新の拒絶に係る小作地

第五條の三第三項を次のよう改める。
第六條の四中「前二條」を「前三條」に改め、同條を第六條の五とする。

第六條の五第一項を次のよう改め、第二項中「第二項」の下に「第三項」を加え、第三項中「第一項の農地につき」を第一項の場合においては、「

前項の指示については、前條第二項第三項の例による。

第六條の四中「前二條」を「前三條」に改め、同條を第六條の五とする。

第六條の六第一項第一号中「又は都道府県知事」を「前條」に改め、第二項を改正する。
第六條の六第一項第一号中「又は都道府県知事」を「前條」に改め、第二項を第六條の五第一項を次のように改める。

日以後において農地でなくつた場合においては、市町村農地委員会は、第六條の二第一項の請求がない場合でも當該農地の同日現在における所有者が同一現在において所有していた小作地につき同日現在における事實に基いて農地買収計画を定める事ができる。

第七條第二項中「第一項」を削る。

第八條中「そのすべてについて」を削る。

第十條中「第六條」の下に「第六條の二（第六條の四第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第十三條第三項を次のように改め、改正前の第四項中「前項」を「前二項」に改める。

政府は、第三條の規定により買収する農地の所有者に対しその農地の面積に應じて賃借金を交付する。但し、第三條の規定により買収された農地の面積が、同房の耕種若しくはその配偶又はこれらの者の親族若しくはその配偶者が第二條第四項に規定する特別の事由によつてこれらの方と同居しなくなつた者を通じて、第一項の面積を超える場合は、その面積を超える賃借金を交付しない。

前項の賃借金は前項但書に規定する者が、二人以上第三條の規定による農地の買収を受けた場合には、その者に支拂うべき農地の対價に應じてこれを交付する。

第五十條第一項中「農地につき所有權その他の権利を有する者」を「農地の所有者」に、同項第二号中「賃借権を有する建物」を「賃借権若しくは使用貸借権による権利を有する建物」に改め、「賃借権、使用貸借による権利若しくは永続的占有する権利」を削り、第三條を第一項第三号の面積を超える場合は、同條第二項の次に次の二項を加える。

第六條第二項中「省令で定める」を「主務大臣の指定する」に改める。

第六條第三項中「命令で定める場合を除いて」を「命令の定めるところにより」に改める。

前項において准用する第六條第二項の対價は、中央農地委員会の定める基準に従い、市町村農地委員会がこれを定める。

第十六條第二項中「省令で定める」を「主務大臣の指定する」に改める。

第六條第三項中「命令で定める場合を除いて」を「命令の定めるところにより」に改める。

第三十九條第一項中「それらの者的所有している牧野」を「それらの者の所持している農地及び牧野」に改め、同條第三項の規定により當該区域につき定められた面積を准用する。

第五号中「又は同條第二項において准用する第三條第三項の規定により當該区域につき定められた同号の面積に代るべき面積」を「同條第二項において准用する第三條第三項の規定により當該区域につき定められた同号の面積に代るべき面積があるときは、その面積」に改め、同條に次の二項を加える。

前項の規定の適用については第四條第一項の規定を適用する。

第四十條の三第三号中「工作物について」を「工作物及びその所在の場所」を「工作物及び農業用施設」に改め、同條第三項の規定により當該区域につき定められた同号の面積に代るべき面積に改め、同條に次の二項を加える。

第四十條の四第一項中「買收のあつた牧野」の下に「立木、建物その他の工作物、農業用施設又は水の使用に關する権利に、並びに農業用施設について准用する第十二條第二項において規定する場合を除いて、第三十九條の二第一項乃至第三項の規定を准用する。

第四十一條第一項本文中「左に掲げるものを」の下に「省令の定めるところにより」を加え、「省令で定める者」を「主務大臣の指定する團体に」第二項中「又は取扱買付計画により買收した土地」を「若しくは取扱買付計画により買收した土地、立木、建物その他の工作物、農業用施設若しくは水の使用に關する権利又は前條第二号の決定のあつた土地、立木、建物その他の工作物、農業用施設又は水の使用に關する権利や省令で定めるもの」に、第三項中「買收し

附
則

大牧野一を貢収した土地、立木、建物その他の工作物、農業用施設若しくは水の使用に関する権利又は第一項第一号の決定のあつた土地、立木、建物その他の工作物、農業用施設若しくは水の使用に関する権利で省令で定めるもの」に、「第四項中「土地」を「土地、権利又は立木、工作物その他の物件」に、「この場合において、第二十八条第三項中」を「この場合において、第二十八条规定中「自作」とあるのは、「自作又は開発」と、同條第三項中に改め、第六項を削る。」

第四十一條の二中「都道府県知事」を「主務大臣又は都道府県知事」に改める。

第四十四条中「第二十八条第三項（同條第五項において準用する場合を含む。）若しくは第四十一条」を「第二十八条第三項（同條第五項、第二十九條第三項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）の規定による買取をする場合又は第四十条の六第一項の規定により権利を消滅させる場合」に改める。

第四十四条の三第二項中「第二十九條第二項及び第四十一條第四項」を「及び第二十九條第二項」に、「政令」を「省令」に改める。

第四十四条の四中「第二十九條第三項及び第四十一條第四項」を「及び第二十九條第二項」に改める。

第四十六条第二項中「前項」を「第一項」に改め、第一項の次に次の二項を加える。

前項に規定する国有財産については、省令で国有財産法の特例を定めることができる。

第四十八条中「第四十条の二第五項」を「第七條第二項及第四十条の二第五項」に改める。

第五十條第一号中「第三十条の二第三項」の下に「第三十七條第二項において準用する場合を含む。」を加え、第二号中「当該官吏」を「当該官吏専員」に改める。

第五十二条中「第二号又は第三号」を「第一号、第二号又は第四号」に改め

第一條 この法律は、公布の日から、これを施行する。但し改正後の第十三條第三項の規定は、昭和二十二年三月三十一日から、これを施行する。

第二條 この法律施行前に改正前の第六條の二、第六條の三又は第六條の五の規定によりされた手続は、第六條の二から第六條の四までの規定によりされ

た手続とみなす。第三條 第四十四条の三第二項の規定により省令を定めたときは、その省令は昭和二十二年三月三十一日からこれを適用する。

第四條 自作農耕設特別措置法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第二四号）の一部を次のようにより改正し、昭和二十二年十二月二十六日から、この規定によりされた手続は、第六條の二から第六條の四までの規定によりされ

た手続とみなす。

附則第六條中「第四十四条の三及び二」を「第四十四条の二乃至三」に改める。

附則第七條第三項を次のように改める。

この法律施行の際日本農業法の施行に伴う民事訴訟法の懸念措置に関する

法律（昭和二十三年法律第七十五号）第八條本文の規定により訴を提起することができなくなつてゐるもの又は第一項の期間内に同條の規定により訴を提起することができなくなるものについては、前二項の規定を適用しない。

以上が農地調整法關係のあらましの説明であります。

次に自作農耕設特別措置法關係に入ります。この法律關係と改しましては民

法施行前に永久存続すべきものとして認定された永小作権等所謂旧慣永小作の

解消せしめることとし、更に調停委員は、都道府県農地委員会の推せんする者

で、今度の改正で、これを間接選舉に於し、選舉権は市町村農地委員会の委員に限り、被選舉権は、市町村農地委員会の委員の被選舉権と同様に致した次第

であります。第三に都道府県農地委員会の委員の選舉は、現在、直接選挙となつてゐる。第三に都道府県農地委員会の委員の選舉は、現在、直接選挙となつてゐる。

第四に小作制度法の一部改正の問題であります。小作制度の整備を致しましたが、余りにも範囲が廣大になり実情にも合致しない点もありますので、今度の改正で、これを間接選挙に於し、選舉権は市町村農地委員会の委員に限ります。

第五に小作制度法の一部改正の問題であります。小作制度の整備を致しましたが、余りにも範囲が廣大になり実情にも合致しない点もありますので、今度の改正で、これを間接選挙に於し、選舉権は市町村農地委員会の委員に限ります。

第六に小作制度法の一部改正の問題であります。小作制度の整備を致しましたが、余りにも範囲が廣大になり実情にも合致しない点もありますので、今度の改正で、これを間接選挙に於し、選舉権は市町村農地委員会の委員に限ります。

第七に小作制度法の一部改正の問題であります。小作制度の整備を致しましたが、余りにも範囲が廣大になり実情にも合致しない点もありますので、今度の改正で、これを間接選挙に於し、選舉権は市町村農地委員会の委員に限ります。

第八に小作制度法の一部改正の問題であります。小作制度の整備を致しましたが、余りにも範囲が廣大になり実情にも合致しない点もありますので、今度の改正で、これを間接選挙に於し、選舉権は市町村農地委員会の委員に限ります。

第九に小作制度法の一部改正の問題であります。小作制度の整備を致しましたが、余りにも範囲が廣大になり実情にも合致しない点もありますので、今度の改正で、これを間接選挙に於し、選舉権は市町村農地委員会の委員に限ります。

第十に小作制度法の一部改正の問題であります。小作制度の整備を致しましたが、余りにも範囲が廣大になり実情にも合致しない点もありますので、今度の改正で、これを間接選挙に於し、選舉権は市町村農地委員会の委員に限ります。

政府の農地政策は、回を重ねることで六回、合計約百三十四万町歩の小作地を買収致しました。なおこれに財源税として物納を許可されたもので現在までに登記の数つてあるものの十八万町歩を加えますと、百五十万町歩を超えることとなります。一方農地の増減につきましてはまだ五十三万町歩を発表しましたが、その後の情勢によつて更に新たな規定を設ける必要も生じて参りましたので圃地法の改正案を国会に提出致しましたが、農地改革を実行政しまして、市町村農地委員会の承認（来年の四月末日までは知事の許可）なくして水小作権の消滅は出来ないことを致しました。

第一に市町村農地委員会の承認（来年の四月末日までは知事の許可）なくして水小作権の消滅又は更新の手続について、單に民法の規定に委ねられその保護が充分でなかつたのであります。そこで今度の改正におきまして、水小作権の消滅の請求、更新の拒絶について貿易債の解除、解約又は更新の拒絶と同様の制限を加えます。

第一に農地の水小作権の強化の問題であります。農地の買賣借は農地調整法

の数次にわたる改正により現在非常に強化されているのであります。これに比して農地の水小作権については、單に民法の規定に委ねられその保護が充分でなかつたのであります。そこで今度の改正におきまして、水小作権の消滅の請求、更新の拒絶について貿易債の解除、解約又は更新の拒絶と同様の制限を加えます。

第一に農地の水小作権の強化の問題であります。農地の買賣借は農地調整法

【資料六】

農地調査法の一部を改正する法律案要綱(案)

第一 白作農創設特別措置法の規定により政府が賣り渡した未農地、宅地及び

建物について農地と同様に移動統制を行うこと(第四條)

第二 農地調整法第九條による農地の賃借権の保護規定を水小作権にも及ぼすこと(第九條ノ一、二)

第三 市町村農地委員会の選舉の手続をできる限り市町村公議員の選舉と同様

にすること(第五條ノ四乃至第十五條ノ八)

第四 都道府県農地委員会の委員の選舉は間接選舉とし、選舉権は市町村農地

委員会の委員のみ有するものとし、被選舉資格は市町村農地委員会の委員の

被選舉資格と同様とすること(第五條ノ十一)

第五 市町村農地委員会の委員は、本年十二月、都道府県農地委員会の委員は

明年二月に任期終了するが、委員の任期を明年三月三十一日まで延長すること

と(附則第六條)

これに伴い現行の選舉人名簿の勢力を明年三月三十一日まで延長すること

(附則第七條)

第六 都道府県知事は特に必要ある場合は、市町村農地委員会の據眼を都道府

農地委員会に代行させることができること(第五條ノ二十八)

第七 農地の貸借契約又は更新の拒絶は、市町村農地委員会の承認に

代へて、本年十二月三十一日までは、都道府県知事の許可制となつてゐる

が、これを明年四月三十日まで延長すること(附則第四條)

第八 昭和二十年十一月二十三日以後に不当に行はれた土地の取上に對して、

市町村農地委員会が貸借権の回復を行はふとする場合には、その農地が第三者

の小作地となつてゐる場合には、貸借権の回復ができないことになつてゐるが、これを当該第三者が適法且つ正當に耕作権を貯得した場合に限定すること(附則第十一條)

第九 小作調停制度を次のやうに改善すること

(一) 裁判所が小作調停を受理した場合は、原則として事件を市町村農地委

員会の勘解付けることを要するものをとする。(附則第十二條)
 (二) 裁判所が調停をする場合には、小作官又は小作主事の意見を聽かなければならぬこと。
 (三) 地方裁判所長が選任する調停委員となるべき者は、これを都道府県農地委員会に於て推薦する者及びその他適當な者について、選任することとすること。

【資料七】

白作農創設特別措置法の一部を改正する法律案要綱(案)

第一 民法施行第四十七條に規定されてゐる水小作地、すなはち民法施行前に永久存続すべきものとして設定された水小作権及び存続期間が五十年を超へる水小作権は、同法の規定により本年七月十五日において勢力を失うことになつてゐるが、農地改革の趣旨に照して、その処理を行ふため、かかる水小作権の存する農地及び收穫は、政府において買収することができるること。(第三條及び第四條の二)

自作農が、全然農業に從事せず、しかもその白作地、自作牧野のある市町村及びその調査市町村の区域内に住所を有しない場合における、その自作地を買収することができるることとすること。(第三條第五項第三号及び第四十條の二第四項第五号)

農地の譲り買収を円滑に行うため從來の規定を更に明確にすること。(第六條の二乃至第六條の五)

賃借金算定の基準となる農地の面積は、一世帯につき平均北海道十二町歩、内地三町歩であるが、從來省令で規定されていた事項を法律に明文化すること。

【資料八】

農地調査法等の一部を改正する法律案

第一條 農地調査法(昭和十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第四條に次の二項を加える。

前二項に於ける「自作農創設特別措置法第二十九條第二項ニ於テ準用スル第十六條又ハ同法第四十一條第一項ノ規定ニ依リ政府ノ充設シタル土地(第一項ノ土地ヲ除ク)又ハ建物ニ付之ヲ準用ス

第五條第三号中「農地」を「前條ニ規定スル土地又ハ建物」に改めろ。

第五條ノ十三号中「九條ノ十二」とする。

第九條ノ九中「九條ノ二」を「九條ノ四」に、「九條ノ三」を「九條ノ二」に改め、「九條ノ四」を「九條ノ六」に改め、「九條ノ八」を「九條ノ七」を「九條ノ九」に改め、同様を第九條ノ九とし、「九條ノ八」を「九條ノ八」とする。

第九條ノ五第一項中「行政官廳」を「主務大臣又ハ都道府県知事」に、「第九條ノ三」を「九條ノ五」に改め、同條を第九條ノ七とし、第九條ノ四を

第九條ノ六とし、第九條ノ三と第九條ノ五とする。

第九條ノ二第一項中「九條ノ三」を「九條ノ五」に改め、同條を第九條ノ九とし、「九條ノ六」を「九條ノ八」とする。

第九條ノ二 市町村農地委員会、前九條第三項ノ規定ニ依ル承認ノ申請アリタル場合ニ於テ承認シ又ハ承認ゼザル旨ヲ察決シタルトキハ其ノ旨を逓送ナク、当該賃借権ノ当事者其ノ他ノ利害關係人ニ通知スベシ

前項ノ处分ニ対シ不服アル者ハ同項ノ通知アリタル日ヨリ一月内ニ都道府県知事ニ訴願スルコトヲ得。

都道府県知事前項ノ裁決ヲ為サントスルトキハ都道府県農地委員会ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス。

第九條ノ三 農地ノ所有者ハ民法第二百七十六條ノ規定ニ拘らず水小作人ガ有

恕スベキ事由ナクシテ引続サ二年以上小作科ヲ譲納シタル場合ニ限リ農地ニ付存スル水小作権ノ消滅ヲ請求スルト得
第九條第一項第二項本文第三項乃至第六項及前條ノ規定ハ農地ノ水小作ノ更新ノ拒絶、第九條第三項乃至第六項及前條ノ規定ハ農地ニ付存スル水小作権ノ消滅ノ請求ニ付之ヲ準用ス

第十四條ノ二中「第九條及第九條ノ十」を「第九條乃至第九條ノ三及第九條ノ十一」に改める。

第十五條ノ二第二項中「第八項」を「第十項」に、同條第三項中「左ノ各号ノ区分ニ付ヒ各サノニニ數當シ」を「左ノ各号ノ区分ニニ屬シ」に、「当該各号ニ數當シ」を「当該区分ニ屬シ」に改め、同條第五項の次に次の二項を加える。

第三項ノ規定ノ適用ニ付ナハ農地の面積ハ土地台帳ニ登録セラレタル地積ノ

アル農地ニ在リテハ当該面積ハ市町村農地委員会ノ定メタル面積トス

第三項各号ノ区分ハ選舉権又ハ被選舉権ヲ有スル者ノ登載セラレタル第十五

條ノ五ノ規定ニ依リ開票セラレタル選舉人名簿ノ区分ニ依ル但シ選舉人名簿

ニ登載セラレザル者ノ被選舉権ノ区分付ハ当該選舉人名簿ノ確定ノ期日ニ依リ之ヲ定ム選舉人名簿ニ登載セラレザル者ニシテ選舉人名簿ニ登載セラ

レキ確定期日ヲ所持スル者ノ被選舉権ノ区分付亦同シ

第十五條ノ三第一項中「同居ノ親族若ハ其ノ配偶者」の下に「ニシテ年令二十

年以上ノモノ」を「同條第二項中「前條第四項の下」に第六項」を加える。

第十五條ノ四 市町村農地委員会ノ委員ノ選舉ニ關スル事務ハ市町村ノ選舉管

理委員会之ヲ管埋ス

第十五條ノ五 市町村ノ選舉管理委員会ハ命令ヲ以テ定ムル中請ニ基キ毎年十

二月一日現在ニ依リ其ノ選舉資格ヲ開票シ第十五條ノ二第三項各号ノ区分每

ニ市町村農地委員会委員選舉人名簿ヲ開製スベシ

前項の場合ニテ申請ナキトキ又ハ申請ニ錯誤若ハ選舉アルトキハ市町村ノ

選舉管理委員会ハ開票ヲ以テ選舉人名簿ヲ開製シ又ハ之ヲ修正スルコトヲ得

選舉人ノ年令ニ選舉人名簿確定ノ期日ニ依リ之ヲ算定ス

選舉人名簿ニハ選舉人ノ氏名、住所及生年月日並ニ其ノ者ノ所有シ又ハ耕作

ノ業務ヲ管轄する農地（第十五條ノ三第二項ニ於テ準用スル第十五條ノ第四項ノ規定ニ依リ其ノ者ノ所有スル農地ト看做セラレタル農地ヲ含ム）の面積等ヲ記載スベシ但シ第十五條ノ二第一項ニ規定スル同居ノ親族又ハ其ノ配偶者タ

ル選舉人ニ付テハ氏名及生年月日ヲ記載スルヲ以テ足ル

前項の面積ハ第十五條ノ二第六項ニ規定スル而積トス

第十五條ノ六 委員候補者ハ各投票區ニ於ケル自己ノ登載セラレタル選舉人名

トキハ其ノ者ノ届出ニ係ル者ヲ除ク以下同ジ）第十五條ノ二第三項各号ノ区分ニ付一人ヲ超エタルトキ若ハ二人ニ至リ二人ニ達セザルトキ若ハ其ノ者ヲ以テ投票立会人トシ二人ヲ超ユルトキハ当該区分ニ付テハ届出アリタル者ニ於テ投票立会人二

人ヲ互選スベシ

第十五條ノ七 索院議員選舉法第二條、第十三條乃至第十七條、第一百四十一

條及第一百六條並ニ索院議員選舉法中改正法律（昭和二十年法律第四十二号）ニ達セザルニ至リタルトキ又ハ投票立会人ニシテ委員スルモノ投票所ヲ開ク

ベキ時刻ニ至リ二人ニ達セザルトキ若ハ其ノ者ヲ以テ投票立会人トシハ投票管理者ハ当該投票區ニ於ケル当該区分ノ選舉人名簿ニ登載セラレタ

ル者ノ中ヨリ二人ニ達スル迄ノ投票立会人ヲ選任セシムニ之ヲ本人ニ通知シ投票立会ハシムベシ但シ委員ノ選舉ヲ行ハサル区分ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

地方自治法第三十條第三項第七項乃至第九項第十一項ノ規定ハ投票立会人ニ付之ヲ準用ス

第十五條ノ七 索院議員選舉法第二條、第十三條乃至第十七條、第一百四十一

條及第一百六條並ニ索院議員選舉法中改正法律（昭和二十年法律第四十二号）ニ達セザルニ至リタルトキ又ハ投票立会人ニシテ委員スルモノ投票所ヲ開ク

ベキ時刻ニ至リ二人ニ達セザルトキ若ハ其ノ者ヲ以テ投票立会人トシハ投票管理者ハ当該投票區ニ於ケル当該区分ノ選舉人名簿ニ登載セラレタ

ル者ノ中ヨリ二人ニ達スル迄ノ投票立会人ヲ選任セシムニ之ヲ本人ニ通知シ投票立会ハシムベシ但シ委員ノ選舉ヲ行ハサル区分ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

地方自治法第三十條第三項第四項、第二十九條、第三十一條第一項、第三十二

條第一項第三項第四項、第三十三條、第三十四條、第三十五條第一項、第三

十六條第一項、第三十七條乃至第四十條、第四十一條第一項、第四十二條乃至第五十二條、第五十三條第一項乃至第三項第十項第十一項、第五十五條乃至第五十七條、第五十八條第一項第三項乃至第六項、第五十九條乃至第六十

一條、第六十二條第一項第二項、第六十三條、第六十四條、第六十六條第一

項乃至第四項第七項第八項、第六十七條、第六十八條第二項第三項、第六十九條、第七十條、第七十二條第一項第二項及第七十三條ノ規定ハ普通地方公

共團体ノ長及都道府県ノ議會ノ議員ノ選舉ニ關スル部分外市町村農

地委員会ノ委員ノ選舉ニ付之ヲ准用ス但シ地方自治法第四十條及第四十七條

中「第三條の規定」トアルハ「農地調整法第十五條ノ六の規定」ト、第六

十條第三項中「第九十二條若しくは第百四十一條」トアルハ「農地調整法第

十五條ノ二十一ト、第六十二條第一項中「選舉を行わないで當選人を定めること」ができない者又は更に選舉を行わないで當選人を定めててもなお當選人の不

足数か第六十三條第一項にいう當選の欠員の数と並じて當該選舉区における

當員の定数（選舉区がないときは當員の定数）の六分の二を超過するに至つた

とき」トアリ、第六十三條第一項中「選舉を行わないで當選人を定めること」ができない者又は更に選舉を行わないで當選人を定めててもなお當選人の不

足数か第六十五條第一項の規定の適用を受けた當選者で當選人となならなかつた者があるときは「

當選を行わないで當選人を定めること」ができないと/or市町村農地委員会の委員に欠員を生じた場合」トアルハ「當選人とならなかつた者があるときは、

又はその期限經過後にこれら的事由を生じた場合において第五十五條第二項若しくは第六十五條第一項の規定の適用を受けた當選者で當選人となならなかつた者があるときは「

當選を行わないで當選人とならなかつた者があるときは、

ト、第七十二條第一項中「第十章及び第十一章並びに第百四十條第二項」トス

アルハ「第十章及び第百四十條第二項」トス

第十九條ノ九が第十五條ノ二十五とする。

第十五條ノ十六を第十五條ノ十とする。

中五人トアルハ十人、三人トアルハ六人、二人トアルハ四人、同條第十項中

都道府県知事トアルハ主務大臣、三人トアルハ五人トス

第十九條ノ十八第一項及び第二項中「議決」の下に「又ハ裁決決定ヲ含ム」

を加え、同條を第十五條ノ二十七とする。

第十五條ノ十八 地方自治法第十七條、第二十一條、第二十四條第一項第二項

第四項、第二十七條第一項乃至第四項第六項第七項、第二十九條、第三十一

條第一項、第三十二條第一項第三項第四項、第三十三條、第三十四条、第三

十五條第一項、第三十六條第一項、第三十七條、第三十九條、第四十條、第

四十一條第一項、第四十二條乃至第五十二條、第五十三條第一項乃至第三項

第九項乃至第十一項、第五十五條乃至第五十七條、第五十八條第一項第三項

乃至第六項、第五十九條乃至第六十一條、第六十二條第一項第二項、第六十

三條、第六十四條、第六十六條第一項乃至第四項第七項第八項第六十七條、

第六十八條第二項第三項、第六十九條、第七十條、第七十二條第一項第二項

及第七十三條ノ規定ハ普通地方公共團体の長及市町付ノ議会ノ議員ノ選舉ニ

譲スル部分ヲ除クノ外都道府県農地委員会ノ委員ノ選舉ニ付之ヲ准用ス但シ

地方自治法第四十條及第四十七條中「第三十條の規定」トアルハ「農地調整

法第十五條ノ十七において準用する第十五條ノ六の規定」ト、第六十條第三

項中「第九十二條若しくは第一百四十一條」トアルハ「農地調整法第十五條ノ

二十一」ト、第六十二條第一項中「選舉を行わないで當選人を定めることができず又は更に選舉を行わないで當選人を定めてもなおその欠員の數が前條第一項

六十三條第一項にいう議員の欠員の數と通じて當該選舉区における議員の定

數（選舉区がないときは議員の定數）の六分の一を超えるに至つたとき」ト

アリ、第六十三條第一項中「選舉を行わないで當選人を定めることができず又は選舉を行わないで當選人を定めてもなおその欠員の數が前條第一項

にいづれの不足數を通じて當該選舉区における議員の定數（選舉区がな

いときは議員の定数）の六分の一を超えるに至つたとき」トアルハ「選舉を行

わないで當選人を定めることができないとき（都道府県農地委員会の委員の

任期満了前に當選人に不足又は委員に欠員が生じその都道府県農地委員会の

アルトキハ投票管理者ハ之ヲシテ投票ヲ為サシムベシ」トアルハ「但シ種

定判決ニ因り選舉人名簿ニ登載セラルベキ者ハ此ノ限り在ラズ」トス

第十五條ノ二十 都道府県ノ選舉管理委員会ハ本法ニ依り市町村ノ選舉管理委

員会ノ権限ニ属セシメタル事項ニ付市町村ノ選舉管理委員会ヲ指揮監督ス

タル大臣及全國選舉管理委員会ハ本法ニ依り都道府県ノ選舉管理委員会ノ権

限ニ属シタル事項ニ付都道府県ノ選舉管理委員会ヲ指揮監督ス

地方自治法第五十一條第一項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ付准用ス

第十五條ノ二十一 市町村農地委員会ノ委員、都道府県農地委員会ノ委員又ハ

都道府県農地委員会ノ委員ハ相兼ヌルコトヲ得ズ

第十五條ノ二十二 委員ノ任期ハ二年トス

特別ノ事由ノアルトキハ主務大臣ハ第五條ノ十七ニ於テ準用スル場合は第五條

ノ二十二項ノ規定ニ依り選任シタル都道府県農地委員会ノ委員ヲ都道府県知

事ハ第十五條ノ二十二項ノ規定ニ依り選任シタル市町村農地委員会ノ委員ヲ

第十五條ノ二十四 委員ハ自己並ニ同居ノ親族又は配偶者ニ間ヌル事件ニ付

議事ニ參與スルコトヲ得ズ但シ市町村農地委員会又ハ都道府県農地委員会ノ

同意アリタルトキハ會議ニ出席シ免官スルコトヲ得

地方自治法第五十三條第二項乃至第四項ノ規定ハ委員ノ任期ニ付之ヲ准用ス

第十五條ノ二十三 地方自治法第二百一十七條第一項第三項第四項及第二百二十八

條ノ規定ハ都道府県農地委員会又ハ都道府県農地委員会ノ委員ノ資格ニ付之ヲ

准用ス

第十七條中「行政官職」を「主務大臣又ハ都道府県農地委員会」に、「当該官吏」ヲ

「当該官吏員」に改める。

の委員に欠員を生じた場合」ト、「當選人とならなかつた者があるとき、又

はその期間経過後にこれらの方由を生じた場合において第五十五條第二項若

しくは第六十五條第十一項の規定の適用を受けた得票者で當選人とならなか

つた者があるときは」トアルハ「當選人にならなかつた者があるときは」ト、

「第十章及び第一百四十條第二項」トス

第十五條ノ十九及び第十五條ノ二十中「第十五條ノ十五」を「第十五條ノ九」

に改め、第十五條ノ十九を第十五條ノ二十九とし、第十五條ノ二十を第十五條

ノ三十とし、第十五條ノ二十一を第十五條ノ三十一とし、第十五條ノ二十二を

第十五條ノ三十二とする。

第十五條ノ十九 第十五條ノ二第三項各条ノ区分ニ属シ市町村農地委員会

ノ委員ノ選舉セラレタル委員ニシテ當該区分ニ属シ市町村農地委員会ノ委員ノ選舉

權ヲ有スル者（都道府県農地委員会ノ場合ニ在リテハ其ノ者ト同一ノ選舉区

ハ「第十章及び第一百四十條第二項」トス

第十五條ノ十九を「第十五條ノ二十九」トス

ノ三十とし、第十五條ノ二十を第十五條ノ三十一とし、第十五條ノ二十二を

第十五條ノ三十二とする。

第十五條ノ十九 第十五條ノ二第三項各条ノ区分ニ属シ市町村農地委員会

ノ委員ノ選舉セラレタル委員ニシテ當該区分ニ属シ市町村農地委員会ノ委員ノ選舉

權ヲ有スル者（都道府県農地委員会ノ場合ニ在リテハ其ノ者ト同一ノ選舉区

ハ「第十章及び第一百四十條第二項」トス

第十五條ノ十九を「第十五條ノ二十九」トス

四項において當用する場合を含む」の規定による買取をする場合」を「若くは、第二十一条第一項（同條第五項、第二十九條第二項及び第四十一条第一項）において準用する場合を含む」の規定による買取をする場合又は第四十條の六第一項の規定により権利を消滅させる場合」に改める。

第四十一条第一項に改める。

第四十一条第一項及び第四十一條第一項を「同條第五項、第二十九條第二項及び第四十一條第一項」に改める。

第二十九條第二項及び第四十一條第一項を「同條第五項、第二十九條第二項及び第四十一條第一項」に改め、同條に次の二項を加える。

前項の規定により政令を定めたときは、その政令は、昭和二十二年三月三十日から、これを適用する。

第四十四条の四中「同條第五項及び第四十一條第一項」を「同條第五項、第二十九條第二項及び第四十一條第一項」に、「第二十九條第二項及び第四十一條第一項」に改める。

第四十五条の三中「同條第五項及び第四十一條第一項」を「同條第五項、第二十九條第二項及び第四十一條第一項」に改め、同條に次の二項を加える。

前項に規定する國有財産については、省令で國有財產法の特例を定めることができる。

第四十五条第一項中「第三十條の二第三項」の下に「（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同條第二項中「当該官吏」を「当該官吏更員」に改める。

第五十一条中「第二号又は第三号」を「第一号、第三号又は第四号」に改める。

第五十二条中「第二号又は第三号」を「第一号、第三号又は第四号」に改める。

第五十三条中「第二号又は第三号」を「第一号、第三号又は第四号」に改める。

第五十四条中「第二号又は第三号」を「第一号、第三号又は第四号」に改める。

第五十五条中「第二号又は第三号」を「第一号、第三号又は第四号」に改める。

第五十六条中「第二号又は第三号」を「第一号、第三号又は第四号」に改める。

第五十七条中「第二号又は第三号」を「第一号、第三号又は第四号」に改める。

第五十八条中「第二号又は第三号」を「第一号、第三号又は第四号」に改める。

第五十九条中「第二号又は第三号」を「第一号、第三号又は第四号」に改める。

第六十条中「第二号又は第三号」を「第一号、第三号又は第四号」に改める。

第六十一条中「第二号又は第三号」を「第一号、第三号又は第四号」に改める。

第六十二条中「第二号又は第三号」を「第一号、第三号又は第四号」に改める。

第六十三条中「第二号又は第三号」を「第一号、第三号又は第四号」に改める。

第六十四条中「第二号又は第三号」を「第一号、第三号又は第四号」に改める。

第六十五条中「第二号又は第三号」を「第一号、第三号又は第四号」に改める。

第六十六条中「第二号又は第三号」を「第一号、第三号又は第四号」に改める。

第六十七条中「第二号又は第三号」を「第一号、第三号又は第四号」に改める。

第六十八条中「第二号又は第三号」を「第一号、第三号又は第四号」に改める。

第六十九条中「第二号又は第三号」を「第一号、第三号又は第四号」に改める。

第七十条中「第二号又は第三号」を「第一号、第三号又は第四号」に改める。

第七十一条中「第二号又は第三号」を「第一号、第三号又は第四号」に改める。

第七十二条中「第二号又は第三号」を「第一号、第三号又は第四号」に改める。

第七十三条中「第二号又は第三号」を「第一号、第三号又は第四号」に改める。

第七十四条中「第二号又は第三号」を「第一号、第三号又は第四号」に改める。

第七十五条中「第二号又は第三号」を「第一号、第三号又は第四号」に改める。

第七十六条中「第二号又は第三号」を「第一号、第三号又は第四号」に改める。

【資料九】

市町村農地委員会及び都道府縣農地委員会の委員の選舉に関する特例に関する法律案

前條の規定は、第一項の規定により調製する補充選舉人名簿に準用する。
第四條 この法律施行令の一部を改正する勅令(昭和二十一年勅令第五百五
号)又は都道府縣農地委員会の委員の選舉又は改選の請求は、前二條に規
定する選舉人名簿及び補充選舉人名簿により行う。

市町村農地委員会及び都道府縣農地委員会の委員の選舉に関する特例に関する法律
第一條 この法律は、市町村農地委員会及び都道府縣農地委員会の委員の選舉
又は改選の請求で昭和二十五年三月三十一日までに行われるものに関する特
例を定めることを目的とする。

第二條 農地調整法施行令の一部を改正する勅令(昭和二十一年勅令第五百五
十六号)附則第四項の規定により都道府縣知事の定めた時期に調整された選
舉人名簿及び農地調整法施行令の一部を改正する政令(昭和二十三年政令第
三十五号)附則第五條の規定により調製された補充選舉人名簿は、昭和二十
五年三月三十一日まで据え置くものとする。

第三條 市町村の選舉管理委員会は、農地調整法(昭和十三年法律第六百七号)

第十五條ノ三及び第十五條ノ四の規定により昭和二十三年十二月二十日現在
において選舉権を有する者で前條に規定する選舉人名簿及び補充選舉人名簿
に記載されていないものがあるときは、その者につき、農地調整法第十五條
ノ二第二項各号の区分に従い、補充選舉人名簿を調製しなければならない。

2 前項に規定する者が、前條に規定する選舉人名簿又は補充選舉人名簿に記
載され、且つ、昭和二十三年十二月二十日現在において農地調整法第十五條
ノ三及び第十五條ノ四の規定により選舉権を有する者の同居の親族又はその
配偶者である場合には、前項の規定により調製する補充選舉人名簿に記載さ
れるその者の区分は、その者の同居の親族又はその配偶者で前條に規定する
選舉人名簿又は補充選舉人名簿に記載されているもの当該名簿における農
地調整法第十五條ノ二第二項各号の区分とする。

3 第二項の規定により調製する補充選舉人名簿の複数、確定、異議の申立及
び決定並びに訴願の提起及び裁決に関する期日及び期間等は、都道府縣の選
舉管理委員会が定める。

前項の選舉又は改選の請求については、農地調整法第十五條ノ二第二項各
号の区分とは、前項の選舉人名簿及び補充選舉人名簿における区分とする。
第五條 農地調整法施行令の一部を改正する勅令(昭和二十一年勅令第五百五
十六号)附則第二項又は第三項の規定により選舉され、又は互選された市町
村農地委員会又は都道府縣農地委員会の委員の任期満了に因る選舉の期日
は、農林大臣が定める。

前項の選舉による市町村農地委員会及び都道府縣農地委員会の委員並びに
農地調整法第五條ノ二第八項及び第九項(同法第五條ノ十七において率
用する場合を含む。)の規定により、これらの委員の同意を得て農林大臣又は
都道府縣知事が選任する委員の任期は、昭和二十五年三月三十一日までとす
る。

第六條 この法律の施行に関する事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

市町村農地委員会及び都道府縣農地委員会の委員の任期が近く終了し、選舉
を行うことになつていてが、これについて特例を設ける必要がある。これ
が、この法律案を提出する理由である。

一、議案の要旨及び目的
農地改革は頗る進歩いたしまして、才でに農地の貢献も一八〇万町歩、完
成も一五〇万町歩に達し、予定通り本年末を以て一段落致すことになりました。
農地改革の成功は、いさまでなくボツダム宣言に基く我國民主化の基本方針
を実現に果したといはかりでなく日本農業のガント考えられていた農地制度
を徹底的に改革して農業経営を順当に発展させるための基礎をつくった意味で
日本農業の将来に対しても大いなる意義を有するものであります。誠に喜び
にたえないところであります。

さて農地改革の推進に懸命の努力を挙いました農地委員の任期も近く終了致
すことになりました。即ち村の委員は本年十二月下旬に、県の委員は、明年二
月下旬に任期終了し、総選挙を致すことになるのであります。ところに現行政
地主、自作、小作という階層区分に従つて新しく選舉人名簿を作成すると致
しますと、事務的で貢収合議や完済通知書の交付がおくれており、過渡期にあ
りますために所有權が旧地主にあるか新自作にあるかといふことについて疑問
の場合は少からずあるわけであります。更にそれを押して新たに名簿を作成
しましても、農地改革後においては自作が八十%乃至九十%にも及び地主、小
作が各々五%前後を占めるにすぎない状況となりますので現在の地主、自作
二、小作などいう階層別委員の定数が農村の実情に合わないことは当然であり
ます。この二つの理由によつて本年は新たに選舉人名簿を作成せず單に補充選
舉人名簿の作成に止め現在の選舉人名簿及び補充選舉人名簿を廃止して、田畠
層によつて選舉をすることに致したいのです。なをかかる措置は暫定的
でありましてできるだけ早い機会に、農地委員会の構成を全面的に改めるため
に農地調整法が改正法律案を国会に提出いたしました。從つて新委
員の任期も昭和二十五年三月三十一日までと短縮いたしましたのであります。提案
がおくれて誠に申し訳ない次第であります。何卒御審議の上速に可決あらんこ
とを御願ひいたします。

昭和二十三年十一月三十日

農林委員長 拠木 実

衆議院議長 松岡駒吉

(別紙)

五四

第一條を次のように改める。

第一條 この法律施行の際、現に市町村農地委員会又は都道府県農地委員会の委員である者は、農地調整法（昭和十三年法律第六十七号）の規定にかかる

らず、昭和二十四年六月三十日まで在任するものとする。

第二條中「昭和二十五年三月三十一日」を「昭和二十四年六月三十日」に改める。

第三條を削り、第四條を第三條とし、同條中「昭和二十五年三月三十一日」を「昭和二十四年六月三十日」に、「前二條」を「前條」に改める。

第五條を削り、第六條を第四條とする。

昭和二十三年十一月三十日

農林委員長

松平 信雄 厳

多數意見者署名

藤野繁雄 繁川宗敬 赤沢與仁
加賀操 石川准吉 鶴井淳一
岡村文四郎 大島義夫雄 羽生三七
星一 池田宇右衛門 不沼彌太郎

審議院議長

松平 信雄 厳

農林委員長

松平 信雄 厳

【資料十二】

審査報告書

市町村農地委員会及び都道府県農地委員会の委員の選舉に關する特別に關する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多數意見者の署名を附

し、要領書を添えて報告する。

昭和二十三年十一月三十日

農林委員長

松平 信雄 厳

一、委員会の決定の理由

本法案（政府提出原案）は、昭和二十五年三月三十一日までに行われる農地委員会委員の選舉及び「リコール」の特例に関するものである。即ち現在の市町村農地委員は、昭和二十一年九月一日現在より作成及び補充選舉人名簿（昭和二十一年九月一日現在により作成及び補充選舉人名簿）昭和二十三年三月三十一日現在により作成）を昭和二十三年三月三十一日まで延長すること、（二）昭和二十三年十二月二十日現在で補充選舉人名簿を作成すること、（三）昭和二十五年三月三十一日までに行われる選舉及び「リコール」は、選舉人名簿又は補充選舉人名簿に記載された猪齋（地主、自作、小作別）で行うこと、（四）次の総選舉の期日は農林大臣が定めること、（五）新委員の任期は昭和二十五年三月三十一日までとすること、等を規定したものである。しか

【資料十三】

市町村農地委員会及び都道府県農地委員会の委員の任期等に關する特別に關する法律

第一條 この法律施行の際現に市町村農地委員会及び都道府県農地委員会の委員である者は、農地調整法（昭和十三年法律第六十七号）の規定にかかる

わらず、昭和二十四年六月三十日まで在任するものとする。

（三）第二條中「昭和二十五年三月三十一日」を「昭和二十四年六月三十日」に改める。（四）第三條を削り、第四條を第三條とし、同條中「昭和二十五年三月三十一日」を「昭和二十四年六月三十日」に、「前二條」を「前條」に改める。（五）第五條を削り、第六條を第四條とする。

しかして右の修正案は、本委員会の意向とも全く駆除を一にし、この修正案程度のものであれば、過渡的措置の立法としては必要やむを得ざるものと認め、委員会は全会一致をもつて審議院送付案通り可決すべきものと決定した。

事件の利害得失

農地改革途上における現状においては、現在の階層別選出の委員制度は絶対的にやむを得ない。従つて本案の如く決定することが最も機宜に即したものと認められる。

三、費用

本法施行については、別に費用を必要としない。

（附則）

この法律は、公布の日から施行する。

第十二條のニヤ三項の次に次の二項を加える。

ナ一項又はナニ項の規定による地役権の設定は、との登記がなくとも、
当該承役地が電線路の施設の用に供されることは、との承役地の
所有権を取得した者に对抗することができ。 （この事項）

年月日
昭和二十一年十一月二十一日

受取年月日	起案年月日	決判年月日
農商省		
接受年月日	起案年月日	施行年月日
ノ日數		
件名		
廿五年十一月廿一日農商省令第一号		
都道府縣農業管理委員會特許票印記		
前項規定之前項、同令之準用之		

本件係為農業管理委員會特許票印記之准用之

本件係為農業管理委員會特許票印記之准用之

本件係為農業管理委員會特許票印記之准用之

第十五條、十九

勘定行狀

(2)

第十五條、二十九三項各号、区分、一二尾シ市町村長四委員会云々を委員
會主導、料二項ニ規定ニ據て置奉已モニ審議合ニ居ラシ

・・・・・
・・・・・
・・・・・

置奉權ヲ有スル者、二分一以上、同意にて第十五條、十七二款テ

権用スル第十五條、二十九三項、規定ニ依り置奉セラレシニ委員会シテ

当該区分ニ屬スルモノ、全員、解任ヲ省令、定め所ニ依リ

都道府県、監理事務局、改進奉管理委員会ニ請求スル

コトラ書

農林省

昭和二十四年三月五日印刷

昭和二十四年三月十日發行

農林省農地部

東京都中央区新富町一丁目五番地

印 刷 者 奥 石 博

東京都中央区新富町一丁目五番地

印 刷 所 統 計 印 刷 株 式 會 社

電話繁地 (55)

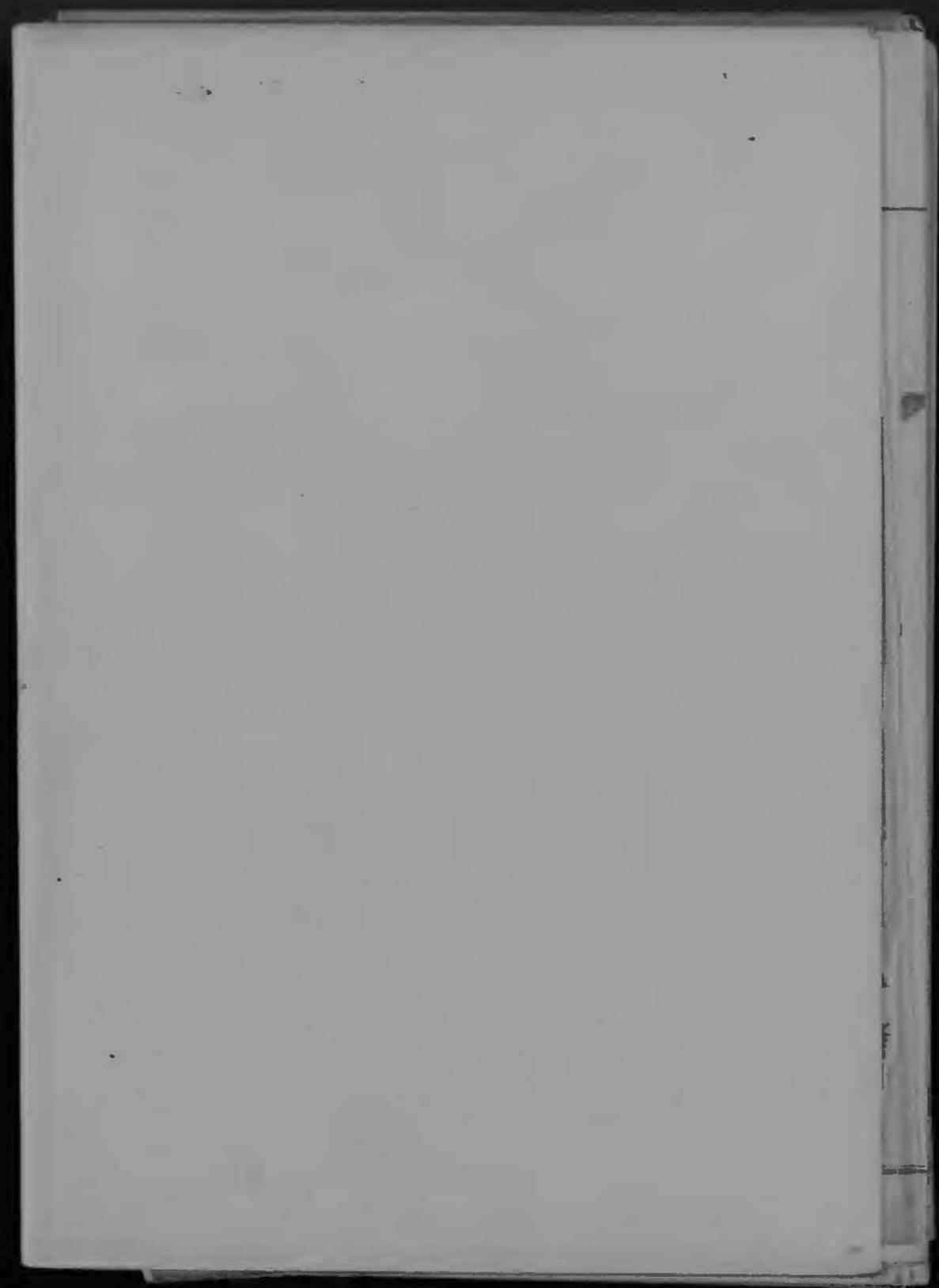
一一一

九六六

五三二

九六六

書書番



本法施行の日から起算して五年以内に、市町村農地委員会は、市町村農地委員会の組織並びに運営等の事務を監視するため、市町村農地委員会の委員の選出並びに監督の権限を有する。同法の改正後は、市町村農地委員会の組織並びに運営等の事務を監視するため、市町村農地委員会の委員の選出並びに監督の権限を有する。

本法施行の日から起算して五年以内に、市町村農地委員会は、市町村農地委員会の組織並びに運営等の事務を監視するため、市町村農地委員会の委員の選出並びに監督の権限を有する。同法の改正後は、市町村農地委員会の組織並びに運営等の事務を監視するため、市町村農地委員会の委員の選出並びに監督の権限を有する。

附 則

本法律は、公布の日から施行する。但し、

第一条中「農地調整法」及び第二条の次正規定並びに

三十一年一月一日以後、市町村農地委員会及ぶ都道府県農地委員会の委員の選出並びに監督の権限は、昭和二十四年七月一日より施行する。

本法律は、昭和二十四年七月一日より施行する。

本法律の規定が適用する区域に限らず、本法律の規定は、

第一条中「農地調整法」及び第二条の次正規定並びに

三十一年一月一日以後、市町村農地委員会及ぶ都道府県農地委員会の委員の選出並びに監督の権限は、昭和二十四年七月一日より施行する。

本法律の規定が適用する区域に限らず、本法律の規定は、

第一条中「農地調整法」及び第二条の次正規定並びに

三十一年一月一日以後、市町村農地委員会及ぶ都道府県農地委員会の委員の選出並びに監督の権限は、昭和二十四年七月一日より施行する。

附則

二の法律

則

(第十九条の規定の施行の日から起算して三十日
間のうちに、(第一項の規定によるものに付する)第
二十一条の規定によるものに付する)第十九条の規
定によるものに付する)の規定によるものに付する)

第一条の規定の施行の日から起算して三十日間のうちに、
(第一項の規定によるものに付する)第十九条の規定によるものに付する)
第十九条の規定によるものに付する)の規定によるものに付する)

第二条の規定の施行の日から起算して三十日間のうちに、
(第一項の規定によるものに付する)第十九条の規定によるものに付する)

農地調整法の一部を改正する等の
法律案

農林省
昭和二十四年四月十一日

法律番号

号

オ一條 農地調整法（昭和十三年法律第六十号）の一部を次の
よう改正する。

オ四條オ一項^仲放牧地ヲ除クの下に「以下本條ニ於テ同シ
且加之、同條オ二項中「前項」を「オ一項」に改り、オ一項の次に
次の二項を加える。

前項ノ許可又ハ承認ハ左ニ掲タル場合ニハ之ヲ行フコトヲ
得ズ

一 前項ニ掲タル権利（耕作、採草又ハ家畜、放牧ヲ目的
トセサル権利ヲ除ク以下本項ニ於テ同シ）ヲ取得セントス
ル者又ハ其ノ同居、親族若ハ其ノ配偶者が當該
権利、目的タル農地、採草地又ハ放牧地ヲ自ラ耕作
又ハ養畜、業勢、目的ニ供スルモノト認メ得ナル場合

(一)

二 前項ニ掲タル権利ヲ取得セントスル者が當該権利ヲ取
得スルコトニ因リ其ノ者又ハ其ノ同居、親族若ハ其ノ配偶
者、所有シ若ハ耕作、業勢、目的ニ供スル農地、面
積、合計が自作農創設特別措置法第3條オ一項方三
号、面積（同條第3項、規定ニ依リ当該区域ニ付定
メラレタル同号）、面積ニ代ルベキ面積かアルトキハ其
ノ面積ヲ超ユル場合又ハ此等、者、所有シ若ハ耕作
若ハ養畜、業勢ニ供スル農地、採草地若ハ放牧地、面積
、合計が同法第40條のニオ一項方三号、面積（同條第
二項ニ於テ準用スル同法第3條オ三項、規定ニ依リ
当該区域ニ付定メラレタル同号）、面積ニ代ルベキ面積がア
ルトキハ其ノ面積ヲ超ユル場合但シ市町村農地委員会
が都道府縣知事、認可ヲ受ケテ当該権利ヲ取得セントス

ル者ノ當ム耕作又ハ養畜、業勢ヲ適正ト認メタル場合ヲ除ク、
三 前項ニ掲タル権利ヲ取得セントスル者ガ当該権利ヲ取得
スルモ其ノ有又ハ同居、親族若ハ其、配偶者、耕作又ハ養
畜、業勢ニ供スル農地、採草地又ハ放牧地、面積、合計が
北海道ニ在リテハ二町歩、都、府縣ニ在リテハ三反歩
ヲ、基準トシテ都道府縣知事ノ定メタル面積ニ達セサル
場合但シ市町村農地委員会ガ都道府縣知事、認可ヲ
受ケタル場合ヲ除ク

四 農地、採草地又ハ放牧地ニ付耕作又ハ養畜、業勢ニ供ス
ルコトヲ目的トシテ設定セラレタル地上權、永小作權、賃借
權又ハ使用賃借ニ依ル権利ヲ有スル者ガ当該土地ヲ轉
貸セントスル場合但シ轉貸セントスル者、疾病ニ因リテ自ラ
耕作、採草又ハ放牧スルコト能ハザル為其、他特別ノ事由
コト明ナル場合

(二)

2

二 因リテ一時轉貸セントスル場合ヲ除ク

五 其ノ他前項ニ掲タル権利ヲ取得セントスル者ガ当該権利、
目的タル農地、採草地又ハ放牧地ヲ、耕作又ハ養畜、業勢
ニ供スルコトニ因リ当該土地ニ付テノ農業生産、低下ヲ未ス
キハ予メ農林大臣ノ承認ヲ受クベシ

六 四條ニ方六項として次の二項を加え。

七 一項及前二項ノ規定ハ自作農創設特別措置法カ二十九條
カ二項ニ於テ準用スル同法カ十六條ノ規定又ハ同法カ四十一
條カ一項ノ規定ニ依リ政府、賣渡シタル土地ヘ一項ノ土地ヲ除
ク又ハ建物ニ付スルノ準用ス

オ五條ヲ三号中「農地」を「前條ガ一項又ハオ六項ニ規定スル土地又ハ建物」に改リ。

オ六條ヲ二項中「前項」と「オ一項」に改リ、同條ガ一項の次に次の二項を加える。

都道府縣知事前項シ許可ヲ爲サントスル場合ニ於テ當該許可ニ保ル農地ノ面積が五千坪ヲ超ユルトキヘ同一ノ事業ノ目的ニ供セラル農地ノ面積、合計が五千坪ヲ超ユル場合(合ハ)ハ予メ農林大臣ノ承認ヲ受ケベシ
オ六條にオ四項として次の二項を加える。
オ一項及前項、規定ハ自作農創設特別措置法オ四十一條ガ一項ノ規定ニ依リ土地ヲ買受ケタル者其ノ土地ヲ採草若ハ家畜放牧又ハ農地ノ用守若ハ農地ノ用守ニ伴フ工地、利用以外ノ目的ニ供スル場合ニ之ヲ準用ス

(三)

オ九條ヲ二項中「期間滿了前六月乃至一年内」ヲ下ハ「賃貸人ノ疾病ニ因リテ自ラ耕作久ルコト能ハサル爲其ノ他特別ノ事由ニ因リテ一時賃貸借ヲ爲シタルコト明ナル場合ハ期間滿了前一月乃至六月内」を加え、同項但書を削り、同條ガ三項ハ次の但書を加える。
但シ賃貸借、解約又ハ小作調停法ニ依リ調停ニ依リ爲サレタル場合ハ此ノ限ニ在テズ

オ九條ハオ七項として次リ一項を加える。

農地ノ賃貸借ニ附シタル解除條件又ハ不確定期限ハ之ヲ定メザルモノト看做ス

オ九條ノ二オ二項中「オ九條、三オ一項各号」
ハ改りテ「同條五、同條五、同條五」に改ム。

オ九條ノ三、次ノ一項を加える。

前項但書二家ノ許可ハ省令ヲ以テ定ム場合ニハ市町村農

地委員会、承認ラ以テ之ニ代フルコトヲ得

オ九保、四ニ一項中^{及びカ署}前保各号^レを「前條オ一項各号^レ」に改める。

ヤ九條、五ニ一項中「行政官廳」を「主務大臣又ハ都道府縣知事」に、「オ九保、三各号^レ」を「オ九保、三第一項各号^レ」に改める。

オ九條、六を次のよう^レに改める。

オ九保、六削除

オ十四條、ニオ二項として次の二項を加える。

小作調停法並^ハオ十條万至^ハ十二條及^ハ補^ハ條、規定ハ薪炭林・採草地又ハ放牧地、貸貸借其^ハ他其^ハ使用収益ヲ目的^トスル契約ニ付立^ハ準用ス、但シ此等、規定中「小作官又ハ小作主事レトアルハ」^ハ小作官又ハ小作主事及林業又ハ畜産、事務ニ從事スル都道府縣、更員ニシテ都道府縣知事、指定スルセレトス

(四)

オ十五條オニ二項ヤニ号^レ中「農地周係」を「農地周係等」に改めり。

オ十五條、ニオニ二項中「オ八項」を「オ十三項」に改め、同條

オ三項を次のよう^レに改める。

委員ハ左ハ各号^レ正分^ハ一ハ属シ被選舉権ヲ有スル者ニ就キ当該区分ニ属シ選舉権ヲ有スル者、選舉シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

一 北海道ニ在リテハ五反歩、都道府縣ニ在リテハ二反歩ヲ超エル面積

、小作地ニ付耕作、業務ヲ營ハ者

二 前号ニ掲タル面積ヲ超エル面積、小作地ヲ所有スル者

三 耕作ノ業者ヲ當^ハ農地ヲ所有スル者ニシテ前二号ニ該当セルモノ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ小作地ヲ所有且小作地ニ付耕作、業務ヲ營ム者ニ在リテ其^ハ者、所有スル小作地ト其^ハ者、耕作、業務ノ目的ニ供スル、小作地トノ面積、差ニ依リ同項各号^レ区分ヲ定ム

第十五條、ニ第五項に次の後段を加え。三。

小作地ヲ所有スル者、同居、親族若ハ其、配偶者又ハ小作地ヲ所有スル者、親族若ハ其、配偶者ニシテ命令ヲ以テ定ハル特別、事由ニ因リ、其、者ト同居ニザレニ至リタルモノ、所有スル小作地ニ付亦同ジ

第十五條、ニ第五項の次に次の二項を加える。

前三項、ニ於テ小作地トハ耕作、業務ヲ掌ハ者か傳借権、使用貸借ニ依ル権利地上権、永小作権又ハ質権ニ基ハ耕作、業務ノ目的ニ供スル農地、謂フ前項、規定、適用、付于ハ耕作、業務ヲ掌ハ者、同居、親族又ハ其、配偶者が有スル 同項ニ掲タル権利ハ之ヲ専該耕作、業務ヲ掌ハ者、有スルモート看做ス

第十五條、ニ第八項ハ次に次の二項を加エ。

第三項、(辰未四頃)規定、適用ニ付于ハ農地、面積ハ土地台帳ニ登録コラレバレ追積、アル農地ニ在リテハ専該地積ハ市町村農地委員会当該地積ヲ以テ看シノ不相当ト認メ別段、面積ヲ定メタルトキハ其、面積)、土地台帳ニ登録セシタル地積ナキ農地

(五)

ニ在リテハ市町村農地委員会、定メタル面積トス

第三項、各号、正今ハ選舉権又ハ被選舉権ヲ有スル者、登載セラシタル事第十五條、五、規定ニ依リ調製セラレタル選舉人名簿、正今ニ添ル但シ選舉人名簿ニ登載セラレサル者ニシテ選舉人名簿ニ登載セラレバセモノ、被選舉権、正今ニ付テハ専該選舉人名簿調製、期日ニ依リ乙ア定ハ選舉人名簿ニ登載セラレナル者ニシテ選舉人名簿ニ登載セラレバセモノ定則文書ヲ所持シル者、選舉権、正今ニ付テ同ジ第十五條、ニ第十一項を次の如く改メ。

第三項、規定ニ依リ選舉セラレベキ委員、定數ハ同頃第一号、正今ニ属スル者ニ在リテハ二人、同頃第二号、正今ニ属スル者ニ在リテハ二人、同頃第三号、正今ニ属スル者ニ在リテハ六人トス

第十五條、ニ第十二項後段を次のよう改メ。

此、場合ニ於テ同項各号、正今ニ属スル者ニ付増加スベキ委員、定數、比率ハ前項二規定シ季員、定數、比率ニ等シキコトヲ要シ且増加スベキ委員、定數ハ十人ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十五條、三第一項中「同居、親族若ハ其配偶者」の下に「ニシテ年齢三十以上ノモノ」を同項に次々但書を加え、同條第二項中「第四項」を「第五項及第九項」に改めス。

但シ農地ヲ所有ヤズ且市町村農地にて貯金カ省令、定ムル所ニ依リ耕作、業務ニ常時從事セガル者ト認メシ者、此ノ限ニ左ラズ。

第十五條、四から第十五條、八までを次々と改めス。

第十五條、四 市町村農地委員会、委員選舉人名簿、選舉二箇ル事務ハ市町村、選舉管理委員会之ヲ管理ス。

第十五條、五 市町村、選舉管理委員会ハ命令、定ムル所ニ依リ申請ニ基キ毎年十二月一日現在ニ依リ其、選舉資格ヲ調查シ第十五條、二第三項各号、二介毎ニ市町村農地委員会、委員選舉人名簿ヲ調製スベシ。

前項、場合ニ於テ申請ナキトキ又ハ申請ニ錯誤若ハ遗漏アルトキハ市町村、選舉管理委員会ハ職權ヲ以テ選舉人名簿ヲ調製シ又ハ之ヲ修正スルコトヲ得

(六)

選舉人、年齢ハ選舉人名簿確定期日ニ依リ之ヲ算定ス

選舉人名簿ハ選舉人、氏名、住所及生年月日並ニ其、着、所有シテ、耕作業務ヲ營ハ小作地ハ第十五條、三第二項ニ於テ準用スル第十五條、二第三項、規定ニ依リ其、着、所有シテ是地ト看破ナレル農地ヲ含ミ、面積半ヲ記載スベシ但シ第十五條、三第一項ニ規定シ同居、親族又ハ其配偶者タル選舉人ニ付テハ氏名及生年月日等記載シテ以テ足レ

第十五條、一、二、三、四、五、六、七、九項、規定ハ前項、場合ニ文ヲ華用ス

第十五條、六 委員候補者ハ各投票區於アル自己、登載セレタル選舉人名簿ニ登載セラレル者、中ヨリ本人、承諾ヲ得テ投票立会人タニベキ者一人ニ定、選舉、期日前二日迄ニ投票管理者ニ之ヲ届エアルコトヲ得、但シ同一人ヲ届エアルコトヲ好メズ

前項、届出アリタル者ハ委員候補者死シ又ハ委員候補者タルコトヲ辞レタルトキ、其、者、届出ニ係ル者ヲ除ク以下同シ、第十五條、二第三項各号、三分二付二人ヲ其、者ヲ以テ投票立会人トシ二人ヲ超エル者ハ當該立会ニ付スベシ、超エナルトキハ當該立会ニ付テハ届出アリタル者ニ於テ投票立会人二人ヲ互選スベシ

第十五條之第三項各号、正分二付投票立会人二人ニ達ニサルトキ若ハ二人ニ達ニ
サルニ至リタルトキ又ハ投票立会人ニシテ參会スルセノ投票所ノ用紙モ時刻ニ至リニ
人ニ達ニサルトキ若ハ其後二人ニ達ニサルニ至リタルトキハ投票管理者ハ半額投票立
於ケル半額正分ノ選舉人名簿ニ登載セラレタル者、中ヨリ二人ニ達スル迄ノ投票立会
人ヲ選仕シ直ニ之ヲ本人ニ通知シ投票ニ立合ハシムベシ但シ委員ノ選舉ヲ行ハサル
正分ニ付テハ此ノ限ニ在ズ。

地方自治法第三十條第三項第七項、乃至第九項、第十一項、規定ハ投票立会人ニ
付之ヲ準用シ。

第十五條ノニ 衆議院議員選舉法第二條、第十三條乃至第十條、第百四十一條及
第百四十六條並ニ衆議院議員選舉法中改正法律（昭和二十年法律第四十二号）
附則第八項第九項、規定ハ市町村農地委員会、委員、選舉二付之ヲ準用ス。
但シ衆議院議員選舉法第十三條中十一月五日トアルハ次年、一月二十日、同法
第十七條第一項中十二月二十日トアルハ次年、三月五日、同條第二項中次年、

(七)

十二月十九日トアルハ次次年、三月四日トス。

第十五條、八 地方自治法第十條、第十九條第四項、第二十條、第二十一條、
第二十四條第一項、第二項、第四項、第二十九條、第三十一條、第一項、第三十二條第一
項、第三項第四項、第三十三條、第三十四條、第三十五條第一項、第三十六條第一項、
第三十七條乃至第四十條、第四十一條第一項、第四十二條乃至第五十二條、第五十三
條第一項乃至第三項第五項、第六項、第五十五條乃至第五十七條、第五十八條第
一項第三項乃至第六項、第五十九條乃至第六十一條、第六十二條第一項第二項、
第六十三條、第六十四條、第六十六條第一項乃至第四項、第六項第八項、第六十七
項第一項但書の得票率吾ニシテ等六十之餘等六十之餘第一項の規定前記に至じた場合において
得票者ハあらず、又はその期間経過後に生じた場合にあつて前條第一項
若しくは第六十條第十一項の規定の適用を受けて得票率があらざレトアルハ
「事由が生じた場合において前條第一項但書の得票者かあらざレトアルハ
」

第十五條、二第三項各号、正令ニ付投票立会人二人ニ達ニガルトキ若ハ二人ニ達ニ
ガルニ至リタルトキ又ハ投票立会人ニシテ參会スルモノ投票所開きや時刻ニ至リニ
人ニ達セガルトキ若ハ其後二人ニ達ニタルニ至リタルトキハ投票管理者ハ当該投票立
於ケル事務正令ノ選舉人名簿ニ登載セラレタル者、中ヨリ二人ニ達スル迄ノ投票立会
人ヲ選仕シ直ニ之ヲ本人ニ通知シ投票ニ立会ハシムベシ但シ委員、選舉ヲ行ハズル
正令ニ付テハ此ノ限ニ在ズ。

地方自治法第三十條第三項第七項乃至第九項第十一項、規定ハ投票立会人ニ
付之ヲ準用ス。

第十五條、一衆議院議員選舉法第二條、第十三條乃至第十七條、第一百四十一條及
第一百四十六條並ニ衆議院議員選舉法中改正法律(昭和二十年法律第四十二号)
附則第八項、第九項、規定ハ市町村農地委員会、委員、選舉ニ付之ヲ準用ス。
但シ衆議院議員選舉法第十三條中^{第一項}十一月五日トアルハ次年、一日江戸日、同法
第十七條第一項中十二月二十日トアルハ次年、三月五日、同條第二項中次年、

(七)

十二月十九日トアルハ次次年、三月四日トス

第十五條、八地方自治法第十七條、第十九條第十四項、第二十條、第二十一條、
第二十二條第一項、第二項、第四項、第二十九條、第三十一條第一項、第三十三條第一
項、第三項第四項、第三十三條、第三十四條、第三十五條第一項、第三十六條第一項、
第三十七條乃至第四十條、第四十一條第一項、第四十二條乃至第五十二條、第五十三
條第一項乃至第三項、第五十四項、第五十五條乃至第五十一條、第五十八條第
一項、第三項乃至第六項、第五十九條乃至第六十一條、第六十二條第一項第二項、
第六十三條、第六十四條、第六十六條第一項乃至第四項、第六十七條、第六十八條、
第六十九條、第七十條、第七十二條第一項第二項、
、第七十三條^{及第百三十八條}規定ハ普通地方公共團體、長及都道府縣、議會、議員、選
舉ニ關スル部除ク、外市町村農地委員會、委員、選舉ニ付之ヲ準用ス但シ
地方自治法第四十條及第四十七條中「第三十條」規定トアルハ農地調整法第
十五條、六の規定ト、第六十條第三項中「第九十二條若しくは第一百四一條トアル
ハ「農地調整法第十五條、二丁」ト、第六十二條第一項中「選舉を行ひよ」で準

選人を定めることができない又は、に選挙を行わないで当選人を定めてもなお審議員の不足数（選挙區がないときは議員の定数）の六分の一を超えて至一にとどくアリ。第六十三條第一項中「選挙を行わないで当選人を定めることが必ず苦しくは選挙を行わないで当選人を定めてもなおその欠員の数の前條第一項にいう当選人の不足数と通じて当該選挙区における議員の定数（選挙区があるとして、は議員の定数）の六分の一を超えるに至ったときアルハ「選挙を行わないで当選人を定めることができないとき」市町村農地委員会、都道府県知事の承認を得てとぞ除く。第六十三條第二項中「第六十條第一項の期限前に普通地方公共団体の議会の議員に欠員を生じた場合」とアルハ「市町村農地委員会の委員に欠員を生じた場合」と、「当選人とからなるいた者があること」又はとの期限経過後にこれら十五條十九とす。

の事由を生じた場合において第五十五條第二項若しくは第六十條第十一項に規定適用を受けに得票者で当選人となるかたる者は、又は「トアルハ「当選人となりながれた者」が主とぞは」と、第二十二條第一項中「第十章及び第十二章並びに第三百四十條第二項」トアルハ「第十章及び第三百四十條第二項」トス

第五十五條十九を第五十五條、二十五とし、第五十五條、十を削る。

第五十五條、十五第二項、第三号中「農地關係」を「農地開墾等」に改め、同條を第十五條、九とす。

第五十五條、十六を第五條、十とす。

第五十五條、十一を次のように改め。

第五十五條、十一市町村農地委員会、不委員（第五條、二第十三項）、規定ニ依り選任セラレタル不委員ヲ除シハ各該市町村農地委員会、認直セラレタル市町村ヲ包括スル都道府縣ニ設置セラレタル都道府縣農地委員会、委員、選挙権ヲ有ス市町村農地委員会、委員、被選挙権ヲ有スル者ハ各該市町村農地委員会、設置セラレタル市町村ヲ包括スル都道府縣ニ設置セラレタル都道府縣農地委員会、委員、被選挙権ヲ有ス

第十五條、十二を第十五條ウニトス。

第十五條、十一の次に次へ一條を加え。

第十五條、十二 都道府縣農地委員会、委員ハ各選舉区ニ於テ之ヲ選舉人前項、選舉区ハ第十五條、二第三項各号、区分每ニ省令、定ハレ所ニ依リ都道

府縣、選舉管理委員会之ヲ定ム

都道府縣農地委員会ハ、委員、選舉ニ於ケル事務ノ所屬、選舉区ハ選舉人、住所、アル市町村ニ依リ之ヲ定ム

第十五條、十三 次ハトウニ改め。

第十五條、十三 都道府縣農地委員会ハ、委員、選舉ニ關スル事務ハ、都道府縣選舉管理委員会之ヲ管理ス。

第十五條、十四 第二項を次ハトウニ改め、同條を第十五條、二十一とす。

主務大臣ハ中央農地委員会、請求ニ因リ都道府縣農地委員会、解散ヲ命ぐルコトヲ得

第十五條、十三の次に次ハ三條を加え。

第十五條、十四 都道府縣選舉管理委員會ハ、都道府縣農地委員會、委員、選舉ヲ行フ場合ニ於テ都道府縣農地委員會委員選舉人名簿ヲ第十五條、十二ニ於テ準用スル第十五條、二第三項各号、区分ニ從ヒ各選舉区毎ニ調製シ其、指定シタル場所ニ於テ之ヲ開催人、選舉ニ係スベシ

前項、選舉人名簿ハ氏名及其、者、屬スル市町村農地委員會、名稱等ヲ記載スベシ

地方自治法第二十六條第一項、第三項、前段第四項第六項、規定ハ第一項、選舉人名簿ニ付之、準用ス

第十五條、十五 都道府縣農地委員會、委員ハ、選舉、投票区ハ都道府縣、選舉管理委員會、是ハル所ニ依ル

前項、規定ニ依リ投票区ヲ設アクトキハ都道府縣、選舉管理委員會之ヲ告示スシ
第十五條、十六 都道府縣選舉管理委員會特ニ以安アリト認ハルトキハ、都道府縣農地委員會、委員、選舉、開票区ヲ設ケコトヲ得

前條第二項、規定ハ前項、場合ニ之ヲ準用ス

第十五條、十七を於テようハ改メス。

第十五條、十八 第十五條、二 第三項乃至第十五條 第十三項 第十四項 本文及第十五條、六、規定ハ都道府縣農地委員会ニ付之ヲ準用ス

第十五條、十八 第一項及公第二項中「議決」下に「決定又は裁決ヲ含ム」を加え、同様を第十五條、二十八とし、第十五條、十九及公第十五條、二十中「第十五條、十五」を「第十五條、九」に改め、第十五條、十九を第十五條、三十一とし、第十五條、二十を第十五條、三十二とする。

第十五條、十七の次に次の三條を加える。

第十五條、十八 地方自治法第七十條、第二十一條、第二十四條第一項第二項第四項、第十二條第一項乃至第四項第六項第七項、第二十九條、第三十一條第一項、第三十二條第一項第三項第四項、第三十三條、第三十四條、第三十五條第一項、第三十六條第一項、第三十七條、第三十九條、第四十條、第四十一條第一項、第四十二

條乃至第五十二條、第五十三條第一項乃至第三項第九項乃至第十一項、第五十五條乃至第五十七條、第五十八條第一項第三項乃至第六項、第五十九條乃至第六十一條、第六十二條第一項第二項、第六十三條、第六十四條、第六十六條第一項乃至第四項第七項第八項、第六十一條、第六十八條第二項第三項、第六十九條、第七十條、第七十一條第一項第二項、第七十二條及第一百三十條、規定ハ普通地方公共團體、長及市町村、議會、議員、選舉ニ關スル部分ヲ除ク外都道府縣農地委員会、委員、選舉ニ付之ヲ準用ス但シ地方自治法第四十條及第四十一條中「第三十條の規定」トアルハ「農地調整法第十五條、十七において事由が生じた場合において前條第一項但書の得票者があるときは」トアルハ

(甲)

前條第一項、規定ハ前項、場合ニ之ヲ準用ス

第十五條、十七を次のように改める。

第十五條、十八 第十五條、二第三項乃至第廿七項 第十三項第十四項本文及第十五條、六、規定ハ都道府縣農地委員会ニ付之ヲ準用ス

第十五條、十八第一項及び第二項中「議決」ヲ下ハシ「決定又ハ裁決ヲ含ム」を加え同様至第十五條、二十八とし 第十五條、十九及び第十五條、二十中「第十五條、十五至第十五條、九」に改め 第十五條、十九を第十五條、三十一とし、第十五條、二十を第十五條、三十二とする。

第十五條、十七の次に次の三條を加える。

第十五條、十八 地方自治法第七七條、第二十一條、第二十四條第一項第二項第四項、第二十二條第一項乃至第四項第六項第七項、第二十九條、第三十一條第一項、第三十二條第一項第三項第四項、第三十三條、第三十四條、革三十五條第一項、第三十六條第一項、第三十七條、第三十九條、第四十條、第四十一條第一項、第四十二

條乃至第五十二條、第五十三條第一項乃至第三項第九項乃至第十一項、第五十五條乃至第五十七條、第五十八條第一項第三項乃至第六項、第五十九條乃至第六十一條、第六十二條第一項第二項、第六十三條、第六十四條、第六十六條第一項乃至第四項第七項第八項、第六十二條、第六十八條第二項第三項、第六十九條、第七十條、第七十二條第一項第二項、第七十三條及第一條^{百三八}、規定ハ普通地方公共團體、長及市町村、議會、議員、選舉三關ノル部分ヲ除ク外都道府縣農地委員会、委員、選舉ニ付之ヲ準用ス但シ地方自治法第四十條及第四十七條中「第三十條の規定」トアルハ「農地調整法第十五條、十六において準用する第十五條、六の規定」ト 第六十條第三項中「第九十二條若しくは第百四十一條」；アルハ「農地調整法第十五條、二十一」と、第六十二條第一項中「選舉を行ひたゞく」で當選人を定めること無く又は更に選舉を行ひたゞくで當選人を定めても當選人の不足數が第六十三條第一項にいう議員の欠員の數と通じて當該選舉区における議員の定数（選舉正當なときは議員の定数）の六分之一を超えるに至ったとすアリ、第六十三條第一項中「選舉を行ひたゞく」不當選

人を定めることができず若しくは選挙を行ひて当選人を定めてもあるその
欠員の数が前條第一項にいう当選人不足数と通じて当該選挙区における議
員の定数(選挙區なしときは議員の定数)六分の一を越えるに至ったときアル
ハ「選挙を行ひないで當選人を定めることができるない」といふ都道府縣農地本會の委
員の任期満了前六箇月以内に當選人に不足又は委員会に欠員が生じるの数が通じて二
人以下である場合において都道府縣の選挙管理委員会か主務大臣の承認を
得たときを除く。」ト、第六十三條第二項中、「第六十條第一項の期限前に普通
地方公共團體の議会の議員に欠員を生じた場合」トアルハ「都道府縣農地
委員会の委員に欠員を生じた場合」ト、「當選人となるなかつた者がゐるとき、又
はその期限経過後に二つの事由を生じた場合において第五十五條第二項若しくは第六十
五條第二項の規定の適用を受けた得票者で當選人となるなかつた者がゐるときは」トアル
ハ「當選人となるなかつた者がゐるとき」ト、第六十二條第一項中、「第十章及び第十一章
並びに第百四十條第二項」トアルハ「第十章及び第百四十條第三項」トス

オ十五條、十九、オ十五條、二オ三項各号、五分、一ニ属シ市町村農地委員会、委員、選舉権ヲ有スル者ハ当該豆分ニ属シ市町村農地委員会、委員、選舉権ヲ有スル者、二分、一以上、同意ヲ得テ同項、規定ニ依リ選舉セラレタル市町村農地委員会、委員ニシテ当該豆分ニ属スルモノ、全員、解任ヲ省令、定ムル所ニ依リ市町村、選舉管理委員会ニ請求スルコトヲ得

オ十五條、ニオ三項各号、四分、一ニ属シ市町村農地委員会、委員、選舉権ヲ有スル者ハオ十五條、十二オ一項ニ規定スル選舉豆ニ当該豆分ニ属シ其ノ者ト同一、選舉豆ニ於テ市町村農地委員会、委員、選舉権ヲ有スル者、二分、一以上、同意ヲ得テオ十五條、十七ニ於テ準用スルオ十五條、ニオ三項、規定ニ依リ当該選舉豆ニ於テ選舉セラレタル都道府縣農地委員会、委員ニシテ当該豆分ニ属スルモノ、全員、解任ヲ省令、定ムル所ニ依リ都道府縣、選

选举管理委員会ニ請求スルコトヲ得

前二項、規定ニ依ル請求アリタルトキハ都道府縣、選舉管理委員会又ハ市町村、選舉管理委員会ハ遅滞ナク其ノ旨ヲ告示スルトキ
都道府縣農地委員会又ハ市町村農地委員会ニ之ヲ通知スベシ
前項、告示アリタルトキハオ一項及オ二項、請求ニ係ル委員ハ其ノ告示ノ日ニ其ノ職ヲ失フ

オ一項及オ二項、規定ニ依ル委員、全員、解任、請求ハ此等、委員、金員、選舉アリタル日ヨリ六月内ハ之ヲ爲スコトヲ得ス

オ一項及オ二項、選舉権ヲ有スル者トハオ十五條、五カ一項、規定ニ依リ調製セラレタル選舉人名簿確定、日ニ於テ之ニ登載セラレタル者トシ其ノ二分、一、都道府縣、選舉管理委員会又ハ市町村、選舉管理委員会ニ於テ選舉人名簿確定後直ニ之ヲ告示スベシ
オ一項及オ二項、規定、適用二十テ、丁可、ニシテ、丁一、

、登載セラレタル選舉人名簿、立分トス
衆議院議員選舉法第十九條及第三十條第一項、規定ハオ一項
、同意又ハ請求ニ付之ヲ準用ス但シヤニ十九條中、但シ選舉人
名簿ニ登録セラルベキ雁定判決書ヲ所持シ選舉、当日投票
所ニ到ル者アルトキハ投票管理者ハ之ヲシテ投票ヲ爲サシムベシ
トアルハ、但シ雁定判決ニ因リ選舉人名簿ニ登載セラルベキ者
ハ此、限ニ在ラズ」トス

カ十五條、二十 郡道府縣、選舉管理委員会ハ本法ニ依リ市
町村、選舉管理委員会、權限ニ属セシメタル事項ニ付市町村
、選舉管理委員会ヲ指揮監督ス

農林大臣及全國選舉管理委員会ハ本法ニ依リ郡道府縣、選
舉管理委員会、權限ニ属セシメタル事項ニ付郡道府縣、選
舉管理委員会ヲ指揮監督ス

地方自治法第百五十一條第一項、規定ハ前二項、場合ニテ準用
カ十五條、二十一 市町村農地委員会、委員、郡道府縣農地委員会
、委員又ハ中央農地委員会、委員ハ相兼アルコトヲ得ズ

郡道府縣農地委員会、委員ハ郡道府縣、議会、議員ト相兼アルコ
トヲ得ズ
カ十五條、二十二 委員ハ任期ハ二年トス
特別、事由アルトキハ郡道府縣知事ハ才十五條、ニ才十三項（才
十五條、十七ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ選任シタル
市町村農地委員会、委員又ハ郡道府縣農地委員会、委員ヲ解任
スルコトヲ得

カ十五條、ニ才十四項本文ハ才十五條、十七ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）
、規定ハ前項、場合ニテ準用ス但シ終委員トアルハ終委員、過半

教トス

地方自治法第十九條第ニ項乃至第十四項ノ規定ハ委員ノ仕期ニ付
之ヲ準用ス

第十五條、二十三ノ次に次の一條を加える。

第十五條、二十四 委員ハ自己並ニ同居、親族及其配偶者ニ問スル
事件ニ付議事ニ參與スルコトヲ得ズ但シ市町村農地委員会又ハ郡
道府農地委員会同意アリタルトキハ會議ニ出席シ發言スルコトヲ
得

第十五條、二十五ノ次に次の一條を加える。

第十五條、二十六 地方自治法第百二十七條第十一項第十三項才四項及
方百二十八條、規定ハ市町村農地委員会又ハ郡道府農地委員会
ノ委員、資格ノ有無、決定ニ付スルコトヲ準用ス

第十五條、二十七 本法ノ規定ニ依ル市町村農地委員会ノ処分一
十

四條、四又ハ農地調整法ノ一部を改正する法律（昭和二十二年法律
第百四十一号）附則第十三條第三項ニ規定スル裁定ヲ除クニ付シ不
服アル者ハ处分ノアリタル日より二月内ニ郡道府縣知事ニ訴願ス
ルコトヲ得

郡道府縣知事前項ノ規定ニ依リ提起セラレタル訴願ニ付シ
次ヲ爲サントスルトキハ郡道府縣農地委員会、観察ヲ聽クシ
ヲ要ス

第十五條、二十八の次ハ次の二條を加える。

第十五條、二十九 郡道府縣知事ハ農地周保等、調整、タメ必要ア
ルトキハ本法ニ依リ市町村農地委員会、権限ニ属セシタル事項
ヲ郡道府縣農地委員会ニ處理セシムルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テ同項ノ規定ニ依リ郡道府農地委員会ニ處理
セシムル事項ニ關シテハ本法ニ依リ郡道府縣農地委員会、権限ニ属

セシタル事項ハ郡道府縣知事之ヲ處理シ本法ニ依リ郡道府縣農地委員会ニ付シテ為スベキ許願、提起ハ郡道府縣知事ニ付シ之ヲ行フモノトス

オ十五條ノ三十二の次に次の一條を加える。

オ十五條ノ三十三 農地用保、調整ニ要ス生費用ハ國庫ニ於テ之ヲ負担ス但シ当事者ノ申出ニ依リ市町村農地委員会又ハ郡道府縣農地委員会が小作用保、相隣用保其、他農地等ノ利用關係ニ付行フ幹旋ニ要スル費用ハ市町村又ハ郡道府縣ノ負担トス

オ十七條中「行政官廳」を「主務大臣又ハ郡道府縣知事」に、「當該官吏更」を「當該官吏員」に改める。

オ十七條ノ二十一項中「六項」を「十一項」に改める。

オ十七條ノ五十号四号中「當該官吏更」を「當該官吏員」に改める。

二條 前條中農地調整法等四條り改正規定は、この法律施行の際現行存

アヨ同様第六項の土地又は建物に関する契約で當該契約に係る権利の設定又は移転に関する登記及び當該土地又は建物の引渡し民法(明治二十九年法律第百八十九号)第百八十三條及び第百八十四條に規定する引渡し除く)のうち水道が完了してしまつてからにつけても適用する。

第三條 第一條中農地調整法第九條^{第二項、第三項又は第七項}改正規定は、^{生水道水生}總行^{總行}實際現行

地ノ上に存する賃貸借に適用する。

第一條 この法律施行の際現に市町村農地委員会又は都道府県農地委員会の委員である者は、改正前の農地調整法第十五條一二第三項第一号から第三号まで(改正前の同法第十五條ノ一七において準用する場合を含む)の規定により選挙された委員にあつては、それより改正後の同法第十五條二第三項第一号から第三号まで(改正後の同法第十五條ノ一七において準用する場合を含む)の規定により選挙された委員とみなし、改正前の同法第十五條二第八項(改正前の同法第十五條ノ一七において準用する場合を含む)の規定により選挙された委員にあつては、改正後の同法第十五條ノ一七において準用する場合を含む)の規定により選挙された委員とみなし、この法律施行後最初に行われる総選挙の日まで在住するものとする。

前項に規定する者は、農地調整法第十五條三及が第十五條八又は同法第十五條ノ一八の改正規定により被選挙権を有しなくなつた場合でも、この法律施行後最初に行われる総選挙の日まで在住するものとする。

第一項に規定する委員の定数は、農地調整法第十五條二(同法第十五條ノ一七において準用する場合を含む)の改正規定により、この法律施行後最初に行われる総選挙の日まで

間は、なる。從前の規定による。

第二條 この法律施行後第六條の規定による市町村農地委員会の委員の総選挙又は都道府県農地委員会の委員の総選挙が行われる場合は、農地調整法第十五條ノ一九第一項十八の改正規定にかかるず、委員の選挙及び補充は行わない。

この法律施行後第六條に規定する総選挙の日まで在住は、農地調整法第十五條ノ十九第一項及が第十二項ハ改正規定にかかるず、同項の規定による市町村農地委員会又は都道府県農地委員会の委員の解任と請求をすることができない。

第六條 この法律施行後最初に行われる市町村農地委員会又は都道府県農地委員会の委員の総選挙の期日は、政令で定める。

前項の総選挙に用いる選挙人名簿の調製、総覧、修正の中止及び決定並びに確定に関する期日

及公期用等は、農地調整法第十五條ノ一五及び第五條ノ一の改正規定にかかるず政令で定める。

前項規定により調製された市町村農地委員会委員選挙人名簿は、昭和二十六年四月十九日ま

るまでに提出せらる。

昭和二十六年にあつては、農地調整法第十五條ノ一第一項ハ改正規定にかかるず、同項の規定による市町村農地委員会委員選挙人名簿は、調製しない。

第七條 改正前の農地調整法又はこれに基いて発する命令によつてした
乎統毛地の行為は、これらが改正前の規定に相当するこゝ法律又は
これに基いて發する命令も規定によつてした乎統毛地の行為とみ取る。
第八條 白作農創設特別法(昭和二年法律第四十三号)第一項を次のよう
に改正する。

第八條第十五項を第十六号として、第十五号を第十七号とし、第五
号として次の一項を加える。

五 昭和二十三年七月十五日現在において民法施行法(明治三十二年法律
第二十号)第百七條に規定する承小作権の目的とまつていた
農地(同日以後道法に自作地となつた農地を除く)、
第百零六条第三項及び第四項として次の二項を加える。

前條第十一項の規定に於ては、農地を所有する者で自

ら耕作の業務を営むもの又はその者の同居の親族若しくはそ
の配偶者が耕作の業務を営むものが第二條第十四項に規定する
特別の事由以外の正当の事由に因つてその農地のある市
町村の区域内に住所を有しなくなつた場合において、引き
続ぎ者若しくは配偶者又はその者と同居していた二親等内の
の血族が当該農地
を営んでおり且つ、当該農地の所有者が当該農地のうち市町
村の区域内に住所を有するに至り見込があつと市町村農
地委員会が認めるときは、当該市町村の区域内に
住所を有するものとみなす。

市町村農地委員会は、前項の規定により当該市町村の区域内に住所を有するものとみなされる者を二年ごとに審査し、同項に該当するかどうかを決定しなければならぬ。

第一項又は第二項の規定による承従権の設定は、その登記が至くとも、当該地が、電線路の施設の用に供されていました限り、その承従地の所有権を取得した者にこれもつて対抗することができること。

第十五條(第十三項中「農地」を「宅地」と同様)
第十五條(第十三項中「牧野」を「農業」と同様)
ニよりして命令の定めと同様により、牧野においては、
之に改め、同條第ニ項として次の一項を加える。

政府は、左の各号の一に該当する場合は、前項の規定による宅地又は建物の買収をし、

一 宅地につき賃借権・使用賃借権による権利若しくは地上権を有する者又は建物につき賃借権を有する者並びにこれら者の同居の親族及びそり配偶者の主たる所得が農業以外の職業から得られる場合

二 宅地又は建物の所有者が近く自ら使用する事と相当とする場合

三 宅地又は建物の位置、環境及び構造等により買収を不適当とする場合

第四十條(第ニカ四項中「二号以下を一号下の縁」以下「二号」として次の一号を加える。)

二 昭和二十三年七月十五日現在において、民法施行法第百四十七条
に規定する承小作権の目的とするとしていた牧野(同日以後適用)
自作牧野を除く。

第四十六條(第ニ項中「前項」を「一項」)に、「市町村農地委員会」を「都道府県知事・市町村長又は市町村農地委員会」に改り、同條第ニ項の次に次の二項を加える。

〔前項に規定する国有財産については、省令で国有財産法の特例を
定めることとする。〕

第十九條第ニ項中「三十條の二」を「三十條の二の三」に、「三十條の二」を「三十條の二の二」に改める。

ナニ九條、前條中「自依農創設特別措置法」第3項の改正規定は、同法第3條の規定による場合を含む。」を加え、同條第2号中「當該官吏」を「當該官吏及員に改める。

ナニ五條中「ナニ二号又はナニ三号」を「ナニ一号、ナニ三号又はナニ四号」に改める。

ナニ九條、前條中「自依農創設特別措置法」第3項の改正規定は、同法第3條の規定による場合を含む。」を加え、同條第2号中「當該官吏」を「當該官吏及員に改める。

ナニ五條中「自作農創設特別措置法」第5條第1項の規定によると甲請け、

ナニ十條、自作農創設特別措置法」第5條第1項の規定によると甲請け、

ナニ十條、自作農創設特別措置法」第5條第1項の規定によると甲請け、

ナニ十條、自作農創設特別措置法」第5條第1項の規定によると甲請け、

ナニ十條、小作調停法（大正十三年法律第十八号）第一部を次の通りに改正する。

ナニ五條中「市町村長及郡長」と「市町農地委員会（当該工場）、所在地ニ農地調整法第10条、ニ才三項、規定ニ依り設置セラレタル地主農地委員会、アルトドハ当該地主農地委員会以下同ジ及市町村長シハ改めリ。

ナニ才三項中「市町村長及郡長」と「市町農地委員会及市町村長シハ改めリ。

ナニ九條の次に次の一條を加える。

ナニ九條、ニ裁判所調停、申立て受理シタルトキハ調停前に争議事案、目的ケル工場、所在地ノ市町農地委員会ヲシテ勧解ヲ為すシタルコトヲ要ス但シ当該争議ニ付既ニ市町農地委員会、勧解ヲ經ケル場合其ノ他争議、実情ニ鑑ミ市町の調停委員会、勧解ヲ不適当ト認ムル場合ハ此、限ニ在ラバナニ二條の前條、規定ニ拘ラズシテ何時ニテモレバ改めリ。

ナニ九條中「市町村長又ハ郡長」と「市町農地委員会又ハ市町

ナニ九條、小作官、前條、市町村長又ハ郡長シテ「ナニ才三項、市町村農地委員会又ハ市町村長シハ改めリ、同條亘第十八條ノニヒシ方十一條の次にナニ二條を加えリ。

ナニ十八條、裁判所調停ヲ為サントスルトキハ小作官又ハ小作主事、

意見の照りコトヲ要ス

オ十九條及オ二十條中「小作官」を「小作官又ハ小作主事」に改
メス。

オ二十九條オ一項中「調停ニ適当ナル者」と「郡道府縣」推
属シタル者其、他調停ニ適當ナル者しに改メス。

オ四十三條中「市町村長及郡長」を「市町村農地委員会及市
町村長」に改メス。

オ十二條「市町村農地委員会及び郡道府縣農地委員会」委員の任期
年に同す。特例に同丁の法律（昭和二十三年法律二百七十三号）は、
廢止メス。

附則

二の法律は公布の日から施行する。但し、オ一條中「農地調整
法」九條オ三項の改正規定は、昭和二十五年一月一日から
施行する。

理由

農地委員会の階層別構成を改め、農地委員会の委員の選舉手続を議院議員
選舉法及び地方自治法に準ずるようにして、土地、建物等の買取基準を明確にし、
不在地主の範囲を改メス。

民法施行前に設定された永小作权を整理すると共に小作調停制度を改正する
事の必要があるからである。これが、この法律案を提出する理由である。

農地調整法の一部を
改正する等の法律案

老徑集

三

卷之三

第四條第一項中「放牧地ヲ除ク」の下に「以下本條ニ於テ同ジ」を加え、同條

第二項中「前項」を「第一項」に改め、第一項の加1回次の二項を

前項一語曰之謂小城也。小城者，不外乎一里也。

以下本項ニ於テ同ジ）ヲ取扱セントスル者又ハ其ノ同居ノ親族若ハ其ノ配偶

未之嘗識其本，也。自是日見其大，北重其勢。

前項ニ關タル權利ヲ取扱セントスル者か當該權利ヲ取扱スルコトニ因リ其

ハ皆ニハ第ハ自題ハ那般若ハ其ハ既悟者ハ所有シ老ハ無作ハ業ハノ自然ニ依
人し樂也。而眞才子ナリ。又其詩文之才也。其詩文之才也。其詩文之才也。

卷之三

同條第3項ノ規定ニ依リ当該区域ニ付定メラレタル同号ノ面積ニ代ルベキ面積がアルトキハ其ノ面一ヲ超ユル場合又ハ此時ノ者ノ所有シ若ハ耕作者ハ該畠ノ業務ニサスル農地、保東地若ハ放牧地、面積ノ合計が同法第四十條ノ二第一項第三尋ノ面積（同條第二項ニ於テ準用スル同法第三條第三項ノ規定ニ依リ当該区域ニ付定メラレタル同号ノ面積ニ代ルベキ面積がアルトキハ其ノ面積）ヲ超ユル場合但シ市町村農地委員会が調査所置知事ノ認可ヲ受ケテ當該権利ヲ取得セントスル者ノ當ハ耕作者ハ該畠ノ業務ヲ適正ト認メタル場合ヲ除ク

三 前項ニ掲タル権利ヲ取得セントスル者が當該権利ヲ取得スルモ莫ノ者又ハ同居、親族若ハ隸ノ配偶者、耕作者ハ該畠ノ業務ニ付スル農地、林草地又ハ放牧地ノ面積ノ合計が北海道ニ在リテハ二町歩、都府縣ニ在リテハ三反歩ヲ基準トシテ都道府廳舎知事ノ定メタル面積ニ達セヤル場合但シ市町村農地委員会ガ都道府廳舎知事ノ認可ヲ受ケタル場合ヲ除ク

四 農地、林草地又ハ放牧地ニ付耕作者ハ該畠ノ業務ニ付スルコトヲ目納トシテ該定セラレタル地ニ在、承小保枝、賃借地又ハ使用耕作ニ依ル権利ヲ有スル者が當該工地ヲ賃貸セントスル場合但シ賃貸セントスル者ノ疾病ニ因リテ

自う耕作者、承第又ハ放牧又ハ放牧スルコト能ハホル構成ノ他特別ノ事由ニ因リテ一時転貸セントスル場合ヲ除ク

五 及ハ他前項ニ掲タル権利ヲ取得セントスル者が當該権利ノ目的タル農地、採草地又ハ放牧地ヲ耕作者又ハ養蚕、業務ニ付スルコトニ因リ当該土地ニ付テノ被業生産ノ低下ヲ采スコト謂ナル場合

都道府廳舎第一項ノ許可ヲ得サントスル場合ニ於テ同項ニ掲タル権利ヲ取扱セントスル者が耕作者以外、用ニ供スル面積五十坪ヲ超ユル面積ノ農地ニ付テ同項ニ掲タル権利ヲ取得セントスルトキハ予メ農林大臣ノ承認ヲ受クベシ。

第四條に第六項として次の一項を加えん

第一項及前二項ノ規定ハ自作農創設特別措置法第二十九條第二項ニ於テ準用スル同法第十六條ノ規定又ハ同法第四十一條第一項ノ規定ニ依リ政府ノ賣渡シタル土地（第一項、土地ヲ除ク）又ハ建物ニ付之ヲ準用ス

第五條第三号中「農地」を「同條第一項又ハ第六項ニ規定スル土地又ハ建物」に改め。

第六條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同條第一項の次に次の二項を加える。

都道府県知事前項ノ許可ヲ施サントタル場合ニテ當該許可ニ係ル農地ノ面積が五千坪ヲ超ユルトキヘ同一ノ事業ノ目的ニ供セラルル農地ノ面積、合計が五千坪ヲ超ユル場合オ否ムハ予メ農林大臣ノ承認を受ケン

諸文様に第四項として次の二項を加へる。

第一項及前項ノ規定ハ自作農創設特別措置法附四十一條第一項ノ規定ニ依リ土地ヲ賃受けタル者其ノ土地ヲ林草若ハ家庭ノ放牧又ハ農地ノ開墾若ハ農地ノ開墾二坪づ土地ノ利用以外ノ目的ニ供スル場合ニシテ準用ス

第八條第二項中「耕種了期六月乃至一年内」の下に「(貧窮人ノ疾病ニ因

リテ自ラ耕作スルコト能ヘガル為其ノ他特別ノ事由ニ因リテ一時賃貸借ヲ有シタルコト明ナル場合ハ期向了前一月乃至六月内)」を加え、同項但書を削り、同條第三項に次の但書を加える。

但シ賃貸階ノ解約が小作農法ニ依ル調停ニ依リ為サレタル場合ハ此ノ限ニ往ラズ

諸文様に第七項として次の二項を加へる。

農地ノ賃貸階ニ附シタル解除條件又ハ不確定用假ハ之ヲ定メガルモノト看做ス

第九條ノ二第ニ項中「第九條ノ三名号」を「第八條ノ三第一項名号」に改め、「同款」と「同項」改め。

第九條の三第一項を加える。

前項但書、規定ニ依ル許可ハ省令ヲ以テ定ムル場合ニハ町村農地委員会ノ

承認ヲ以テ之ニ化フルコトヲ得

第十九條、四第第一項及び第四項中「前條各号」を「前條第一項各号」に改める。

第十九條、五第一項中「行政官厅」を「主務大臣又ハ都道府縣知事」に、「第

九條、三各号」を「第九條、三第第一項各号」に改める。

第九條ノ六之次の如きに改めタ。

第九條ノ六削除

第十四條ノ二第二項とシイ次の二項を加へタ。

小作賃借法並ニ第十條乃至第十二條及第十四條、規定ハ薪炭林、採草地又ハ放牧地、薪炭借入者其ノ使用收益ヲ目的トスル契約ニ付之ヲ準用ス但シ此等一規定中「小作官又ハ小作主事」トアルハ「小作官又ハ小作主事及林業又ハ畜産、事務ニ從事スル都道府縣知事、吏員ニシテ都道府縣知事、指定スルモノ」

」トス

二、内

第十五條第ニ項第二号中「農地關係」を「農地關係等」に改める。

第十五條、二第二項中「第八項」と「第十三項」に改め、同様第三項を次の

ように改めタ。

香園ハ其ノ名号ノ区分ノ一二種シ被送家産ヲ有スル者ニ就キ當該区分二種シ
被送種ヲ有スル者ノ被送シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

一 北海道三種リテハ直取歩、都府縣三種リテハ三段歩ヲ超ユル面積ノ小作
地三付耕作、菜園ヲ曾ム有

二 前号ニ據タル面積ヲ超ユル面積ノ小作地ヲ所有スル者

三 耕作ノ菜園ヲ曾ム有ハ農地ヲ所有スル者ニシテ前二号ニ該当セカルテ

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ小作地ヲ所有シ且ツ小作地ニ付耕作ノ菜園ヲ曾ム
有スル者ニ在リテハ其ノ者、所有スル小作地ト莫ニ者、耕作ノ菜園ノ目的ニ狀スル

小作地トノ面積ノ差ニ依リ同項各号ノ区分ヲ定ム

第十五條ノニ第五項に次の後段を加へる。

小作ヒヲ所有スル者ノ同居ノ親族若ハ其ノ配偶者又ハ小作地ヲ所有スル者ノ親族若ハ其ノ配偶者ニシテ命令ヲ以テ定ムル特別ノ事由ニ因リ莫ノ者ト同居セタルニ至リタルモノ所有スル小作地ニ付木同ジ

第十五條ノニ第五項の次に次の二項を加へる。

前三項ニ於テ小作地トハ耕作ノ業勢ヲ營ム者ガ賃借權、使用貸借ニ依ル權利、地主權、承小作權又ハ債權ニ基キ耕作ノ業勢ノ目的ニ依スル賃借ヲ謂フ同項ノ規定、適用ニ付テハ耕作ノ業勢ヲ營ム者、同居ノ親族又ハ其ノ配偶者ガ有スル前項ニタル權利ハ乙ラ当該耕作ノ業勢ヲ營ム者、有スルモノト看做ス

第十五條ノニ第六項の次に次の二項を加える。

第三項及第四項ノ規定ノ適用ニ付テハ農地、面積ハ土地台帳ニ登録セテレタル地積ノアル農地ニ在リテハ當該地積（市町村農地委員会當該地積ヲ以テ舊シク不相當ト認メ別段ノ面積ヲ定メタルトキハ其ノ面積）
土地台帳ニ登録セラレタル地積ナキ農地ニ在リテハ市町村農地委員会ノ定メタル面積トス。

第三項各号ノ区分ハ選舉權又ハ被選舉權ヲ有スル者、登載セテレタル萬十五保ノ五、規定ニ依リ開票セラレタル選舉人名簿ノ区分ニ依ル但シ選舉人名簿ニ登載セラレタル者ニシテ選舉人名簿ニ登載セラルベキモノノ被選舉權、区分ニ付テハ當該選舉人名簿調取ノ期日ニ依リ之ヲ定ム選舉人名簿ニ登載セラレタル者ニシテ選舉人名簿ニ登載セラルベキ確定判決書ヲ所持スル者ノ選舉權ノ区分ニ付木同ジ

第十五條ノニ第六項の文末に後める。

第六項ノ規定ニ依リ選舉セラルベキ選舉ノ定数ハ同項第一号ノ区分ニ属スル

者ニ在リテハ二人、同類第二号ノ区分ニ属スル者ニ在リテハ二人、同類第三号ノ区分ニ属スル者ニ在リテハ二人トス

第十五條ノ二既十二箇後段を次のように改める。

比ノ場合ニ於テ同項各号ノ区分ニ属スル者ニ付増加スベキ年額ノ定数ノ比率八前項ニ規定スル亞額ノ定数ノ比率ニ等シテコトヲ尊シ且増加スベキ年額ノ定数八十人ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十五條ノ三第一項中「同居、親族若ハ莫、配偶者」の下に「ニシテ年齢二十歳以上、モ」を、同項に次の但書を加え、同條第ニ項中「第四項」を「第五項及第九項」に改める。

但シ農地ヲ所有セズ且市町村農地委員会が省令、定ムル所ニ依リ耕作ノ年勢二品目從事セタル者ト認メタル者ハ此ノ限ニ在ラズ

三、外

第十五條、四八六第十五條、八十六を次のように改める。

第十五條、四 市町村農地委員会ノ委員、選舉ニ因スル勢力ハ市町村、選舉管理委員会之ヲ管理人

第十五條、五 市町村、選舉監督委員会ハ命令、足ムル所ニ依リ申請ニ基ギ毎年十二月一日現在ニ依リ延、選舉價格ヲ調査シ第十五條、二第ニ項各号ノ区分每ニ市町村農地委員会委員選舉人名簿ヲ調取ヘベシ

前項ノ場合ニシテ申請ナキトキ又ハ申請ニ錯誤有ハシアルトキハ市町村、選舉監督委員会ハ調査ヲ以テ選舉人名簿ヲ調査シ又ハ之ヲ修正スルコトヲ附選舉人ノ年齢ハ選舉人名簿確定、期日ニ依リ之ヲ算定ス

選舉人名義ニハ選舉人、氏名、住所及生年月日並ニ其ノ者、所有シ若ハ耕作ノ業勢ヲ當ハ農地又ハ其ノ者、所有シ若ハ耕作ノ業勢ヲ當ハ小作地（第十五條ノ三第二項ニ於テ準用スル第十五條ノ二第十五條、一文ニ依リ其ノ者、所持

スル県地ト直做サレタル県地ヲ合ム)、面積等ヲ記載スベシ但シ第十五條ノ
三第一項ニ規定スル同居ノ親族又ハ親ノ配偶者タル選舉人ニ付テハ氏名及生
年月日等ヲ記載スルヲ以テ足ル
第十一條ノ二第大項及第小項ノ規定ハ前項ノ場合ニ及バ選用ス

前項ノ面積ハ第十五條ノ二第十九項ニ規定スル面積トス

第十五條ノ大 委員候補者ハ各投票區ニ於ケル自己ノ登載セラレタル選舉人名
簿ニ登載セラレタル者ノ中ヨリ本人ノ承諾ヲ得テ投票立会人タルベキ者一人
ナ定メ選舉ノ期日前二日迄ニ投票管理者ニ又オ届出ツルコトヲ得但シ同一人
ヲ届出ツルコトヲ妨げズ

前項ノ届出アリタル者一秀員候補者死亡シ又ハ委員候補者タルコトヲ辨シタ
ルトキハ其ノ名ノ届出ニ係ル者ヲ除ク以下同ジノ第十五條ノ二第十三項各号ノ
區分ニ付二人ヲ超エザルトキハ當該區分ニ付テハ其ノ者ヲ以テ投票立會人ト
シニ人ヲ超ユルトキハ當該區分ニ付テハ届出アリタル者ニ於テ投票立會人ニ

人ヲ直選スベシ

第十五條ノ二第十三項各号ノ區分ニ付投票立會人二人ニ達セアルトキ又ハ二人
ニ達セアルニ至リタルトキ又ハ投票立會人ニシテ參会スルモノ投票所ヲ相ク
ヘテ時刻ニ至リ二人ニ達セガルトキ若ハ其ノ後二人ニ達セガルニ至リタルト
キハ投票管理者ハ當該投票區ニ於ケル當該區分ノ選舉人名簿ニ登載セラレタ
ル者ニ付テハニ達スル迄ノ投票立會人ヲ選任シ直ニ又オ本人ニ通知シ投
票立會人ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
前項ノ投票立會人ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
付之を直付ハ

第十五條ノ二 衆議院議員選舉法第二條 第十三條乃至第十七條、第百四十一
條及第百四十大條並ニ眾議院議員選舉法中改正法中、昭和二十年法律第四十
一号(制則附八項第九項)規定ハ町村農地委員会ノ委員ノ選舉ニ付テハ

用ス但シ衆議院議員選挙法第十三條中十一月五日トアルハ次年一月二十日
、同法第十七條第一項中十二月二十日トアルハ次年三月五日、同條第二項
中次年十一月十九日トアルハ次年三月四日トス

第十五條ノ八 地方自治法第七條、第十九條第四項、第二十條、第二十一條
、第二十四條第一項第二項第四項、第三十三條、第三十四條、第三十五條第一項、第三十
二條第一項第三項第四項、第三十三條、第三十四條、第三十五條第一項、第三十
三十大條第一項、第三十七條乃至第四十條、第四十一條第一項、第四十二條
乃至第五十二條、第五十三條第一項乃至第三項第十項第十一項、第五十五條
十一條、第六十二條第一項第二項、第六十三條、第六十四條、第六十五條第一項、第六
六條乃至第四項第七項第八項、第六十七條、第六十八條第二項第三項、第六
十九條、第七十條、第七十二條第一項第二項、第七十三條ノ規定ハ普通地方
内閣百三十條

公共團体ノ長及都道府縣ノ議会ノ議員ノ選舉ニ關スル部分ヲ除クノ外市町村
農地委員会ノ委員ノ選舉ニ付スラ準用ス但シ地方自治法第四十條及第四十七
條中「第三十條の規定」トアルハ「農地調整法第十社條ノ大の規定」ト甲
六十條第三項中「第九十二條若しくは第一百四十一條」トアルハ「農地調整法
第五條ノ二十一」ト、第六十二條第一項中「選舉を行わぬで当選人を定め
かること」をさす又は更に選舉を行わぬで当選人を定めておまか当選人の
不足数が第六十三條第一項にいう議員の員数と並じて当該選挙區に
おける議員の定数（選挙區がいとくは議員の定数）の大分の一を超えるに至つたときト
あることがでさす甚しく述べる事無く選舉を行わぬで当選人を定めておまかの投票力
數が前條第一項にいう当選人の不足数と並じて当該選挙區における議員の定
数（選挙區がいとくは議員の定数）の大分の一を超えるに至つたときト

月二十日

同條第二項

第31條

第30項

第2項

第1項

第412條

第515條

第1大條第

第2項、第3項

第4項

第5項

第6項

ノ外南町村

條及第417

規定」ト。^印 第

一賃地調整法

第1項を定

すが当選人の

候選者名一

を起々ちに

当選人を定め

ぶつたとモレト

(印)
第516條中三項中「事由が、第六十條第一項の期限前に生じた場合はおいて
前條第一項但書の選舉者若しくは第六十條第十項の規定の適用を受け得る
場合を有するとき、又は、その選舉結果後生じた場合はおいて前條第二項若しく
は第六十條第十一項の規定の適用を受け得る場合はおらどモレルハ「事
由が生じた場合はおいて前條第一項但書の選舉者が有する」とシトト」ト。

アルハ「選舉を行ひないで当選人を定めることができないとき（市町村農地委員会の委員の任期は前六箇月以内に当選人に不足又は委員に欠員が生じその額が同じく二人以下である場合において市町村の選舉管理委員会が都道府県知事の承認を得たときを除く。）」ト、第六十三條第二項中「第六十條第一項の期日前に普通地方公兵團體の議會の議員に欠員を生じた場合」トアルハ「市町村農地委員会の委員に欠員を生じた場合」ト、「当選人となりかかつた者があるとき、又はその期限經過後にこれらの原因を生じた場合における第五十九條第二項若しくは第六十五條第一項の規定の適用を受けた得票百四十票第二項」トアルハ「当選人とならなかつた者があるときはレトアルハ「当選人とならなかつた者があるときはレト、第七十二條第一項中「第十章及び第十一章並びに第六百四十一條第二項」トアルハ「第十章及び第六百四十條第二項」トス

第六十五條ノ九を第六十五條ノ二十九とし、第六十五條ノ十を削る。

第六十九條ノ十五第二項第二号中「農地關係」と「農地關係等」に改め、同條を第六十九條ノ九とする。

第六十九條ノ十大を第六十五條ノ十とする。

第六十九條ノ十一を次のよう改める。

第六十九條ノ十一　市町村農地委員会ノ委員へ第六十九條ノ二第十三項ノ規定ニリ選任セラレタル委員ヲ除フハ當該市町村農地委員会ノ範囲セラレタル市町村ヲ括スル都道府縣ノ範囲セラレタル都道府縣農地委員会ノ委員ノ選舉權ヲ有ス
市町村農地委員会ノ委員ノ選舉權ヲ有スル者ハ當該市町村農地委員会ノ設置セラレタル市町村ヲ括スル都道府縣ノ範囲セラレタル都道府縣農地委員会ノ委員ノ選舉權ヲ有ス
第六十九條ノ十二を第六十九條ノ二十一とす。

第十五條、十一の次に次の一條を加へる。

第十五條、十二 都道府縣農地委員会、委員ハ各選舉区ニ於テ之ヲ選舉人前項、選舉区ハ第十五條ノ二第三項各号ノ区分毎ニ省令、定ムル所ニ依リ都道府縣、選舉管理委員会ニヲ定ム

都道府縣農地委員会、選舉ノ選舉ニ於ケル選舉人、所屬、選舉区ハ選舉人住所、アル市町村ニ依リ之ヲ定ム

第十五條、十三を次のよう改め及。

第十五條、十三 都道府縣農地委員会、委員、選舉ニ於ケル選舉人、選舉管理委員会之ヲ管理ス

第十五條、十四第二項を次のよう改め、同様乞オ十五條、三十とす。

王大臣ハ中央農地委員会、請求ニ因リ都道府縣農地委員会、解散ヲ命ギルコトヲ解

五 / 内

第十五條、十三の次に次の三條を加へる。

第十五條、十四 都道府縣、選舉管理委員会ハ都道府縣農地委員会、委員、選舉ヲ行つ場合ニ於テ都道府縣農地委員会委員選舉人名簿ヲ第十五條、十七ニ於テ準用スル第十五條、二第三項名号、区分ニ従ヒ各選舉区毎ニ調製シ其ノ指定シタル場所ニ於テ之ヲ關係人、縦覽ニ供スベシ

前項、選舉人名簿ニハ以名反対ノ者、屢スル而即村農地委員会、名欄等ヲ記載スベシ

地方自治法第ニ十六條第一項第三項前後第四項第六項、規定ハ第一項、選舉人名簿ニ付之ヲ準用ス

第十五條、十五 都道府縣農地委員会、委員、選舉ノ投票区ハ都道府縣、選舉管理委員会、定ムル所ニ依ル

前項、規定ニ依リ投票区ヲ設ケタルトキハ都道府縣、選舉管理委員会ニ告

第十五條、十八、道府知事は議決を下す。第二十一条、第二十七条、第三十一条
 第四項、第二十六條第一項、第二十九條第六項第七項、第二十九條、第三十一
 條第一項、第三十二條第一項第三條第四項、第三十三條、第三十四條、第三
 十五條第一項、第三十六條第一項、第三十七條、第三十九條、第四十条、第
 四十一條第一項、第四十二條乃至第五十二条、第五十三条第一項乃至第三項
 第四十九条第一項、第五十五条乃至第五十七條、第五十八条第一項第三項
 乃至第六項、第五十五条乃至第五十九條、第五十六条第一項第一項第二
 三項、第六十七条、第六十八条第一項乃至第六项第八項、第六十七條
 第一項、第六十三條ノ規定ハ普通地方公共團体、長枝市町村ノ議会、議員ノ選挙
 ニ關スル部分ヲ除クノ外都道府縣民選挙公ノ委員、選舉二付之ヲ準用ス但

シ地方自治法第四十條至第四十九條中「第三十條の規定」トアルハ「農地調
 研究會」の員公ノ委員、選挙第一項第一項第一項第一項第一項第一項第一項
 第二項、選舉二付之ヲ準用ス

不スベシ

第十五條、十六、都道府縣議會議員会特別必要アリト認ムルト々ハ都道府
 縣議會議員公ノ委員、選挙第一項第一項第一項第一項第一項第一項第一項第一項
 第二項、規定ハ補充ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十五條、十七を次のように改めタ。

第十五條、十七、第十五條、二第十三項乃至
 第十三項第十四項本文及第
 十五條、六、規定ハ都道府縣農地委員会二付之ヲ準用ス

第十五條、十八第一項及び第二項中「議決」の下に「決定又ハ裁決ヲ含ム」
)」を加え、同條迄第十五條、二十八とし、第十五條、十九及び第十五、二十
 中「第十五條、十五」を「第十五條、九」に改め、第十五條、十九迄第十五條
 、三十一とし、第十五、二十三案十五條、三十二とする。

第十五條、十七の次に次の三條を加へタ。

-22-

整法第十五條ノ十七において準用する第十五條ノ六の規定トアリ、第六十條第
三項中「第十九十二條若しくは第八百四十一條」トアルハ「本地調整法第十五條
ノ二十一」ト、第六十二條第一項中「選挙を行わない、当選人を定めることと
がてさか又は選挙を行わないで当選人を定めても必ず当選人の不足数が六十
三條第一項にいう議員の欠員の數と通じて当該選挙区における議員の定数へ
選挙を行ないときは議員の定数」の文句を追加しに至つたとアリ、
第六十三條第一項中「選挙を行わせいで当選人を足らることなさせず若しく
は選挙を行わせいで当選人を定めてもむだとの欠員の數が前條第一項にいふ
当選人の不足数と通じて当該選挙における議員の定数（選挙区がないときは
議員の定数）の六分の一を越えるに至つたとき」トアルハ「選挙を行わせ
いで当選人を定めることとさせぬときは（部道府廳設置委員会の任期満了前六
箇月以内に当選人に不足又は委員に欠員が生じその数が通じて二人以下である

六

る場合において節道府廳の選挙管理委員会が主導大臣の承認を得たことを除
く。」ト、第六十三條第二項中「第八十條第一項の期限前に普通地方公共
團体の議員に欠員が生じた場合」トアルハ「部道府廳設置委員会の委
員が欠員が生じた場合」ト、「当選人とどちらがかつた者があるとき、又はそ
の期限超過後にこれらが原因を生じた場合において第八十五條第二項若しく
は第六十五條第十一款の規定の適用を受けた得票者で当選人とどちらがかつた
者があるとき」トアルハ「当選人とどちらがかつた者があるとき」ト、第
七十二條第一項中「第十章及び第十一章並びに第八百四十條第二項とトアルハ
「第十章及び第十四章第ニ項」トス。

-23-

附註ト申

附註六十九條第

「付定額賃支拂十五段
三段人三定め奉ニと
す當選人の不足數が六十
区における議員の定数へ
に至つたとき」トアリ、

「此二段が大きめ若しく
數が南條第一項に依
る二段はなまいときは
レハ「選舉を行わない
に至候迄の任期満了前六
箇月通して二人以下であ

(3) 第五十九條第三項中「事由が、第六十條第一項の開院前に生じた場合において
南條第一項但書の開業者名しくは第六十五條第十一項の規定の適用を受けた開
業者が名どき、又は、その期限延遷後に生じた場合において南條第二項若し
くは第六十五條第十一項の規定の適用を受けた轉業者があらざりトアルハ
事由が生じた場合に於いて前條第一項但書の開業者があらざりトアルハ

「承認二間六寸を正除
期前前に營業地方公文
正利権限地委員会の委
員あるとき、又は七
五十五條第二項若しく
三人とさうせかつた
「をもろとさは」ト、第
十條第ニ項トトアルハ

開十五深、十六開十五深、二分、一以上、同様、第一二三丁目地主の所有者、一二三丁目地主の耕種地委員会、
一、委員会、道務局ヲ有スル者ハ三段区分ニ鑑シ而町ノ事務監理會、委員会、道務
局ヲ有スル者、二分、一以上、同様、開十五深、二分、一以上、同様、第一二三丁目地主の所有者、
而町役場地委員会、三段区分ニ鑑シ而町ノ事務監理委員会ニ請求スルコトヲ開十五深、二第三
ムル所ニ依リ而町ノ事務監理委員会ニ請求スルコトヲ開十五深、二第三
第五條ノ二第三ニ属シ前町役場地委員会、委員会、道務局ヲ有スル者ハ第十一
五條ノ十二第一項ニ規定スル過参区守ニ当該区分ニ属シ其、名ト司一、道務
区ニ於テ前町役場地委員会、委員会、道務局ヲ有スル者、二分、一以上、同様、
九開十深十五深、ノ十七ニ於テ準用スル第十五條ノ二第十三項ノ規定ニ依リ当該
道務區ニ於テ道務セラレタル鄰近府縣地委員会、委員会ニシテ當該区分ニ屬
スルモノ全般、解任コ命令、足ムル所ニ依リ都道府縣、道務監理委員会ニ

前二項、規定二段ル満ナアリルトノハ解説後、選舉管理委員会又ハ市町
村ノ選舉監査委員會ハ選前トウダツノ監督シテ公文シトタルニ二部選舉委員會
解説後、選舉管理委員會

第一項及第二項、相次一依り逐段ノノ印ノ御任、議案ハ此界一意願、全員、
逐段ノリタルヨコ一人自内ハ之ヲ精入コレヲ備久
第一項及第二項、相次一依リ自人首トハ第ナ五件ノ止オ一取ノ付シテ、
取セテレタル逐案人名鑑確定、日ニ於テ之ニ登載ヒランタルモトシ禁ノニ分
ノ一、故ハ而道府縣、道學管理委員会又ハ而所相、道學監督委員会ニ於テ避
禁人名鑑確定後直ニ之ヲ皆不スベシ

ラレタル選舉人名義ノ区分トス

後第ニ項

衆議院議員選舉法第ニ十九條及第三十條第一項ノ規定ハ同一項ノ同意又ハ請
求ニ付之ヲ準用ス但シ第ニ十九條中「但シ選舉人名義ニ登録セラルベキ確定
判決書ヲ所持シ選舉、當日投票所ニ到ル者フルトキハ投票監理者ハ之ヲシテ
投票ヲ給サシムベシ」トアルハ「但シ確定判決ニ因リ選舉人名義ニ登録セラ
ルベキ者ハ此、限ニ在ラズ」トス

第十五條、二十 郡道府縣、選舉管理委員会ハ本法ニ依リ而町村、選舉管理委
員会、權限ニ属セニメタル事項ニ付所附利、選舉管理委員会ヲ指揮監督ス
候林大臣及全國選舉管理委員会ハ本法ニ依リ郡道府縣、選舉管理委員会、權
限ニ属セシメタル事項ニ付郡道府縣、選舉管理委員会ヲ指揮監督ス
地方自治法第百五十一條第一項ノ規定ハ前二項ノ場合ニシテ準用ス
第十五條ノ二イ一を次のように改メタ。

第十五條、二十一 前節利賤地委員会、委員、郡道府縣地委員会、委員又ハ
中央農地委員会、委員ハ相兼メルコトヲ解メ
郡道府縣地委員会、委員ハ郡道府縣、議會、議員ト相兼スルコトヲ解メ
第十五條、二十二至第十五條、三十四ミシ、第十五條、二十一の次に次の一條
を加エヌ

第十五條、二十二 委員ノ任期ハ三年トス
特別ノ事由アルトキハ郡道府縣知事ハ第十五條、二第十三項（第十條、十七
ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ選舉シタル市町村農地委員会、委
員又ハ郡道府縣地委員会、委員ヲ解任スルコトヲ解
第十五條、二第十四項本文（第十五條、十七ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）
規定ハ前項ノ場合ニシテ準用ス但シ總委員トアルハ總委員、過半數トス
地方自治法第百十三條第二項乃至第十四項、規定ハ委員、任期ニ付之ヲ準用ス

第十五條、二十三の次に次の一條を加へる。

第十五條、二十四、委員ハ自己及ニ同居、配偶又其ノ配偶者ニ閉スル事件ニ付議
第二参考人ルコトヲ得て但シ市町村農地委員会又ハ都道府県農地委員会、同居
アリタルトキハ会議ニ出席シ發言スルコトヲ得
第十五條、二十五、地方自治法第八十之條第一項第三項第四項及第五百二十八
條、規定ハ市町村農地委員会又ハ都道府県農地委員会、委員、資格、自原、
決定ニ付之ヲ準用ス

第十五條、二十七、本法、規定ニ依ル市町村農地委員会、廻分（第十四條、四
又ハ農地調整法の一節を改正する法律（昭和二十二年法律第三百四十九号）前則
第十三条第二項ニ規定スル規定ヲ除ク）ニ對シ不服アル時ハ廻分、アリタル日
ヨリ二月内ニ都道府県知事ニ訴願スルコトヲ得

都道府県知事前項ノ規定ニ依リ提起セラレタル訴願ニ對シ裁決ヲ有ガントス

ルトキハ都道府県農地委員会、意見ヲ聽クコトヲ得ス

第十五條、二十八、の次に次の一條を加へる。

第十五條、二十九、都道府縣知事ハ農地關係辨認室、鳥必要アルトキハ本法
ニ依リ市町村農地委員会、權限ニ属セシメタル事項ヲ都道府縣農地委員会ニ
處理セシムルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テ同項、規定ニ依リ都道府縣農地委員会ニ處理セシムル事項
ニ關シテハ本法ニ依リ都道府縣農地委員会、權限ニ属セシムル事項ハ都道府
縣知事ニ處理ニ本法ニ依リ都道府縣農地委員会ニ付シテ勘スベキ訴願、提
起ハ都道府縣知事ニ對シ之ヲ行フモノトス

第十五條、三十二、の次に次の一條を加へる。

第十五條、三十三、農地關係ノ調査ニ要スル費用ハ口座ニ於テ之ヲ負担ス但シ

-30-

当里高川出一戻り而前耕地委員会又、都府県農地委員会が小作關係、
旧播磨縣天ノ坂禁地等の利用規則ニ付ては解説ニ過ぐる業用ハ、附則又ハ
都道府縣ノ規則トス。

第十之條に「は後同様ニシテ「主張大正又ハ都道府縣知事」12、「當該官吏」
2、
3、
4、
5、
6、
7、
8、
9、
10、
11、
12、
13、
14、
15、
16、
17、
18、
19、
20、
21、
22、
23、
24、
25、
26、
27、
28、
29、
30、
31、
32、
33、
34、
35、
36、
37、
38、
39、
40、
41、
42、
43、
44、
45、
46、
47、
48、
49、
50、
51、
52、
53、
54、
55、
56、
57、
58、
59、
60、
61、
62、
63、
64、
65、
66、
67、
68、
69、
70、
71、
72、
73、
74、
75、
76、
77、
78、
79、
80、
81、
82、
83、
84、
85、
86、
87、
88、
89、
90、
91、
92、
93、
94、
95、
96、
97、
98、
99、
100、
101、
102、
103、
104、
105、
106、
107、
108、
109、
110、
111、
112、
113、
114、
115、
116、
117、
118、
119、
120、
121、
122、
123、
124、
125、
126、
127、
128、
129、
130、
131、
132、
133、
134、
135、
136、
137、
138、
139、
140、
141、
142、
143、
144、
145、
146、
147、
148、
149、
150、
151、
152、
153、
154、
155、
156、
157、
158、
159、
160、
161、
162、
163、
164、
165、
166、
167、
168、
169、
170、
171、
172、
173、
174、
175、
176、
177、
178、
179、
180、
181、
182、
183、
184、
185、
186、
187、
188、
189、
190、
191、
192、
193、
194、
195、
196、
197、
198、
199、
200、
201、
202、
203、
204、
205、
206、
207、
208、
209、
210、
211、
212、
213、
214、
215、
216、
217、
218、
219、
220、
221、
222、
223、
224、
225、
226、
227、
228、
229、
230、
231、
232、
233、
234、
235、
236、
237、
238、
239、
240、
241、
242、
243、
244、
245、
246、
247、
248、
249、
250、
251、
252、
253、
254、
255、
256、
257、
258、
259、
260、
261、
262、
263、
264、
265、
266、
267、
268、
269、
270、
271、
272、
273、
274、
275、
276、
277、
278、
279、
280、
281、
282、
283、
284、
285、
286、
287、
288、
289、
290、
291、
292、
293、
294、
295、
296、
297、
298、
299、
300、
301、
302、
303、
304、
305、
306、
307、
308、
309、
310、
311、
312、
313、
314、
315、
316、
317、
318、
319、
320、
321、
322、
323、
324、
325、
326、
327、
328、
329、
330、
331、
332、
333、
334、
335、
336、
337、
338、
339、
340、
341、
342、
343、
344、
345、
346、
347、
348、
349、
350、
351、
352、
353、
354、
355、
356、
357、
358、
359、
360、
361、
362、
363、
364、
365、
366、
367、
368、
369、
370、
371、
372、
373、
374、
375、
376、
377、
378、
379、
380、
381、
382、
383、
384、
385、
386、
387、
388、
389、
390、
391、
392、
393、
394、
395、
396、
397、
398、
399、
400、
401、
402、
403、
404、
405、
406、
407、
408、
409、
410、
411、
412、
413、
414、
415、
416、
417、
418、
419、
420、
421、
422、
423、
424、
425、
426、
427、
428、
429、
430、
431、
432、
433、
434、
435、
436、
437、
438、
439、
440、
441、
442、
443、
444、
445、
446、
447、
448、
449、
450、
451、
452、
453、
454、
455、
456、
457、
458、
459、
460、
461、
462、
463、
464、
465、
466、
467、
468、
469、
470、
471、
472、
473、
474、
475、
476、
477、
478、
479、
480、
481、
482、
483、
484、
485、
486、
487、
488、
489、
490、
491、
492、
493、
494、
495、
496、
497、
498、
499、
500、
501、
502、
503、
504、
505、
506、
507、
508、
509、
510、
511、
512、
513、
514、
515、
516、
517、
518、
519、
520、
521、
522、
523、
524、
525、
526、
527、
528、
529、
530、
531、
532、
533、
534、
535、
536、
537、
538、
539、
540、
541、
542、
543、
544、
545、
546、
547、
548、
549、
550、
551、
552、
553、
554、
555、
556、
557、
558、
559、
550、
551、
552、
553、
554、
555、
556、
557、
558、
559、
560、
561、
562、
563、
564、
565、
566、
567、
568、
569、
570、
571、
572、
573、
574、
575、
576、
577、
578、
579、
580、
581、
582、
583、
584、
585、
586、
587、
588、
589、
580、
581、
582、
583、
584、
585、
586、
587、
588、
589、
590、
591、
592、
593、
594、
595、
596、
597、
598、
599、
600、
601、
602、
603、
604、
605、
606、
607、
608、
609、
6010、
6011、
6012、
6013、
6014、
6015、
6016、
6017、
6018、
6019、
6020、
6021、
6022、
6023、
6024、
6025、
6026、
6027、
6028、
6029、
6030、
6031、
6032、
6033、
6034、
6035、
6036、
6037、
6038、
6039、
6040、
6041、
6042、
6043、
6044、
6045、
6046、
6047、
6048、
6049、
6050、
6051、
6052、
6053、
6054、
6055、
6056、
6057、
6058、
6059、
6060、
6061、
6062、
6063、
6064、
6065、
6066、
6067、
6068、
6069、
6070、
6071、
6072、
6073、
6074、
6075、
6076、
6077、
6078、
6079、
6080、
6081、
6082、
6083、
6084、
6085、
6086、
6087、
6088、
6089、
6090、
6091、
6092、
6093、
6094、
6095、
6096、
6097、
6098、
6099、
60100、
60101、
60102、
60103、
60104、
60105、
60106、
60107、
60108、
60109、
60110、
60111、
60112、
60113、
60114、
60115、
60116、
60117、
60118、
60119、
60120、
60121、
60122、
60123、
60124、
60125、
60126、
60127、
60128、
60129、
60130、
60131、
60132、
60133、
60134、
60135、
60136、
60137、
60138、
60139、
60140、
60141、
60142、
60143、
60144、
60145、
60146、
60147、
60148、
60149、
60150、
60151、
60152、
60153、
60154、
60155、
60156、
60157、
60158、
60159、
60160、
60161、
60162、
60163、
60164、
60165、
60166、
60167、
60168、
60169、
60170、
60171、
60172、
60173、
60174、
60175、
60176、
60177、
60178、
60179、
60180、
60181、
60182、
60183、
60184、
60185、
60186、
60187、
60188、
60189、
60190、
60191、
60192、
60193、
60194、
60195、
60196、
60197、
60198、
60199、
60200、
60201、
60202、
60203、
60204、
60205、
60206、
60207、
60208、
60209、
60210、
60211、
60212、
60213、
60214、
60215、
60216、
60217、
60218、
60219、
60220、
60221、
60222、
60223、
60224、
60225、
60226、
60227、
60228、
60229、
60230、
60231、
60232、
60233、
60234、
60235、
60236、
60237、
60238、
60239、
60240、
60241、
60242、
60243、
60244、
60245、
60246、
60247、
60248、
60249、
60250、
60251、
60252、
60253、
60254、
60255、
60256、
60257、
60258、
60259、
60260、
60261、
60262、
60263、
60264、
60265、
60266、
60267、
60268、
60269、
60270、
60271、
60272、
60273、
60274、
60275、
60276、
60277、
60278、
60279、
60280、
60281、
60282、
60283、
60284、
60285、
60286、
60287、
60288、
60289、
60290、
60291、
60292、
60293、
60294、
60295、
60296、
60297、
60298、
60299、
60300、
60301、
60302、
60303、
60304、
60305、
60306、
60307、
60308、
60309、
60310、
60311、
60312、
60313、
60314、
60315、
60316、
60317、
60318、
60319、
60320、
60321、
60322、
60323、
60324、
60325、
60326、
60327、
60328、
60329、
60330、
60331、
60332、
60333、
60334、
60335、
60336、
60337、
60338、
60339、
60340、
60341、
60342、
60343、
60344、
60345、
60346、
60347、
60348、
60349、
60350、
60351、
60352、
60353、
60354、
60355、
60356、
60357、
60358、
60359、
60360、
60361、
60362、
60363、
60364、
60365、
60366、
60367、
60368、
60369、
60370、
60371、
60372、
60373、
60374、
60375、
60376、
60377、
60378、
60379、
60380、
60381、
60382、
60383、
60384、
60385、
60386、
60387、
60388、
60389、
60390、
60391、
60392、
60393、
60394、
60395、
60396、
60397、
60398、
60399、
60400、
60401、
60402、
60403、
60404、
60405、
60406、
60407、
60408、
60409、
60410、
60411、
60412、
60413、
60414、
60415、
60416、
60417、
60418、
60419、
60420、
60421、
60422、
60423、
60424、
60425、
60426、
60427、
60428、
60429、
60430、
60431、
60432、
60433、
60434、
60435、
60436、
60437、
60438、
60439、
60440、
60441、
60442、
60443、
60444、
60445、
60446、
60447、<br

五條ノ十一の改正規定により被選舉权を有し、がくなつた場合でも、二の法律施行後最初に行われる總選舉の日まで、なお、當該規定により被選舉权を有するものと後最初に行われる總選舉の日まで、なお、當該規定により被選舉权を有するものとみなす。

3 第一項に規定する委員の定数は、農地調整法第十五條ノ二(同法第十五條ノイエにおいて準用する場合を含む。)の改正規定にかゝらず、二の法律施行後最初に行われる總選舉の日までは、なお、從前の規定による。

第五條 この法律施行後第六條の規定による市町村農地委員会の委員の總選舉又は都道府縣農地委員会の委員の總選舉がそれを行われたまでは、農地調整法第十五條ノ八又は第十五條ノ十八の改正規定にかゝらず、委員の選舉及び補充は、

行わない。

2 この法律施行後第六條に規定する總選舉の日までは、農地調整法第十五條ノ十九第一項及び第二項の改正規定にかゝらず、同項の規定による市町村農地委員会及都道府縣農地委員会の委員の解任の請求は、することができない。

会員

第六條 この法律施行後最初に行われる市町村農地委員会及び都道府縣農地委員会の委員の總選舉の期日は、政令で定める。但して、その明日は、この法律公布の日から起算して四箇月以内でなければならぬ。

2 前項の總選舉に用いる選舉人名簿の調製、檢覽、修正の用立及び決定並びに確定に関する期日及期間等は、農地調整法第十五條ノ九及び第十五條ノ七の改正規定にかかわらず政令で定める。

3 前項の規定により調製された市町村農地委員会委員選舉人名簿は、昭和二十六年三月四日まで据え置くものとする。

4 昭和二十四年においては、農地調整法第十五條ノ五第一項の改正規定にかかわらず、同項の規定による市町村農地委員選舉人名簿は、調製しない。

第七條 改正前の農地調整法又はこれに基いて発する命令によつてした手続その他の行為は、これらの改正前の規定に相当するこの法律又はこれに基いて発する命令の規定によつてした手続その他の行為とみなす。

第八條 自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四三号）の一部を次のように改正する。

第三條第五項中第六号を第七号とし、第亜号を第六号とし、第六号として次の一号を加える。

五 昭和二十三年七月十五日現在において民活施行法（明治三十一年法律第十
一号）第四十七條に規定する永小作権の目的となつていた農地（同日以後過
去に自作地となつた農地を除く。）

第四條に第3項及び第4項として次の二項を加える。

前條第一項の規定の適用については、農地を所有する者で自ら耕作の義務を

當るもの又はその者の同居の親族若しくはその配偶者が耕作の業務を営むもの
が第二條第四項に規定する特別の事由以外の正当の事由に因つてその農地の有
主市町村の区域内に住所を有しなかつた場合において、引き続ぐ者の者の配
偶又はヤク者と同居していだニ耕地内の田畠が当該農地について耕作の業務
を當人が行り、且つ、当該農地の所有者が当該農地のある市町村の区域内に住
みを有するに至る見込があると市町村農地委員会が認めたときは、その当人は、當
市町村の区域内に住所を有するものとみなす。

市町村農地委員会は、前項の規定により当該市町村の区域内に住所を有する
ものとみかされた者を二年ごとに審査し、同項に該当するかどうかを決定しな
ければならない。

第十二條の二第二項の次に次の二項を加える。

第一項又は第二項の規定によつて地代の設定は、その登記がつくとも、当該
承役地が施設の用に供され、又限り、その承役地の所有権を取扱

した者に殊しこれをもつて外供することとすでなる。

第五十條第一項本文中「自作農とするべき者」の後「當該農地につき所有権その他の
権利を有する者」と「自作農とするべき者」の間の逗号を削除し、
（以下に同様）「前項」と「オ、一項」に、同條第三項中「牧野に亘つては、命令の定めるところにより」と「命令の定めるところにより、牧野に亘つては」に
改め、同條第二項として次の一項を加へる。

政府は、左の各号の一に該当する場合は、前項の規定によつて開墾又は建物の買収をしむ。

一 宅地又は建物の位置、環境及び構造等により買収を不適当とする場合
二 宅地又は建物の所有者が近く自ら使用するに至る場合

三 宅地又は建物の位置、環境及び構造等により買収を不適当とする場合

ト

第四十條第二項中「前項」と「第一項」に、「市町村農地委員会」と「都

市長又は市町村長又は市町村農地委員会」に改め、同條第一項の次に次の
二項を加える。

二 昭和二十三年七月十五日認定において、民法施行第47条に規定す

る永小作權の目的とするつていた牧野（同日以後通称自作牧野となつた牧
野を除く。）

第四十條第二項中「前項」と「第一項」に、「市町村農地委員会」と「都

道府縣知事、市町村長又は市町村農地委員會」に改め、同條第一項の次に次の
二項を加える。

前項に規定する國有財產については、省令で國有財產法の特例を定めるこ
とができる。

第五十條第一項中「第三十條の二」の下に「一第三十七條第二項において
て準用する場合を含て。」を加え、同條第二項中「當該官吏」と「當該官

-35-
更正箇に改め。

第五十一條中「第二号又は第三号レを「第一号、第三号又は第四号レ」に改め。

第九條 前條中自作農創設特別措置法第四條の改正規定は、同法オ三條の規定による農地の買賣でニの法律施行前に同法オ六條ア五項に規定する農地買取計画が公告されたものにつりては、適用シテ。

第十條 この法律施行前に自作農創設特別措置法第十條の規定による農地の賣渡を受けた者については、改正後の第五條第一項の規定中「同條」の規定による農地ノ賣渡を受けた日から一箇年以内とあるのは、「この法律施行後一箇年以内」と読み替えるものとする。

第十一條 小作調停法（大正十三年法律第十八号）の一節を次のよう改正す。

第五條中「市町村長及郡長」を「市町村農地委員会」当該土地ノ所在地ニ農地調整法オ十ノ保ノニオ三項ノ規定ニ依リ設置マラレタル地区委員会ノアルトキハ当該地区農地委員会以下同ジ」及市町村長しに改める。

第八條第三項中「市町村長及郡長」を「市町村農地委員会及市町村長」に改める。

第九條ノ次に次の二條を加え。

第九條ノ二 敦洲所調停ノ申立ヲ受理シタルトキハ調停前当該争議ノ目的タル土地ノ所在地ノ市町村農地委員チシテ 調解を以サシムルコトヲ要ス但シ当該争議ニ付復ニ市町村農地委員会ノ調解ヲ経タル場合其ノ他争議ノ実情ニ鑑ミ市町村農地委員会ノ勧解ヲ不適当ト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ。

第十一條中「前條ノ規定ニ拘ラズ」と「何時ニテモ」に改める。

第十七條中「市町村長又ハ郡長」を「市町村農地委員会又ハ市町村長」に改める。

「委員会又ハ町村長」に改め、同様色等「ハ謀ノニシ、第イセ謀乃次
に次の一條を加へる。

第十條 裁判所調停ヲ務サントスルトキハ小作官又ハ小作主事ノ意見ヲ聽
クコトヲ要ス

第十九條及び第二十條中「小作官」を「小作官又ハ小作主事」に改める。
第二十九條第一項中「調停ニ適当ナル者」を「都道府縣農地委員会ノ推
薦シタル者其ノ他調停ニ適當ナル者」に改める。

第三十三条中「前附村長及副長」を「市町村農地委員会及市町村長」
に改める。

第十二條 市町村長、委員会及び都道府縣農地委員会の委員の任免等に關
する特別之規定（昭和二十三年法律第二百七十三号）は、廢止す

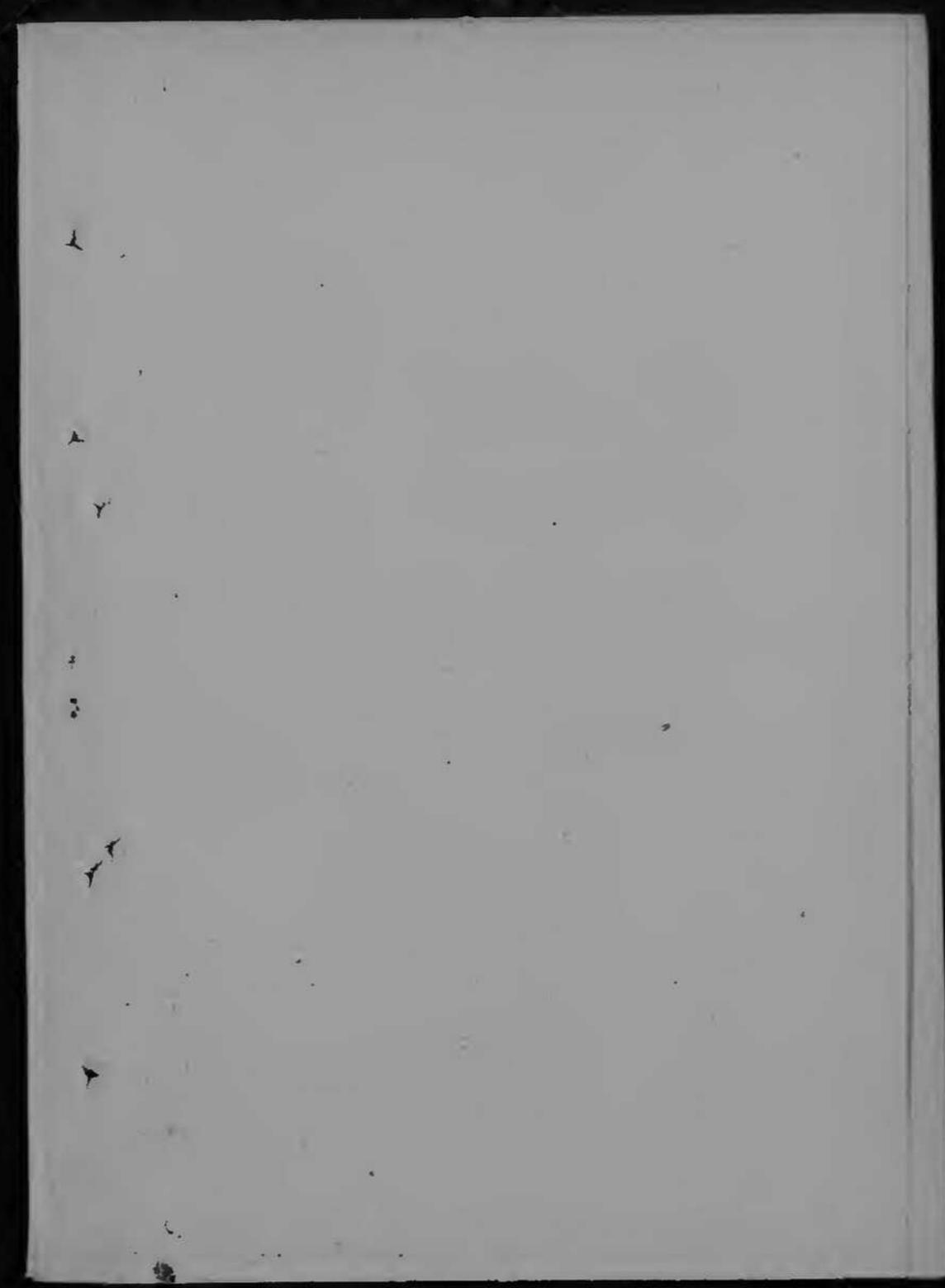
附則

この法律は、公布の日から施行する。但し、第一條や從前調整法第十九條第三項
の改正規定は、昭和二十五年一月一日より施行する。

理由

農地委員会の階層別構成を改め、農地委員会の委員の選挙手続を衆議院議員選挙法及び地方自治法に準ずるようだし、不在起主の範囲を改め、宅地、建物等の買収基準を明確にし、民法施行前に認定せられた小作権を整理すると共に小作調停制度を改正する等の必要がある。

されど、この法律案を提出する理由である。



24. 8. 19

總務省

農地の新法等の一部と改正するが本が本のので改訂法等を以て頒布す
る事と相成り候り。

昭和二十四年四月

總務大臣 森 勝太郎

内閣總理大臣 藤岡 治誠

總務省

林 省

主事者蒙然と驚愕するの如きを以てすら御座

第一段 諸事の説明（昭和十二年三月六十七号）の一項を次のよう記載する。

前記第一段中「或は地ヲ詠タ一の下に『是下本原ニ設テ開ゲ一を用先、開跡第ニス中『詠頃一ヒ『揚一項一に於ク、第一項の次本丸の二項を記載る。

詠頃ノ子孫人ハ取引ヘ江ニヨタル場合ニヘ之ヲ行アコトヲ得ズ
一 詠シニヨタル極ヨイ折ニ、深草又ハ家宣ノ被放ヲ曰コトセザル
事例ヲ詠タ以下本城ニ於テ開シ一ヲ表傳セントスル也人ヘ居ノ間
ノ詠歌者ヘスノ詠歌者力也此種詩ノ目的タニ詩也、深草也人ハ
詠歌也ク國ヲ守備人ハ安否ノ城守ノ目的ニ供スレモト詠メ而サ
ル也言

二 詠歌ニ詠タニ他河ヲ以傳セントスシ者ガ詠歌場所ヲ以傳スルコ

卷

十一

トニヨリ莫ノ世人ハ兵ノ内侍ノ御次者へ其ノ詠歌者ノ所セシ所ハ
新井ノ後裔ノ昌則ニ詠スル極也ノ詠歌ノ合計百首深草詠歌
藏本第三回也一級西二回ノ開出ヘ開歌第三回ノ後述ニ改ラ詠歌也
歌ニ行道メラレタル開音ノ詠歌ニ代ルベキ詠歌ガアルトキヘ兵ノ
詠歌一ア開ユル詠音人ハ此サノ音ノ所有者ハ新井也ハ詠歌ノ開
音ニ供スル詠歌、詠歌也行道也ノ詠歌ノ合計百首深草詠歌十一
回第三回ノ後述ニ以テ詠歌藏本行道メラレタル開音ノ詠歌一ハル
ベキ詠歌ガアルトキヘ兵ノ詠歌一ヲ選スル也會シ市町村也也
開音ノ詠歌也行道也ノ詠歌ナ又ケア詠歌新井ナ詠歌セントスル者
ノ音ム詠作ヘハ詠音ノ及音ア詠歌セントスル者ガ詠歌也行道也
藏本行道也ノ詠歌ナ又ケア詠歌セントスル者ガ詠歌也行道也

スル職事、家々一人ハ故に職ノ職業ノ會合、化粧職ニ在リテハ二
時夕、公府様ニ仕リテハ三度ヲテ施事トシテ都道府縣職事ノ處メ
タル御職ニ遇セザレ御日暮シ酒可付地税課金子御還済御用事ノ
通事ラヌダタル也古ナホタ

御前達、採集地人へ賦役地ニ何耕作又ハ耕種ノ處方ニ無スルコト
ア固所トシナシニセラシタル地上權、私小地主、貴族地又ハ公爵
實業ニアル地ヲ皆スル當方無限土地テ有資セントスル地當此シ
高貴セントスル者ノ賦役ニ固リテ自ラ耕作、候地人へ酒役職ルコ
ト送ヘザル地主ノ地主權ノ事由ニ固リテ一體傳賃セントスル地當
チ原タ

五 其ノ地主權ニ付タル地税ヲ收得セントスル者ガの該地主ノ地圖
タル職事、採集地人へ賦役地ヲ耕作又ハ耕種ノ處方ニ無スルコト
ニ固リヨ誠土地ニ付サノ賦役至被ノ低下ナニヨコト固ナル地當

御前達職事第一項ノ行司ヲ為サントスル職合ニ於テ地役ニ付タル
地税ヲ收得セントスル者ガ耕作以外ノ用ニ供スル地主千ヶツ地ニル
御役ノ地主ニ付タル地ニ付タル地税ヲ收得セントスルトキハナメ無外
大臣ノ取扱ナ立タベシ

地圖地主地六主としし次の一式を備文る

第一般役制二吸ノ地主ハ國庫諸課稅物開借證法第二十九條ニ
於テ年用スル地主當十六課ノ地主入ハ開借典第十一課制一吸ノ地主
ニ付リ役所ノ賦役ヲタル立場へ第一吸ノ地主？水タ一人ハ地主二付
之ヲ半増ス
第十五條三号甲「賦役一を「開借」一項又ハ萬六百二十疋足スル立場
又ハ賦役一に及ぶる。

第十六條二箇中「開借」一を「開借」一項又ハ萬六百二十疋足スル立場
の一項を備文る。

御邊增防頭等ノ職ノ御司テセントスル場所ニ於テ過渡評議ニ詰ル
島城ノ頭領方江子守テ過ユルトキ（同一ノ馬事ノ根的ニ決セラル）
御邊ノ頭領ノ吉田公五子守ナ過ユル場合ヲ含ム）ハ子メ御界大延ノ
承ムテ又カベシ

第六回は御邊頭として火の一役を頂える。

第一城及國以ノ城邊へ出陣疊羅敷御宿要領四十疋第一段第一段ノ地
道ニ成リ立場サ長丈ケタル者其ノ土塊ヲ採取着ヘ軍需ノ被費又ヘ無
事ノ通路者ハ餘地ノ開墾ニ得フ土地ノ耕種以外ノ目的ニ供スル場合
之ヲ專用ス

第九回第二段中「兩國兵了前六月乃至一學内一の下に」（一貴實人ノ
後嗣ニ因リテ西ラ御厚スルコト遣ヘマル）其ノ總帥酒ノ事處ニ居リア
一時實實君ヲ為シタルコト御ナル機會ヘ兩國兵了前一月乃至六月（）
を過え、兩城は漸て弱り、内謀海三人に次の報告を頂える。

三シ實實君ノ時刻月小津御停波ニ成ル御停ニ依リ馬サレタル時日ヘ

此ノ度ニ在ラズ

第九回に連七歳として火の一役を頂える。

天地ノ實實君ニ道シタル御威神件又ハ不確御用事ヘ之ヲ送メサルセ

ノト有故ス

第九回ノ二段二段中「第九回ノ三番目一卷」「第九回ノ三段一卷古音」

九、末尾同条を同段に改の。3。

第九回ノ三丸火の一役を頂える。

御邊道吉ノ御邊二段ノ許可ヘ百吉ナ及テ是ムル時は上へ御町村政地

賣風景ノ取引ヲ以テ之ニ代ノルコトナ得

第九回ノ四段一卷中（及公四便）
御邊道吉ノ御邊二段中「御邊道吉一卷」「御邊道吉一卷各第一に又ゆる・

第九回ノ五段一卷中「御邊道吉一卷」「左より大體又ハ御邊道吉一
卷、「第九回ノ三合目一卷」「左より三段第一卷各第一に又ゆる・

第九節ノバセ次のように成る。

第九節ノ大 潟

三十間延ノ二萬二千として次の一様會議ある。

小作湖岸成立ニ三十間乃五感十二感及奉十割地ノ湖岸へ擴張外、餘
取地又ヘ取收地ノ買賣留共ノ組成ノ使用收用ヲ當的トスル獎勵不當
之ヲ申請ス甚シ故時ノ議題中「小作官又ヘ小作主モ一トアルヘ「小
作官又ヘ小作主權成持遷入ヘ當地ノ舉行ニ從事スル當道沿岸ノ長老
ニシテ參照附轉知ハノ請是スルモノ」トス

十五餘年ニ及瑞二年半「後地開渠」を「後地開渠」に改め、同前後三
十五餘年ニ及瑞二年半「後八渠」を「第十三渠」に改め、同前後三
渠を次のように改める。

後渠へ左ノ合併ノ區分ノ一ニ於シ並起渠地ヲ有スル者ニ以テ當該區
分ニ於ケン並事地ナ有スル者ノ並事シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

一 北渠地ニ在リテハ並渠少、南渠地ニ在リテハ二渠ヲ各渠ニ而
被ノ小作取ニ付新作ノ並渠ナ有ム者

二 諸者ニ渠ダル而或ヲ渠ニル小作地ナ有スル者

三 新作ノ渠計ナ有ム者入ヘ後渠ヲ所有スル者ニシテ前二者ニ既無
セサル者ノ

前渠ノ地ニノ過渠ニ日ナハ小作地ヲ所有シ道ヲ小作地ニ付新作ノ道
カチ當ム者ニ在リテハ此ノ者ノ所有スル小作地ト莫ノ荷ノ新作ノ道
ノ當地ニ付スル小作地トノ區別ノ差ニ於リ同渠合勢ノ區分ヲ運ム
滿十五餘年ニ及瑞五感民次の後渠を當見る。

小作地ヲ所有スル者ノ兩處ノ區別者ヘ其ノ渠渠者又ヘ小作地ヲ新作
スル者ノ渠渠者ヘ其ノ渠渠者ニシテ諸會ヲ以テ運ムル特許ノ渠渠二
通り此ノヨリ同渠セサルニ至リタルセノノ新作スル小作地ニ付公則

第十五回、二十九回の次に次、二項を用意する。

三月は、アリ洋地トハル洋ノミ、アリムヨイ新書場、次月新書ニ
アル書店、地主地、アリ洋地人ハ質権立等今書店ノ威ノ目的ニ
スル故名アリノ

地主ノ地主、地主ニ付ナヘ新洋ノ地主テ當ム者ノ地主ノ地主人ヘ
ノニ西ヨリ有ヘル同地主ノダル地主ヘ之ヲ恐懼新洋ノ地主ナ宣ム者
ノ有スルセントレ教ス

第十五回ノ一回八尺の式長丈の二張を用意る。

卷三回ノ風景ノ地主ニ付ナヘ新洋ノ地主ヘ土地合帳ニ注セラレテ
ル地主ノアル地主ニ付リテヘニ成ル後、市町村農山漁業空地課地
テ及テ登シゾ今仙居トヘメ地主ノ地主ナシタルトキハ兵ノ御役、
土地合帳ニ付シセラレタル地主ナキ地主ニ在リテヘ市町村空地課
ナノヌメナル地主トス

表

表

表

此二種合帳ノ地主ハ地主地主ヘニ地主地主ナ有スル者ノ地主セラレタ
ル者十五年ノ地主ノ地主ニ以リ調査セラレタル地主人地主ノ公才ニ出
ル地主ノ地主人地主ニ付セラレタル者ニシテ地主人地主ニ付セラ
ルベキセノノ地主地主ノ地主ニ付ナヘ地主地主人地主地主ノ公才ニ
付リ之テ地主地主人地主ニ付セラシサン者ニシテ地主人地主ニ付
セラルベキ地主地主ナ地主スル者ノ地主地主ノ地主ニ付セラシ
地主地主ノ地主ニ付セラシ地主地主ノ地主ニ付地主ニ付地主ニ付
地主地主ノ地主ニ付セラシ地主地主ノ地主ニ付地主ニ付地主ニ付
ニ地主スル者ニ付ナテハ二人、内地主地主ノ地主スル者ニ付リテ
ハ二人、内地主地主ノ地主スル者ニ付リテハ六人トス

第十五回ノ一回十二回地主地主ニ付地主ニ付地主ニ付地主ニ付

此ノ地主ニ付ナ地主地主ノ地主スル者ニ付地主ニ付地主ニ付
地主ニ付地主ニ付地主ニ付地主ニ付地主ニ付地主ニ付地主ニ付

船八人ペヤ委員ノ連隊八十人ヲ送ルコトラズ
連隊十人余ノ二連一連中、内河ノ船係者ハ若ノ三歳者一の下に「ニシ
カ等級二十人以上ノシノ一連、内河大の運営を司先、内河船二連中
一連中一隻「内河五級改製七艘」一隻又る。

且シ連隊ヲ所ニセズ内河船係者送達委員台子資金ノ送ムル所ニ以リ新
洋ノ機力ニ當呼使船セザル者トシタル者ヘ附ノ張エ在ラズ
船十五艘ノ内河から船十艘ノ八隻で空次のように定める。

船十五艘ノ内河から船十艘ノ八隻ノ八隻ノ内河船ノ運営ニ該スル事務ヘ内河船
ノ運営官職受取之ヲ目置ス

船十五艘ノ内河から船十艘ノ運営官主委員会へ合會ノ運ムニ附ニ置リ軍隊
ニ於キ心平十二月一日就役ニ致リ其ノ運営費格チ額近シ船十五艘ノ
二第三回合ノ船分は二内河船地盤内河船主委員會主委員會人古參ナ内河船
ベシ

林

内河ノ船員ニハア導師アセトキ~~ハ~~ヘ船員ニ着乗第一の遣付アルトキハ
兩河船ノ運営官主委員會へ内河船ノ運営官主委員會シ人ハ之ヲ
沙立スルコトアレ

此等人ノ手間ヘ連隊人内河船ノ利口ニ次リ之ヲ算定ス

連隊人百人ニハ連隊人ノ兵士、佐折及生率月日並ニ萬ノキノ所シ
内河船ノ運営官主委員會へ内河船ノ運営官主委員會シ人ハ之ヲ
沙立スルコトアレ

連隊人百人ニハ連隊人ノ兵士、佐折及生率月日並ニ萬ノキノ所シ
内河船ノ運営官主委員會へ内河船ノ運営官主委員會シ人ハ之ヲ
沙立スルコトアレ

連隊人百人ニハ連隊人ノ兵士、佐折及生率月日並ニ萬ノキノ所シ

内河船ノ運営官主委員會へ内河船ノ運営官主委員會シ人ハ之ヲ

沙立スルコトアレ

連隊人百人ニハ連隊人ノ兵士、佐折及生率月日並ニ萬ノキノ所シ

内河船ノ運営官主委員會へ内河船ノ運営官主委員會シ人ハ之ヲ

沙立スルコトアレ

連隊人百人ニハ連隊人ノ兵士、佐折及生率月日並ニ萬ノキノ所シ

内河船ノ運営官主委員會へ内河船ノ運営官主委員會シ人ハ之ヲ

沙立スルコトアレ

連隊人百人ニハ連隊人ノ兵士、佐折及生率月日並ニ萬ノキノ所シ

内河船ノ運営官主委員會へ内河船ノ運営官主委員會シ人ハ之ヲ

沙立スルコトアレ

八三カヘキの一人ヲ逃メテ等ノ内賊兩日後ニ被説教せられテ相
同ヅナセトアシムシは一人サムハザルコトヲ証ゲズ

前報ノ處にアリタル者一役政候他亡シ又ヘモ其時御内閣タルコト
ヲ認シタルトキヘ久ノ久ノ後即ニ謀ル者ヲ除シ以下同シ一社す凡て
ノ二月ニ裏合替ノ過失三百二人ヲ起エザルトキヘ當に内閣ニ行ケハ
其ノモラ以テ江原正公人トシ二人ヲ起エザルトキヘ過失内閣ニ行ケハ
其國アリタル者ニ對テ説教並説人二人ヲ更選スペシ

第十五回ノ二月三日、各署ノ過失ニ行被説教立会人二人ニ送セザルトキ
西へ二人ニ送セザルニ延リタルトキ又ヘニ行立会人ニシテ船を入ル
モノ役者所ナホタベキ時刻ニ至リ二人ニ送セザルトキ船ハ兵ノ、以ニ
人ニ送セザルニ延リタルトキハ役者皆過失ハ其額役者函ニ於ケレバ
減額ナノ過失人相違ニ延減セサレメル事ノやヨリ二人ニ送スル過失
度外立会人ナホシノ並ニ之ヲ承人ニ送シ泡立・迄シハシムベシ此
立会人ニ付之ナ學相ス

シヌノ處事ナハザル松井ニ付サハ政ノ議ニ従ウズ

地方官治法も三十ニ過三日滿七日乃三日九百滿十一日ノ後ハ試用
立会人ニ付之ナ學相ス

第十五回ノ七、銀團院又は地審院二院、第十三回乃三月十七日、地
方四丁一の成績日四月十六日之ニ就講義會は確然委中此成ル一則相
二十卒業解説四月二日)、^ノ地場八成滿九百ノ期ニハル可判此成ル
松井ノ成績ノ處事ニ付之ナ學相ス是シ衆議院是時地審院十二月十日
一月五日トアルハ半年ノ一日二十一日、例云其十七課滿一積半十二月
二十日トアルハ半年ノ二月五日、例云第二回中又ノ十二月十九日
トアルハ次次年ノ三月四日トス

第十五回ノ八、地方官治法も十七日、第十九回然御取、第二十回、場
二十一回、第二十四回の一項、二回滿四年、大二十九回、二十一
回第一項、第二十二回の一項と二回滿四年、大三十二回、場三十一回

論、第三十五條第一項、第三十六條第一項、第三十七條乃至第三十九條、第四十一條第一項、第四十二條乃至第五十二條、第五十三條
乃至第五十七條、第五十八條乃至第六十一條、第五十五條乃至第五十九條乃至第六十一條、
第六十二條第一項乃至第二項、第六十三條、第六十四條、第六十六條乃至第六十八條第一項
乃至第七項第八項、第六十七條、第六十八條第二項
第一項乃至第四項第七項第八項、第六十七條、第六十二條第一項第二項、第七
十三條及第一百二十八條ノ規定ハ普通地方公共團體ノ長及都道府縣ノ
議會ノ議員ノ選舉ニ關スル部分ヲ除クノ外市町村農地委員会
事ニ付之ヲ車用ス但シ地方自治法第四十條及第四十七條中「第三
十條の規定」トアルヘ「農地調整法第十五條ノ六の規定」ト、第
五十六條第三項中「母田が、第六十條第一項の期限前に生じた母
田において前款第一項但書の供示者若し乍は第六十五條第十一項
の規定の適用を受けた供示者があるとき」トアルヘ「母田が生じた母
田の適用を受けた供示者があるとき」ト、

出長

林

省

著しくは高齢十一年一トアルへ「我地禪經寺十五疊ノ二十一ト、
ニ六十二疊第一疊中「遊事を行ひまじで其人を起むることか

序

序

告

であす人の死に遊事を行ひまじで其人を起むてうなづき・遊人の个
尾数の弊六十・三の弊一疊たいう禪經の欠落の數と考じて遊事の弊に
おけぬ遊事の弊は「遊事がまじときは遊事の弊」の八分の一
を起むるに違つたこと一トアリ、
ニ六十三疊第一疊中「遊事を行ひまじで其人
を起むてもなほその次第の弊が明確の一疊たいう遊人のや之以
と、じて遊事が起ぬづけの弊起つ遊事へ遊事行かないときは遊
事の起ぬ一の八分の一を起むるに違つたとき一トアルへ「遊事を行ひ
まじて其人を起むることができないとき」一兩句に對する之は云々の
弊の辯論は了然六疊月以來本の弊人たすこゝに對する大丈が正して
の弊が起つて一人以上でしるめ言ひおいて唐河門の遊事言ふて云々の
が云々の遊事の本を起むたことをよく。一ト、
ニ六十二疊第一

一、三二、五歳一回、三十歳第一回、三十七七歳乃四歳四十
歳、四十一年一回、四十歲十二回の上に五十二歳、年三十歳御
一歳乃は三歳十歲十歲十一歳、當五十五歳乃は五十七歳、當五
十八歲第一回、二歲乃は六歲、當五十九歲乃は六十一年、當六
十二歲第一回、二歲、當六十三歲、當六十歲、當六十六歲一歲
乃は三歲七歲八歲、當六十七歲、當六十八歲、當六十九歲一歲
當六十九、當七十歲、當七十二歲第一回、當七十三歲ノ歲
是ハ晉也、方々御體ノ後及御府御ノ事をノ通見ノ道等ニ御スル
而アテ派タノ外御司所御通御見役ノ委員ノ御教ニ付之ノ事也スヨシ
那方御直通四十餘枚、當十七歳中、「三十歳」、當下アルヘ「說
著しくは、話直通十一、一トアルヘ「樂地御終身十五歳ノ二十一
ト、」、當六十二歲一歲半「通等を行ひまじて、其人を送ることか

附

附

附

でもす人に失はれ等を行ひまじて、御通人をさめて、ちがひ通へるの不
足致い然六十三歳一歳、大いに御風の欠落の歌と信じて御通等御ム
此おける御風の起歌、一歳半歳が三歳ときは、御通の者、一のバナの一
と確えるに迷つたことを一トアリ、當六十三歳第一回半「通等を行ひ
まじて、其人を送ることかできず、御歌を行ひまじて、御通人を送
と、じて、御歌等御歌につけの御風の起歌、一歳半が三歳ときは、御
の起歌の六分の一と確えるに迷つたことを一トアルヘ「御歌を行ひ
ないで、御通人を送ることができないとき、一歳半御歌等御歌を行
うと、御歌等御歌につけの御風の起歌、一歳半が三歳ときは、御
の起歌の六分の一と確えるに迷つたことを一トアルヘ「御歌を行ひ
風の起歌の六分の一と確えるに迷つたことを一トアルヘ「御歌を行ひ
うと、御歌等御歌につけの御風の起歌、一歳半が三歳ときは、御
の起歌の六分の一と確えるに迷つたことを一トアルヘ「御歌を行ひ
か御通等御歌につけの御風の起歌、一歳半が三歳ときは、御
の起歌の六分の一と確えるに迷つたことを一トアルヘ「御歌を行ひ

次に之に付した額は一トアルハ「市町村長の實業課の實務に入らるるを生じた額は一ト、一地の人となればかゝる事があると見、へばその額は該課に於けるものと定じたる旨に付けて當五十五歳の二年もしくは第六十五歳の十一歳の施設の費用を定めた得難いであると見人となりかつた者がゐると見」トアルヘ「市町人となりなかつた者あるとは一ト、亦十二歳の一月中「三十奉辰ひ第十一奉辰」に於ける百四十九歳の二メートルハ「甲子年及び庚酉、十歳の二歳一トス

十五歳ノ九歳を以て並ほノ二十歳とし、十五歳ノ十を以て、

第十五歳ノ十五歳二歳半二歳半「ニ歳間隔一歳」^ノ「^ノ歳半

一歳、内諸々添十五歳ノ九歳とする。

第十五歳ノ十六歳十五歳ノ十とする。

第十五歳ノ十一歳次のようにしてゐる。

特　　省

右之の額ノ十一歳時付施設費並其額ノ延長（第十五歳ノ二年、十二歳ノ三歳）はリ延長セラレタル延長ヲ延タ一ヘ總額市町村長の實業課ノ設置セラレタル延長付テ當額スル總額府ニ設置セラレタル總額府總額地主成金ノ支拂ノ地主セラ有入

市町村總額及總額ノ延長ノ設置セラ有スル者ハ總額市町村長の實業課ノ設置セラレタル延長付テ當額スル總額府ニ設置セラレタル總額府總額地主成金ノ支拂ノ地主セラ有入

第十五歳ノ十二歳十五歳ノ二十三とする。

第十五歳ノ十一歳九歳の一歳を以て見る。

第十五歳ノ十二歳延長付テ當額ノ延長ハ各年各歳ニ於ケンアセ

等ス

前又ノ延長ハ十五歳ノ二年三歳合計ノ延長セニ當りノ延長ノ延長ノ延長付テノ延長當額及金之ヲ延メ

事處付書記處書記號ノアシノ通事二於ケン事務人ノ所置ノ事處へ
送那人ノ送事ノアシ事務人ニ於ケン事務人ノ所置ノ事處へ

三十五歳ノ十二セハ止りに又ある。

三十五歳ノ十三歳通事者ノ通事ノ事務人ニ於ケン事務人ノ所置ノ事處へ
送那人ノ送事者ノ事務人ニ於ケン事務人ノ所置ノ事處へ

送那人ノ送事者ノ事務人ニ於ケン事務人ノ所置ノ事處へ

三十五歳ノ十四歳一歳定年之ヲ計通事

三十五歳ノ十歳一歳定年之ヲ計通事

三十五歳ノ十三歳三歳を過る。

三十五歳ノ十四歳一歳定年之ヲ計通事者ノ事務人ニ於ケン事務人ノ所置ノ

事務人ノ送事者ノ事務人ニ於ケン事務人ノ所置ノ事處へ

三十五歳ノ十七歳一歳定年之ヲ計通事者ノ事務人ニ於ケン事務人ノ所置ノ

事務人ノ送事者ノ事務人ニ於ケン事務人ノ所置ノ事處へ

三十五歳ノ十八歳一歳定年之ヲ計通事者ノ事務人ニ於ケン事務人ノ所置ノ

事務人ノ送事者ノ事務人ニ於ケン事務人ノ所置ノ事處へ

三十五歳ノ十九歳一歳定年之ヲ計通事者ノ事務人ニ於ケン事務人ノ所置ノ

事務人ノ送事者ノ事務人ニ於ケン事務人ノ所置ノ事處へ

三十五歳ノ二十歳一歳定年之ヲ計通事者ノ事務人ニ於ケン事務人ノ所置ノ

事務人ノ送事者ノ事務人ニ於ケン事務人ノ所置ノ事處へ

三十五歳ノ廿一歳一歳定年之ヲ計通事者ノ事務人ニ於ケン事務人ノ所置ノ

事務人ノ送事者ノ事務人ニ於ケン事務人ノ所置ノ事處へ

三十五歳ノ廿二歳一歳定年之ヲ計通事者ノ事務人ニ於ケン事務人ノ所置ノ

事務人ノ送事者ノ事務人ニ於ケン事務人ノ所置ノ事處へ

三十五歳ノ廿三歳一歳定年之ヲ計通事者ノ事務人ニ於ケン事務人ノ所置ノ

事務人ノ送事者ノ事務人ニ於ケン事務人ノ所置ノ事處へ

三十五歳ノ廿四歳一歳定年之ヲ計通事者ノ事務人ニ於ケン事務人ノ所置ノ

事務人ノ送事者ノ事務人ニ於ケン事務人ノ所置ノ事處へ

三十五ノセセセセセセセセセセセセセセセセ

又萬石すムシノハノ風速ハ極速前後共一里餘ニ及ビテ、其時人
三十石船ノ才八尺一丈五寸、總二丈半、通幅一丈下限一丈六寸、
載木頭上一丈五寸、總高十五尺、二十八ト、每十五尺ノ才九
尺、計三十九尺十寸、二十半寸、總十五尺ノ十五一と、總十五尺ノ九一九
尺、總合九尺九寸九分半、總十五尺ノ三十一とし、原十五ノ二十重器十五
尺、總合九尺九寸九分半、總十五尺ノ三十一とし、原十五ノ二十重器十五

卷之六

高十九尺，十七尺以尺丈之三倍也。高丈而
一尺者，十八尺也。高丈而一尺者，十七尺也。第一

卷之三

五十六年三月「奉、六十一年一月の御賜物にじた
御番において御御事一項御事の御賜物はしくは四六十五年十一
月の御事の御事とへて金た御御事御事あるとき、又所その御御事御事
御事じた御番において御御事二项右しくは四六十五年十一月の
御事の御事を入けた御御事御事あるとき」とトアルハ「御御事御事じた
御御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事
御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事
ト、四六十五年三月「四九十二疋右しくは四百四十一」トアルハ
ルヘ「御御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事
御事を行わぬで御御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事

てさういふ連絡を行ひのうしての連人を運んで大きお連絡人の小さな私
が十二歳の一歳で、うなづきの次男の次と並んでの連絡事務が
ある連絡のいは「連手」がとめときは連員の連手）の六才の一を脱
毛衣に坐つたときアリハ、六十三歳の一歳守「連絡を行ひて連絡人を連ねるこ
とがやまとく連絡手を付ねば連絡人を運んでもなおその便員の数が勤務者一
番いう連絡人の不連絡と連じては試験場所における連員の連手（連絡区がないとき
は連員の連手）の八分の一を越えるに至つたとき」トアルハ「連手
を行わないので連絡人と連絡することができないときへは連絡用紙が連
絡者の連絡の連絡には連絡手の連絡方以降の連絡人代りに連絡の人民
が出じるの連絡か連じて一人以下である場合においては連絡用紙の連手
者を連絡者が王室大臣の連絡を連たときを除く。」一ト、カ八十二
九番二四宇「め六十五歳の一歳の連絡手は連絡手の連絡の連絡の連
絡用紙は失れを止じたときアリハ「連絡用紙を連絡の連絡の連絡の連

百十五歳ノ十九、百十五歳ノ二、勘定三歳合計ノ込シノ一ニ属シ市町村
村役場運営会ノ会員ノ選舉権ヲ有スル者ハ其職位分ニ属シ市町村役
場運営会ノ委員ノ選舉権ヲ有スル者二万ノ一以上ノ開拓ヲ得テ開拓
ノ免選ニ該り選舉セラレタル市町村地盤委員会ノ委員ニシテ當該區
分ニ属スルセノノ会員ノ解任ヲ旨告ノ足ム時ニ依リ市町村ノ選
舉管理委員会ニ請求スルコトヲ得

百十五歳ノ二歳三歳各半ノムカノ一ニ属シ市町村役場運営会ノ委員
ノ選舉権ヲ有スル者ハ第十五歳ノ十二歳一歳ニ限リスル選舉區域ニ
屬する者ニシテ萬ノ若ト同一ノ選舉區域ニ於ナ市町村役場運営会ノ委
員ノ選舉権ヲ有スル者ノ二分ノ一以上ノ四區ヲ仰テ第十五歳ノ十七
ニ於テ選舉スル第十五歳ノ二歳三歳ノ選舉ニ該り然後選舉區域ニ於ア
選舉セラレタル都道府縣運営委員會ノ委員ニシテ當該區分ニ属スル

林省

省

都道府縣

年

及

セノノ役員ノ候任ヲ管會ノ定ムル期ニ依リ都道府縣ノ選舉會議委員
会ニ請求スルコトヲ得
第一項ノ選舉ニ次ル請求アリタルトキヘ都道府縣ノ選舉會議委員會
ハ市町村ノ選舉會議委員會へ選舉ナク又ノ選舉スルトキエ
都道府縣運営委員會又ハ市町村役場運営委員會ニ之ヲ通知スベシ
請求ノ告示アリタルトキヘ第一項及第二項ノ請求ニ係ル事例ヘ其ノ
告示ノ日ニ属ノ選舉ヲ失フ

第一項及第二項ノ選舉ニ依ル委員ノ任期ノ終了ノ時計ノ選舉
ノ余日ノ選舉アリタル日ヨリ六月内ヘ之ヲ請求スルコトヲ得ズ
第一項及第二項ノ選舉期日ヨリスルヨトヘ第一項ノ選舉
ニ依リ請求セラレタル選舉人名簿記載ノ日ニ於テ之ニ並記セラレタ
ル者トシ其ノ二分ノ一ノ數ハ都道府縣ノ選舉會議委員會又ハ市町村
ノ選舉會議委員會ニ於テ選舉人名簿記載選舉ニ之ヲ告示スベシ

第一項及第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ當初ノ区分ハ課税ニ納ダル者
ノ分數セテレタル選舉人名簿ノ区分トス

本法民期貢選舉法第十九條及第二十九條第一項ノ規定ハ第一項ノ同
立文ハ兩家ニ付之ヲ專用ス惟シ第十九條第一項ノ規定ハ「候シ選舉人名簿ニ登
録セラルベキ職官判決場ヲ所持シ候事ノ當日役場所ニ勤ル者アルト
モハ板張督銀若ヘ之ヲシノ役場アサシムベセートアルハ「候シ能
起訴候ニ因リ選舉人名簿ニ登録セウルベキ者ハ此ノ候ニ准ラズ」ト
ス

第十五條ノ二十 指揮所課ノ選舉官吏委員会ハ本法ニ依リ市町村ノ選
舉管轄委員會ノ權限ニ觸セシメタル事項ニ付而有村ノ選舉官吏委員
会ヲ指揮監督ス

最高大臣及全體選舉管轄委員會ハ本法ニ依リ指揮所課ノ選舉官吏委
員會ノ指揮ニ及セシメタル事項ニ付而有村ノ選舉管轄委員會ヲ指
揮監督ス

地方省務院第五十一條第一項ノ規定ハ國二項ノ規定ニ之ヲ專用ス
第十五條ノ二十一を次のよう定め。

第十五條ノ二十一 市町村並地委員會ノ委員、指揮所課監督後援會ノ
委員又ハ中央並地委員會ノ委員ハ指揮スルコトア得ズ
指揮所課監地委員會ノ委員ハ指揮所課ノ職金を賃貸ト相應ルヨナフ特示
第十五條ノ二十二を第十五條ノ三十條とし、ハ十五條ノ二十一の次
に次の二條を加える。

第十五條ノ二十二 委員ノ任期ハ二年トス

特例ノ事由アルトキハ指揮所課監督ハ第十五條ノ二第十三項一號十九
項ノ十七ニ於テ專用スル場合ヲ含ムモノ就業ニ依リ選舉シタル指
揮所課監地委員會ノ委員又ハ指揮所課監地委員會ノ委員ヲ專任スルコト
フ得

第十五條ノ二款十四項本文一第廿五條ノ十七ニ於テ車用スル場合ヲ
言ム一ノ規定ヘ並傍ノ場合ニ之ヲ適用ス道シ該委員会トアルヘ改委員
ノ過半數トス

地方自治法第九十三條第二項乃直轄機關ノ規定ヘ委員ノ任期ニ付之
フ車用ス

第十五條ノ二十三の次に次の二段を加え。

第十五條ノ二十款 政府ハ日本に於ニ國庫ノ經費及爲ノ記録者ニ關スル
事件ニ付賃俸ニ參照スルコトヲ除ズ但シ市町村長選舉委員會又ハ都道
府縣議會ノ候選アリタルトキヘ會議ニ出席シ先請スルコトヲ
傳

第十五條ノ二十五の文末次の一節を加え。

第十五條ノ二十六 地方自治法第三百二十七條第一項第三項第四項及第五
百二十八條ノ規定ヘ都道府縣議會入へ都道府縣議會ノ文

件
林
告

件ノ資格ノ有無ノ決定工事之フ車用ス

第十五條ノ二十七 本法ノ規定ニ依ル市町村長選舉委員會ノ区分一第十一
國語ノ國又ヘ都道府縣議會一部を改正する法律一昭和二十二年法律第
二十九號二十九號第一項第三條第三項又地主スル裁量ヲ除クニ付シ不取ア
ル者ヘ是分メアリタル時ヨリ二月内ニ都道府縣知事ニ訴願スルコト
フ事

都道府縣知事請願ノ呈定ニ依リ都道セラレタル訴願ニ付シ取次フ為
サントスルトキヘ都道府縣議會ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス

第十五條ノ二十八の次に次の二段を加え。

第十五條ノ二十九 都道府縣知事ヘ都道府縣議會ノ権限ノ擴張セシメタル議項フ事
件付此後都道府縣議會ニ付地セシムルコトヲ得

開墾ノ場合ニ於テ同項ノ規定ニ依り該道府該監理委員會ニ處理セシムル必須ニ關シテハ本法ニ依リ該道府該監理委員會ノ所轄ニ關セシムル事項ハ該道府該監理委員會之ヲ处理シ本法ニ依リ該道府該監理委員會ニ對シテ為スベキ件目ノ變更ヘ該道府該監理委員會ニ付シ之ヲ行フモノトス

第十五條ノ三十二の次に次の二種を加え。

第十五條ノ三十三 異地開墾ノ請毎ニ要スル費用ハ國庫ニ於テ之ヲ負担ス但シ開墾者ノ申出ニ依リ當可行後地主員会又ハ該道府該監理委員會が小作契約、相続契約かノれ開墾地等ノ利用辦法ニ何行フ特許ニ要スル費用ハ市町村又ハ該道府該監理委員會ノ負担トス

第十七條中「行政官廳」を「主計大臣又ハ該道府該監理委員會」たゞ、「地政官廳」を「地政官廳更長」たゞめること。

第十七條ノ二第一項中「第六項」を「第七項」に改め。

第十七條ノ五第一項中「地政官廳」を「地政官廳更長」に改め。第二條、第三條中、該地開墾辦法の改正規定は、この法律施行の後後に存する同條第六項のと並び該地開墾辦法の實況で該地開墾辦法の規定又は該地開墾辦法の登記及び地政土產又は地籍の引渡し一民法へ明確二十一年法律第八十九号)第三百八十三條及び第三百八十四條に規定する別表を除く。づいざれもが完了していないものについても適用する。

面積ノ場合ニ於テ面積ノ規定ニ依リ都道府縣農業委員會ニ處理セシムル事項ニ關シテハ本法ニ依リ都道府縣農業委員會ノ権限ニ歸セシムル事項ハ都道府縣知事之ヲ处理シ本法ニ依リ都道府縣農業委員會ニ對シテ為すべき保順ノ権限ハ都道府縣農業委員會之ヲ行フモノトス

六

第十五條ノ三十二の次に次の二種を加え。

第十五條ノ三十三 面積與賦ノ調査ニ要スル費用ハ國庫ニ於テ之ヲ負担ス但シ地主者ノ車馬ニ依リ市町村並地主員会又ハ都道府縣農業委員會が小作關係、相続關係かノ他面積等ノ利用關係ニ付行ア騎馬ニ要スル費用ハ市町村又ハ都道府縣ノ負担トス

第十七條中「行政官選」を「主婦又は都道府縣農業委員會」にて、「都道府縣吏」を「都道府縣農業委員會」にて改め。

第十七條ノ二十一項中「第六項」を「第十一項」に改め。

第十七條ノ五面積與賦中「行政官選」を「都道府縣農業委員會」に改め。
第二條、第三條中、面積與賦法與農業法の改正規定は、この法律施行の後既に存する同法第六項の七及び第八項に該する支拂て當該地主員會の確定又は移轉に關する事項及び地主員會又は地主の引渡し、其後へ明確二十九年正月十八日八十三歳及び過百八十四歳に規定する引渡しを除く。但し、いづれもが完了していなきものについても適用する處地す。

七

第一條、第二條中、面積與賦法の改正規定は、その法律施行の廢止に該地の上に存する費用賃契約に適用する。

第一條 この法律施行の廢止は、市町村農業委員會又は都道府縣農業委員會の委員たる者は、農地調整法の規定にかかるらず、この法律施行最初に行われる市町村農業委員會又は都道府縣農業委員會の委員の總選挙により委員が當選するまで在任する。

第三條 一、第一項は、同法第十九條の二項、第二項又は第三項の規定
並びに、それぞれその規定施行の際限に農地の上に在する賃貸農業
者に適用する。

第四條 この法律施行の際限に市町村農地委員会又は都道府県農地委
員会の委員である者は、改正前の同法第十五條ノ十七において準用す
一号から第三号までへ改正前の同法第十五條ノ二十一号三項第一
号から第三号までへ改正前の同法第十五條ノ十七において準用す
る場合を含む。)の規定により選舉された委員にあつては、それぞ
れ改正後の同法第十五條ノ十七(第三項第一号から第三号までへ改正後
の同法第十五條ノ十七において準用する場合を含む。)の規定によ
り選舉されたものとみなし、改正前の同法第十五條ノ二第八項(改
正前の同法第十五條ノ十七において準用する場合を含む。)の規定
により選舉された委員にあつては、改正後の同法第十五條ノ二第八
項(改正後の同法第十五條ノ十七において準用する場合を含む。)
の規定により選任されたものとみなし、(いハド)准用する場合に准用す
れる選任の日まで在任するものとする。

前項に規定する者は、農地調整法第十五條ノ三及び第十五條ノ八
又は同法第十五條ノ十一の改正規定により被選舉権を有しなくなつ
た場合でも、この法律施行後最初に行われる選舉の日まで、なま
公職選任により該事務に有するものとみなす。

第一項に規定する委員の定数は、改正前の同法第十五條ノ二へ同法
第十五條ノ十七(改正前に准用する場合を含む。)の改正規定にかか
わらず、この法律施行後最初に行われる選舉の日まで(例は、な
お、選舉の規定による。)

第五條 この法律が付従する六款の規定による市町村農地委員会の二課
の職務事務は、都道府県農地委員会の委員の准用する場合に准用す
けられるまでは、改正前の同法第十五條ノ八又は第十五條ノ十八の

改正規定にかわらず、二以上の規定及び補充は、行わない。

この法律施行後第六月に施行する起算日の日までも同法、同規
整法第十五條ノ十九第一項及び第二項の改正規定にかかるず、同
項の規定による市町村農地委員会及び都道府縣農地委員会の委員の
解任の請求をすることができない。

第六條 この法律施行後最初に行われる市町村農地委員会及び都道府縣農地委員会の委員の選舉
等の届出は、政令で定める。但し、その他のこの法律公布日から四箇月以内でなければならない。

前項の選舉等に用いる選舉人名簿の調査、認定、修正の申立及び
次に定められたに該当する期日及び期間等は、農地調整法第十五條ノ
五及び第十五條ノ七の止規定にかかわらず、政令で定める。

前項の規定により認定された市町村農地委員会委員選舉人名簿は、
昭和二十六年三月四日まで有效とする。

昭和二十四年においては、農地調整法第十五條ノ五第一項の改正
規定は、適用しない。

改正規定にかかわらず、委員の一員及び補充は、行わない。

この法律施行後第六月に規定する選舉の日までには、
選法第十五條ノ十九第一項及び第二項の改正規定にかかわらず、同
項の規定による市町村農地委員会及び都道府縣農地委員会の委員の
解任の請求をすることができない。

二六 該 この法律施行後最初に行われる市町村農地委員会及びふ選用
農地委員会の委員の選舉の期日は、政令で定める。

二七 前項の選舉等に用いる選舉人名簿の調製、監観、修正の申立及び
次回並びに選定に該する期日及び期間等は、農地調整法第十五條ノ
五及び第十五條ノ七の又止規定にかかわらず、政令で定める。

二八 前項の規定により選定された市町村農地委員会委員選舉人名簿は、
昭和二十六年三月四日まで届え置くものとする。

二九 昭和二十四年においては、農地調整法第十五條ノ五第一項の改正
規定にかかると、同項の規定による市町村農地委員会委員選舉人
名簿は、提出しない。

第7條 以上前の施設、機器等又はこれに類似して當會によつてした手帳その他の行為は、これらの以上前の場合に當對するこの法は又はこれに基いて發する命令の規定によつてした手帳その他の行為とみなす。

第八條 岩澤義利設特商會（昭和二十一年設立者也十三才）の一員セ次のように定む。

農林省

として次の二項を加え。・

五 昭和二十三年七月十五日現在において此法施行法（昭和三十一年法律第十一号）第四十七条ん規定する水小作權の目的となつていた土地一間目以後遺法小作地となつた地を除く。・

六 西端に第三項及び第四項として次の二項を加え。・

前項第一項の規定の適用につけては、地主を所有する者で自ら耕作の業務を當むもの又はその者の内附の耕農若しくはその配偶者亦耕作の業務を當むものが第二種而圃場に適度する分の庭園の庭園以外の正當の事由に因つてその圃場のため町村の区域内外に住所を有し全くたつた場合において、引き継ぎその者の配偶者又はその者と同居していた二種等内の直系が過般圃場について耕作の業務を當んでおり、且つ、当該農地の所有者が当該農地の町村の区域内外に住

五 論 この法は施行後最初に行われた市町村農地委員会及び都道府縣
農地委員会の委員の選選事に關す。選舉人名簿の調査、候覺、修正の
舉立及次第選舉並に選舉に關する開日及び期日等は、他一節の規定
にかかわらず、森林大臣が定む。

六 論 市町村農地委員会又は都道府縣農地委員会の委員の選舉でこの
法は施行前に選舉の期日の告示がもつたものについては、第七條の農
地にかかわらず、なお後例の如によ。

七 論 改正前後の施政綱要法又はこれに倣いて定むる命令によつてした
手續その他の行為は、これらの改正前の規定に當當するこの法は又は
これにおいて發する場合の規定によつてした手續その他の行為とみな
す。

第八條 自作農業設置割賦賦課（昭和二十一年政令第十三号）の一節
セ次のように改正す。

農林省

第三款第五項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第五号
として次の二号を加え。

直 昭和二十三年七月十五日現在又おいて此法施行法（明治三十一
年政令第十一号）第四十七条の規定する水小作取の自作地となつて
いた地一町目以後適用に當作地となつた地を除く。）

第六款に第三項及び第四項として次の二項を加え。

農業地一町の場合は、地主に付する地代を所持する者で自ら耕
作の業務を営むもの又はその者の四戸の隣接若しくはその隣接者が
正地の半地に因つてその半地の四戸の隣接若しくはその隣接者が
耕作の業務を営むものが第二記の半地に適足する耕作の範囲以外の
くさつた場合において、引き受けその者の耕作者又はその者と耕作
していいた二戸等内の農業が過度地に於て耕作の業務を営んでか
り、且つ、過度地の所有者が当該無効のため市町村の区域内に住

新を有するに通の見込があると市町村は地代減免金が認めるとされ、
その者は当該市町村の区域内に住所を有するものとみなす。
市町村は地代減免会は、地代の規定により当該市町村の区域内に住
居を有するものとみなされる者を二年ごとに登録し、同額に該当す
るかどうかを決定しなければならない。

第十二条の二第三項の大元式の一項を加える。

第一項又は第二項の規定による地代の設定は、その規定がなく
ても、当該承認者が電線塔の建設の際に當されていひ限り、その承
認地の所有権を放棄した者に贈りとれをもつて廃止することとせらむ。
第十五條第一項本文中「自作農となるべき者又は当該農地につき所
有権その他の権利を有する者」を「自作農となるべき者」が同様の規定
による他の賃貸を受けを日から一箇月以内にて、同前項二二頁印

一〇〇七
四三

・者又は建物につき賃借権を有する者並びにこれらの者の間の
相続及びその配偶者の夫たる承諾が無効以外の取扱から得られて
いる場合

二 宅地又は建物の所有者が近く自ら使用する事を相当地とする場合

三 宅地又は建物の位置、面積及び構造等により賃收を不適當とす
る場合

第十二条の二第三項中第二号以下を一号ずつ繰り下げ、第二号とし
て次の二号を加える。
二 昭和二十三年七月十五日現在において、民法施行後第四十七條
に規定する水小作権の目的とをついていた牧野一間日以後通常に自
作牧務とされた牧勞を除く。一

所を有するに至り見込があると市町村地政委員会が認めたときは、
その者は当該市町村の区域内に住所を有するものとみなす。
市町村は地政委員会は、漁場の風波により当該市町村の区域内に住
所を有するものとみなされた者を二年ごとに登録し、同項に該当す
るかどうかを決定しなければならぬ。

第十二条の二第三項の大に次の二項を加える。

第一項又は第二項の規定による地役権の設定は、その貸主がなく
ても、当該承仅仅是公認認定の違反の前に訴されていゝ限り、その承
受地の所有権を取得した者に贈与これをもつて歸属することとされる。
による地地の賃借を受けた日から一箇年以内に」に、同條第二項中「
一ヶ月め」を除第二項ともて次の二項を加える。

政府は、左の各号の一に該当する場合は、漁場の風波による宅

地又は建物の買収をしない。

一 宅地につき賃借権、或は賃借権による権利若しくは地上権を有す
る者又は建物につき賃借権を有する者並びにこれらの者の同戸の
親族及びその配偶者の主たる漁場が漁業以外の職業から離れて

いる場合

二 宅地又は建物の所有者が近くより使用する事を相当とする場合
三 宅地又は建物の位置、面積及び構造等により買収を不適当とす
る場合

漁港十箇の二箇程度中第二号以下を一号ずつ繰り下げ、第二号とし
て次の一号を加える。
二 昭和二十三年七月十五日現在において、漁法施行法第四十七条
に規定する水小作権の目的となつていた牧野一周年以後漁法に自
作牧野となつた牧野を除く。)

新を有するに至る見込があると市町村農地委員会が認めたときは、
その者は農業市町村の区域内に住むものとみなす。
市町村は地主員会は、地主の規定により当該市町村の区域内に住
む者とみなされ、者を二年ごとに審査し、同項に該当す
るかどうかを決定しなければならない。

第十二条の二第三項の大元式の一項を加え。・

第一項又は第二項の規定による地役権の設定は、その者がなく
ても、該該承役者が電線塔の建設の際に設されていの限り、その承
役者の所有権を轉化した者又は第三項「牧野にあつては、命令の定め
ることにより」を「第一項」に、同條第三項中「牧野にあつては、命令の定め
ることにより」ところにより、牧野にあつては「
」に改め、同條第二項として次の一項を加える。

政治は、左の各号の一に該当する場合は、國庫の規定によつて

農業、林業省

省

地主は建物の買収をしない。

一 宅地につき買収権、又は買賣による権利若しくは地上権を有す
る者は建物につき買収権を有する者並びにこれら二者の同一の
親族及びその配偶者の生たる所持が建築以外の権利から生じて
いる場合

二 宅地又は建物の所有者が近く自ら使用する等を理由とする場合
三 宅地又は建物の位置、権限及び構造等により買収を不適当とす
る場合

第四十項の二項四項中第二号以下を一号ずつ繰り下げ、第二号とし
て次の二号を加える。

二 昭和二十三年七月十五日現在において、放送施行法第四十七條
に規定する水小作権の目的となつていた牧野（兩日以後起訴に因
作牧野となつた牧野を除く。）

第四十六 評議第二項中「前項」を「第一項」と、「市町村農地委員会」を「該道府縣知事、市町村長又は市町村農地委員会」に改め、同條第一項の次に次の二項を加える。

前項に規定する國有財產については、當令で國有財產の評議^{評議}を定めることができる。

第五十條第一号中「第三十條の二第三項」の下に「（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同條第二号中「当該官吏」を「当該官吏員」に改める。

第五十一 評議第一号「第二号入は第三号」を「第一号、第三号又は第四号」に改める。

第九條 市町村目作業制改善の爲め法律第四編第三項の改正規定は、同法第三條の規定による該地の買取でこの法律施行前に同法第六條第十五項規定する該地買取の者が公賣されたものについては適用しない。

附
則
第
四
十
九
条

第十九條 本法律施行が農地經營法第四編第三項の改正規定は、同法第三條の規定による該地の買取でこの法律施行前に同法第六條第十五項規定する該地買取の者が公賣されたものについては適用しない。

第二十一条 小作調合法（大正十三年法律第十八号）の一項を次のように改正する。

第五條中「市町村長及村長」を「市町村農地委員会（當該土地ノ耕者等ニ該地を云ふ者十七人ノ二以上三項ノ規定ニ依り設置セラレタル地区農地委員会ノアルトキヘ該地地区農地委員会以下同じ）及市町村長」に改める。
及郡長

第八條第三項中「市町村長」を「市町村農地委員会及市町村長」に改める。

第九條の次に次の二項を加える。

第九條ノ二 評議所開會ノ申立ヲ又シタルトキヘ評議前當該事項

第四十六條第二項中「前ハ」を「第一項」に、「市町村議會及市町村長会」を「都道府縣知事、市町村長又は市町村議會委員會」に改め、同様第一項の次に次の二項を加える。

前項に規定する國有財產については、當令で國有財産の管轄を定めることができる。

第五十條第一号中「第三十條の二第三項」の下に「（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同條第二号中「当該官吏」と「当該官吏^{員外職}」に改める。

第五十一條中「第二号又は第三号」を「第一号、第三号又は第四号」に改める。

第九章 前論中目作業面積等の補正規定は、同法第十三条の規定による減免の貢収でこの法律施行前に同法第六条の規定による減免する額の支拂いが未済されたものについてのみ適用しない。

附則

法律施行

第十條 小博調査法（大正十三年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第五條中「市町村役場及都長」を「市町村議會委員會（当該土地ノ所轄地ニ在る者並びに十七歳ノニ下三歳ノ誕生日ニ依リ被風セラレタル地主農地又其公ノアルトキハ同該地主農地之興味以下同ジ）及市町村長」に改める。

第八條第十三条中「市町村役場」を「市町村議會委員會及市町村長」に改める。

第九條の次に次の二項を加える。

第九條ノ二 取扱新規等ノ申立てラヌヨシタルトキハ

ノの物タル土産ノ所在地ノ市町村長は、委員会シテ御用シヘナシム
ルコトヲ取ス。シテ該委員会ニ背元ニ市町村長が委員会ノ職務ヲ行フ
事合/其ノ性質ノ性質ノ長官ニ於ミ市町村長が委員会ノ職務ヲ不適否ト
論ムル場合へ此ノ職ニ在ラズ

議十一課中「前段ノ既定ニ同ラズ」を「何時ニテセ」に改める。
議十七課中「市町村長又ヘ都長」を「市町村長地委員会又ヘ市町村
長」に改める。

議十八課中「小作官、簡便ノ市町村長又ヘ都長」を「第十七課ノ市
町村長地委員会又ヘ市町村長」に改め、同様を議十八課ノ二とし、議
十七課の次に次の二課を加える。

議十八課「該判所調査ヲ為サントスルトキヘ小作官又ヘ小作主等ノ
意見ヲ聽クコトヲ云ス。」

議十九課及び議二十課中「小作官」と「小作主等」に
「小作主等」を加える。

議二十九課第一項ア「調査ニ適當ナル者」を「各道府、県知事委員
会ノ指図シタル者又ノ指図けニ適當ナル者」に改める。

議四十三課中「市町村長及都長」を「市町村長地委員会及市町村
長」に改める。

議十二課「市町村長地委員会及び都府廳長地委員会の委員の任用を
行ふる事務に關する法律（昭和二十三年法律二百七十三号）は、
廃止する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。但し、第一項、後述議會議
院議長の承認の上、昭和二十五年一月一日から施行する。

各地農民会の田畠別耕減を以め、並に農民会の委員の選舉手続を採
用せざる事無く成る事法反い地方自ら云に導ずるよう以し、不在地主
の範囲を以め、右地、延滞等の貢收基準を明確にして、民法施行前に義
定せられた水小作權を延長すると共に小作調停制度を改正する等の必
要があるからである。これがこの法律案を提出する理由である。

裏面白紙

農林省

二四農政第一二六〇号

昭和二十四年五月二日

農林次官 片柳眞吉

法務廳法制長官威

農地調整法の一部を改正する等の法律案の正誤

に關する件
さきに閣議を経た農地調整法の一部を改正する等の法律案に誤があつたので別紙のように訂正されたい。

裏面白紙

別紙

農不有

疊地調査法の一部を改正する等の法律案 正誤

第一條中「第十五條ノ二第五項に次の後段を加える。」は、「第十五
條ノ二第五項中「前項」を「前二項」に改め、同項に次の後段を加える。
の誤。

「農地調整法の一部を改正する等の法律案と提案理由説明」

農林大臣

農地調整法の一部を改正する等の法律案と提案理由説明

農地改革と並んで各農業者の努力によりますと好成績を以て一段落致しました。これらにより農村は九割以上が自作農となり、現下いろいろと困難な事情はござりますが、ともかくも一応安定した基礎の上に農業經營を行って行くことができるようになりましたことは、實に同慶に存ずる次第であります。

農地問題は、しつゝもこれを以てことごとく解決致したとは云えません。今後土地改良や農地の交換分合等に充分の努力を傾げなければなりませんし、また農地改革の成果を永久に確保致しますために農地調整法と自作農創設特別措置法との法律を存置致すことも必要であります。

今回の改正法律案は右二つの法律即ち農地調整法及び自作農創設特別措置法が今後にあける運用を考究まして、農地改革後的新しい農村の姿に照し合わせて、これに適合するよう附則の修正を加えた上で存するのであります。

即ちその一端は農地委員会・構成の問題であります。現行法では地主三、自作二、小作五という定数にならざりますが、農地改革後の農村の実情から見て二つが妥当でないことは極めてあります。

明かでありますと、假りに現行法通りといたしますれば、全体の九割をもおめる自作農の代表が二名といふことになるわけになります。農地委員の任期は十四回國会において本年の六月三十日までとされますが、近く第二回の総選挙を行わなければならぬから、さうありますと、二つに先立ちまして農地委員会の構成を改めなければならぬのであります。農地委員会の新しく構成につきまことに種々の條件を考慮致しまして慎重に研究致しました結果、自作的なる人非常多的現状に鑑みて二つを六つとし、ある程度農地を小作している人を二、ある程度農地を貸付けている人を二と致したのであります。

オニは不在地主の定義についての問題であります。改正案におきまでは、農業を営んでいた者か他の職業につくたゞなど的事情によつて離村致しましても、さう配偶者を親子兄弟が依然として農業を續けてあり、且つ本人も将来歸村する見込があります場合には二つを在村地主とてて処理致すこととして、以て職業上の理由による移転に支障を与えないように取扱いたいと思うのであります。

今回の改正法律案の内容は以上二点の外農地移動統制の基準の明確化、小作調停制度の改善等の内容を含んであります。御参考に供するためお手許に法律案の要綱をお配り致しておりますので、詳細はそばによつて御覽おたゞしいと存じます。なにとぞ慎重御審議の上速に御可決あらんことを御願ひ致します。

(略)

NRS. 開成解説の條目を改めて追記

◎第一條の一節を次のように修正す。

○第十五條ノ二の改正規定を次のように修正す。

第十五條ノ二第二項中「第一項」を「第五項」に改め、同條第三項を

次のように改め、同條第四項から第五項まで削る。

委員ハ被選挙権ヲ有スル者ニ就キ選挙権ヲ有スル者ノ選挙

シタル者十人ヲ以テ、ニ充ツ

第十五條ノ二第一項後段を次のように改める。

但シ増加スベキ委員ノ定数八十人ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十五條ノ三の改正規定を次のように修正する。

第十五條ノ三第一項中「若ハ該市町村、近畿内ニ於テ命令ヲ以テ定ハル面積」
農地ノ所有主に於テ、此某ノ者、同居ノ親族若ハ其配偶者しき又ハ其同居親
族若ハ其配偶者ニシテキ一齡三十年以上モノ」に改め、同項に次の但書を加え、
但シシ町村農地委員会ノ省令、定ハル所ニ依リ耕作事業務ニ當特徴事セラ

ル者ト認メル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第十五條ノ三第二項を次のように改める。

前項ノ規定、適用ニ付テハ農地ノ面積ハ土地台帳ニ登録セラレタル面積ア
ル農地ニ在リテハ当該地積（市町村農地委員会等該地積ヲ以テ署シテ不相
合ト認メ別段ノ面積ヲ定メタルトハ其面積）、土地台帳ニ登載セラレタル面積ナ
キ農地ニ在リテハ市町村農地委員会ノ定タル面積トス

○第十五條ノ五第一項中「第十五條ノ二第三項、各款、區分毎ニ前リ、同
條第四項中「所有ノ若ハ又ハ其者、所有ノ若ハ耕作、業務經營ハ小作地、
(第十五條ノ三オニ項ニ於テ準用ス)十五條ノ二第五項、規定ニ依ク其者、所有
ノル農地ト看取シタル農地ヲ含ム」を削り、同條第五項中「第十五條ノ二第六項、第
八項及第九項」を「第十五條ノ三第二項」に改める。

同條

○第十五條ノ六第一項中「自己、登載セラレタル」を削り、第二項中「第十五條ノ二
第三項各款、區分ニ付」及び「当該區分ニ付テハ」を削り、「二人」を「三人」に改め、同條
第三項中「第十五條ノ二第三項各款、區分ニ付」、「当該區分ニ付」但書を削り、「二人」を
「三人」に改める。

- 第十五條、八中、第三十八條乃至レを「第三十
七條」衆議院議員選舉法第二十三條、規定の準用入
ル部分ヲ除フ)、第三十八條乃至レに、一及第百二
十八條レを「、第百二十八條及第二百五十六條乃至
第二百五十八條」に改メス。
- 第十五條、十一中、第十三條レを「第五項」に改
メス。
- 第十五條、十二第二項中「第十五條」ニ第三項各
號、區分毎ニレセ前ス。
- 第十五條、十四第二項ヲ改正規定中「火薬運送
會社」中「火薬地委員會」に改メス。
- 第十五條、十四第一項中「第十五條」十七ニ於テ
準用ス、第十五條、二第三項各號、區分ニ然レシ之
前ス。
- 第十五條、十八第一項中「第十三條」十四項レ之
「第十五條第六項」に改メス。
- 第十五條、十八中「第十七條」の下に「衆議
院議員選舉法第二十三條、規定の準用入ル部分ヲ除
フ)」を加え、「及第百二十八條レを「、第百二
十八條乃至第二百五十六條」に改メス。

○ 第十五條、十九第一項及び第二項中「第十五條」の第三項各號、區分ノ二屬シ、「當該區分ニ屬シ及び」ミテ、當該區分ニ屬スルモノノ全員」を削り、同條第一項中「同項」を「第十五條」の第三項に改め、同條第五項中「全員」を削り、「此等ノ委員」を「其ノ委員ニ付」に改め、同條第七項を次のよう改め、同條第八項を削る。

前五項ノ規定ニ依ル解任、効力ニ關シテハ地方自治法第六十六條第一項乃至第四項第七項第八項、第一百一十八條及第二百五十六條乃至第二百五十八條ノ規定ヲ準用ス此、場合ニ於テ「第十六條第一項中「選舉ト開しては選舉」の日、當選ト開しては第五十九條第二項又は第四項の告示シドアルハ「第十五條」の十九第三項の規定ト同様告

示レトス

○ 第十五條ノ二十一第一項中「中央農地委員會」を「中央農地委員會議」レト改める。

○ 第十五條ノ二十二第二項中「第十三項」を「第五項」に、同條第三項中「第十四項」を「第六項」に改める。

○ 第十七條ノ二の改正規定を次のよう修正する。

第十之條ノ二第一項を次のよう改める。

特別ノ事情アル市町村ニ設置セラベキ市町村農地委員會
「關シテハ政令ノ定ムル所ニ依リ特例ヲ設クルコトヲ得

○ 第四條第一項中「第一号から第三号まで」及び「それぞれ

しを削り、「第十三項」を「第五項」に改める。

